

2018 水巻町 都市計画マスタートップラン

人・水・緑が輝き、
後世に誇れる住みよい故郷 水巻町



水巻町公式マスコットキャラクター

みずまろ

平成 30 年 3 月
水巻町

ごあいさつ

水巻町は、面積は約 11 km^2 と小さな町ですが、町域には 2 つの J R 駅があり、国道 3 号が町の中心部を通るなど、北九州都市圏、福岡都市圏への交通アクセスに優れるとともに、様々な都市機能がコンパクトにまとまって生活しやすい環境が整っています。

本町では、平成 11 年 3 月に都市計画マスタープランを策定し、適正な土地利用の誘導をはじめ、道路や公園など様々な都市基盤の整備を図ってきました。現在では水巻駅南口の周辺開発や吉田ぼた山の跡地活用などの計画を推進しています。

一方、昨今では少子高齢化の進行と人口の減少が顕著であり、これまでの人口の増加を前提としたまちづくりから、人口減少社会へ対応したまちづくりが必要となっています。

また、自然災害や環境問題など本町を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、厳しい財政状況を踏まえ、これらの課題への対応も急務となっています。

このように、社会情勢の変化への対応を目的に、今回既存の水巻町都市計画マスタープランの見直しを行いました。

なお、見直しにあたっては、将来像を「人・水・緑が輝き、後世に誇れる住みよい故郷水巻町」と掲げることで、人々が住み良い魅力的なまちづくりを進めることにより、今後とも良好な自然環境の享受と、人々の定住を促し持続可能な新たなまちづくりを目指して行くものとします。

人々の住み良いまちづくりを進めていくためには、行政の取組はもとより、町民の皆さまとの協働による取組が重要となりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

最後に、今回の見直しにあたり、アンケートや都市計画審議会等を通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆さん、委員の皆さん、また、お力添えを賜りましたすべての皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月



水巻町長

美浦 喜明

目 次

序章 都市計画マスタープランの見直しにあたって.....	1
1. 都市計画マスタープランとは.....	1
(1) 都市計画マスタープランの役割.....	1
(2) 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的.....	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけ.....	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 対象区域	2
(3) 目標年次	2
(4) 構成	2
第1章 都市の現況と課題	3
1. 現況	3
1-1. 位置・地勢	3
1-2. 沿革	3
1-3. 人口	5
1-4. 産業	10
2. 上位関連計画の整理	18
2-1. 第4次水巻町総合計画（平成20年3月）	18
2-2. 北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年1月24日 告示）	20
2-3. 水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）	22
3. 町民意向	23
3-1. 調査の概要	23
3-2. 調査結果の概要	23
4. まちづくりの課題	29
第2章 全体構想	32
1. まちづくりの基本理念と将来像.....	32
2. まちづくりの基本方針	33
3. 将来都市構造	34
3-1. 将来都市構造のあり方	34
3-2. 拠点	35
3-3. 都市軸	35
3-4. ゾーン	36
4. 将来人口	38
5. 分野別の方針	39
5-1. 土地利用の配置及び方針.....	39
5-2. 交通施設整備方針	42
5-3. 公園・緑地整備方針	45
5-4. 市街地整備の方針	48
5-5. 景観形成の方針	51

5-6. 下水道・河川の整備方針.....	54
5-7. 都市防災の方針	56
5-8. その他の都市施設の整備方針.....	59
第3章 地域別構想	60
1. 地域区分	60
2. 猪熊地域	61
3. 机地域	67
4. 頃末地域	73
5. 伊左座地域	79
6. 吉田地域	85
第4章 まちづくりの推進方策	92
参考資料.....	資料-1

序章 都市計画マスタープランの見直しにあたって

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

都市計画法上、都市計画は都道府県知事の定める都市計画および市町村の定める都市計画に分けられています。市町村が定める都市計画（地区計画、特別用途地区など）は、都市計画マスタープランに即して定めることになっています。

(2) 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

水巻町では、平成11年3月に都市計画マスタープランを策定し、適正な土地利用の誘導をはじめ、道路や公園など様々な都市基盤の整備を図ってきました。その後、「第4次水巻町総合計画」（平成20年3月）や「後期基本計画」（平成25年3月）「水巻町地域防災計画」（平成27年5月）等の計画を策定しています。

また、国では、都市計画に関連した「景観法」の制定や「まちづくり三法（都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法）」の見直しが行われ、福岡県では北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年）を策定しており、都市計画マスタープランとの整合等も必要となっていました。

一方、近年の本町を取り巻く社会情勢は、人口の減少、少子高齢化の進行、厳しい財政状況、自然災害や環境問題への対応などが求められており、その対応が急務となっています。

このように、上位計画の改定や社会情勢の変化への対応や、既存の都市計画マスタープランの目標年次が平成29年であることから、今回都市計画マスタープランの見直しを行うものとなりました。

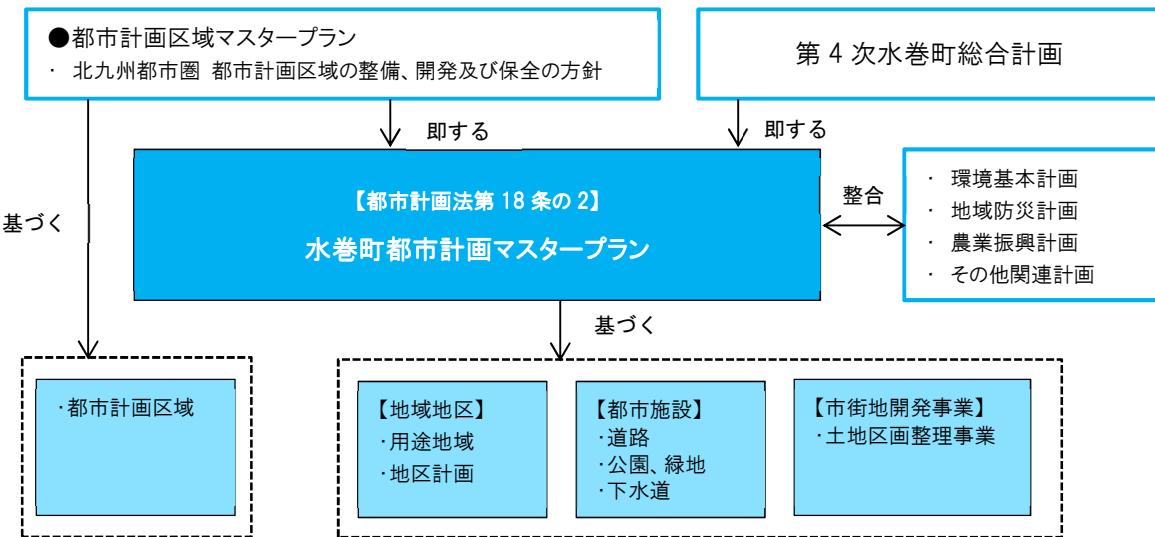
見直しについては、町民の意向を反映した新たなまちづくり方針にするとともに、既存の都市施設を有効に活用しながら、今後とも人々が住み良いまちづくりを目指していくものとします。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 計画の位置づけ

水巻町都市計画マスタープランは、水巻町が目指す都市づくりをさらに展開すべく、町民の意見を反映し、都市計画法（第18条の2）に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となります。

また、上位計画である「第4次水巻町総合計画」や福岡県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（水巻都市計画区域マスタープラン）に即しながら、地域の将来像を示すもので、今後、都市づくりを行うための総合的な指針となります。



(2) 対象区域

対象区域は、都市計画区域全域（11.01 km²）を対象とします。

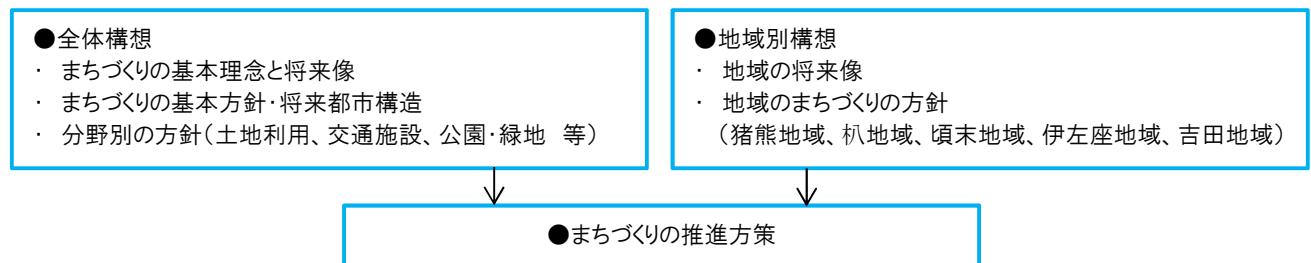
(3) 目標年次

本計画は、平成30年（2018年）を基準年次とし、10年後の平成40年を中間年次、20年後の平成50年（2038年）を目標年次とします。

(4) 構成

町内全域を対象とした「全体構想」と、地域ごとに定める「地域別構想」の2段階構成とします。

なお、地域別構想の地域区分の設定にあたっては、本町の小学校区である5地域（猪熊地域、机地域、頃末地域、伊左座地域、吉田地域）に区分します。



第1章 都市の現況と課題

1. 現況

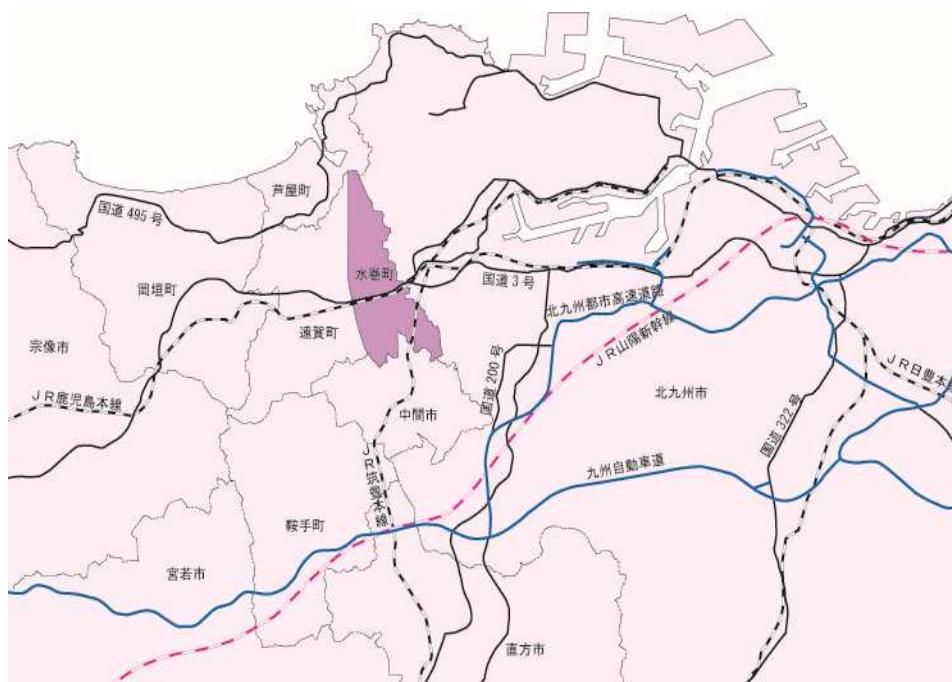
1-1. 位置・地勢

本町は、福岡県の北部に位置し、東には福岡県を代表する2大都市の北九州市があります。本町は、北九州市に隣接することから、北九州都市圏のベッドタウンとして発展してきました。

周辺には、北九州市のほか、中間市、芦屋町、遠賀町と隣接し、総面積は 11.01 km^2 で、県内では4番目に小さく、遠賀川東岸の南北に細長い町域を形成しています。

地勢は、全体的に平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川が流れています。町の中央部には標高100m程度の小高い丘陵地（豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山）があり、河川空間と合わせ本町のシンボルとして独特的な自然景観を形成しています。

【水巻町の位置】



1-2. 沿革

奈良時代には、本町の吉田地区に大和朝廷と太宰府をつなぐ官道の駅館が設けられていたことから、交通の要衝として発達しました。

また、江戸時代以降では、元和（1619年）に、黒田長政が水巻大明神に参拝したことが藩記に記されています。

明治に入ると、石炭鉱脈の発掘と国の富国強兵策の下で、石炭産業の町として栄え、明治22年の町村制施行に際し、立屋敷・伊左座・二・下二・吉田・頃末・机・古賀・猪熊の9カ村が合併して水巻村になりました。

その後、石炭産業の隆盛とともに人口も急増し、昭和15年2月には町制施行を行い「水巻町」が

誕生しました。

第二次世界大戦後には、昭和 25 年に役場新庁舎が完成、石炭産業も復興増産の波に乗って商工業は益々発展しました。また、昭和 36 年には国鉄水巻駅の開業や新国道 3 号線も開通するなど政治、経済、文化、交通のあらゆる面で大きく発展をとげました。

しかし、昭和 40 年代のエネルギーの革命により、昭和 46 年に石炭産業は終えんを迎える、町勢は一時衰退しました。

その後、昭和 50 年代に入ると、炭鉱跡地の再開発に着手するなど、積極的に住宅政策を進めてきた結果、町内には多くの住宅団地が完成しました。

また、昭和 63 年には吉田地区に筑豊本線の東水巻駅が開設され、現在まで北九州都市圏内のベッドタウンとして発展しています。

1-3. 人口

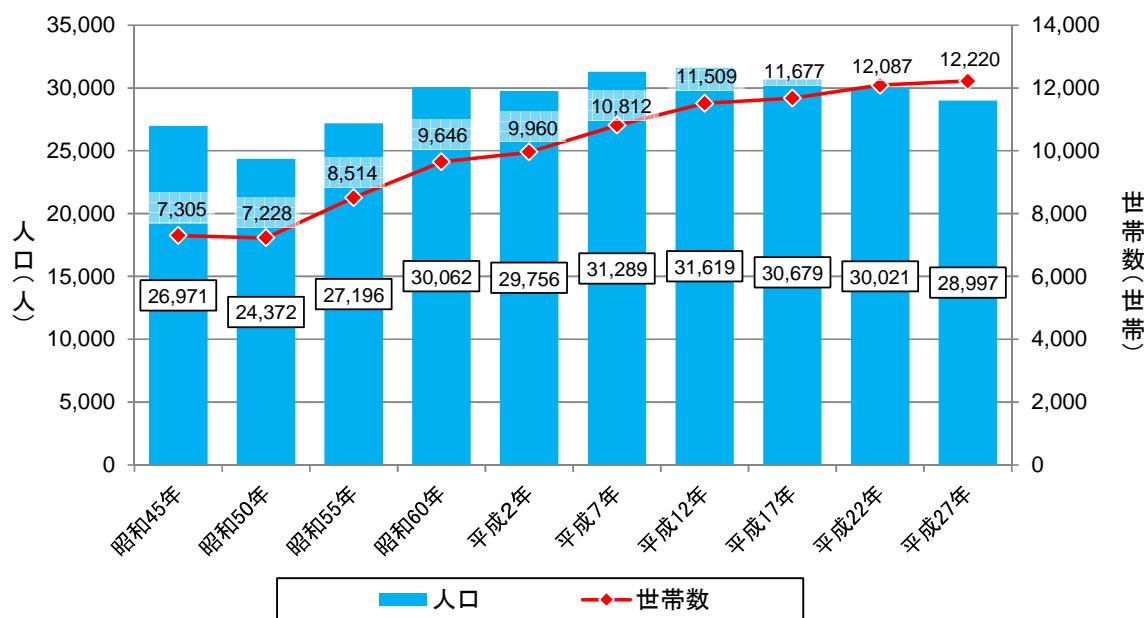
(1) 人口の推移

本町の人口は、平成 27 年現在 28,997 人、世帯数は 12,220 世帯です。

昭和 50 年以降人口は増加傾向で推移してきましたが、平成 12 年の 31,619 人をピークにその後は減少傾向に転じています。世帯数については、増加傾向がやや鈍化していますが、現在も増加しています。

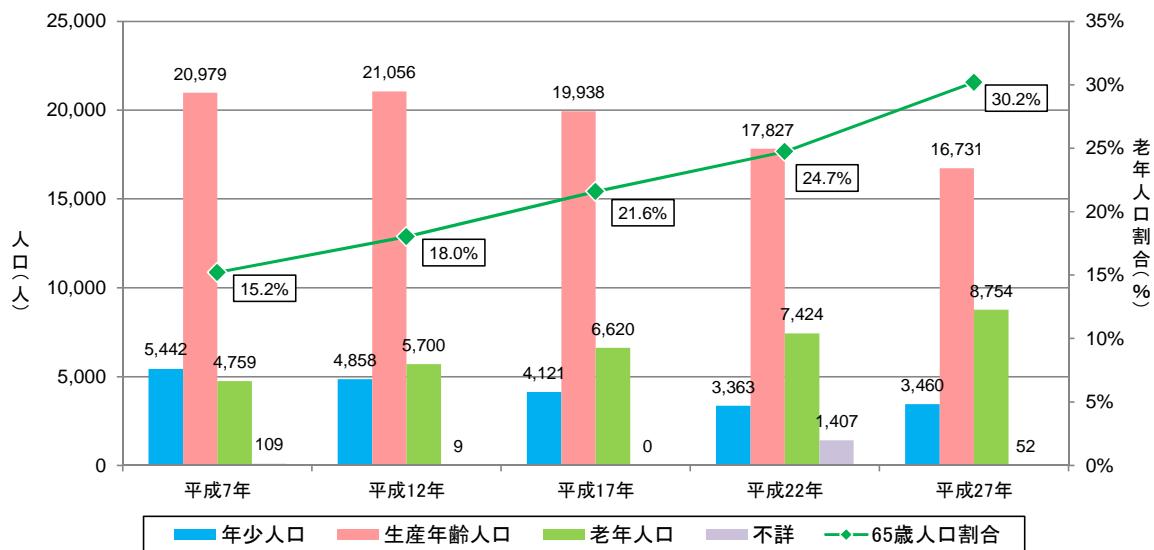
年齢層別の人団をみると、年少人口と生産年齢人口が減少し、老人人口は増加しています。特に高齢化率（65 歳人口割合）は平成 7 年で 15.2% でしたが、平成 27 年には 30.2% まで増加しています。

【人口・世帯数の推移】



(資料:国勢調査)

【年齢層別人口推移】

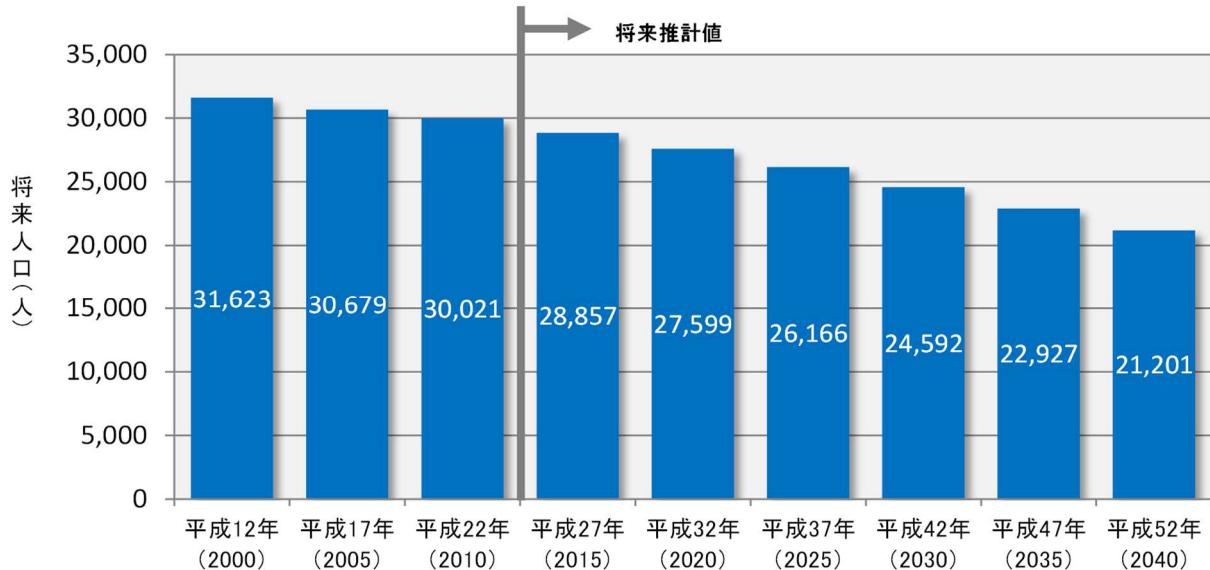


(資料:国勢調査)

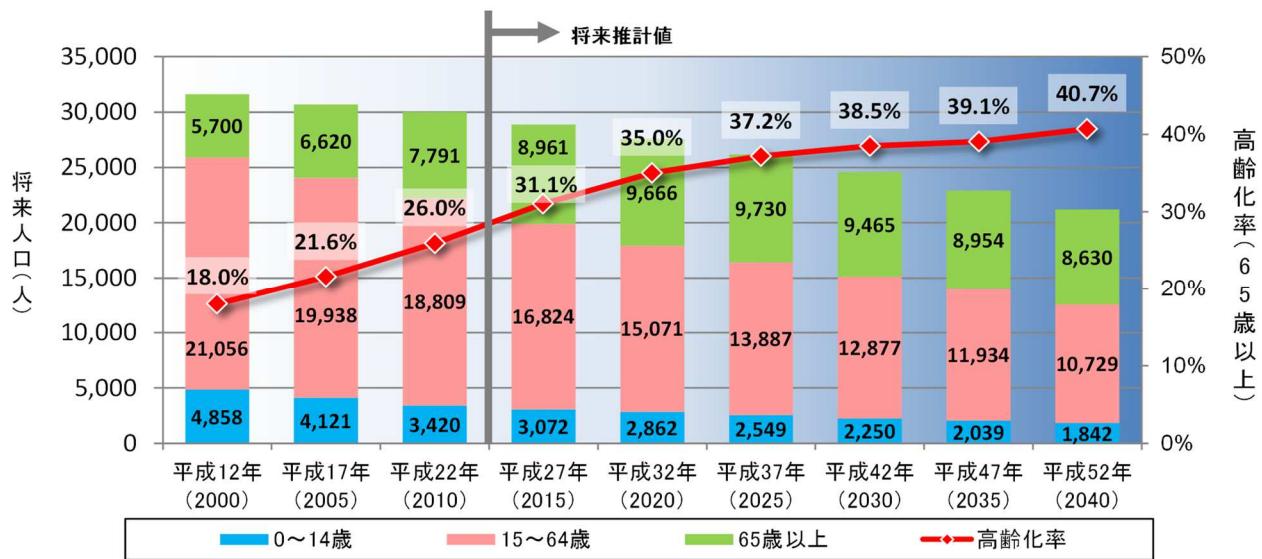
国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町の人口は今後も減少し、平成52年には、今より約8,000人少ない21,201人程度になると予想されています。

また、今後とも高齢化が進み、平成52年には全人口の40%を超えることが予想されています。

【人口の見通し】



【年齢層別人口の見通し】



(資料: 国立社会保障・人口問題研究所)

※不詳を含むため合計が一致しない。

用途地域内外の人口をみると、用途地域内では人口が減少傾向で推移しているのに対し、用途地域外ではやや増加傾向にあり、中心市街地の空洞化と郊外部への人口の拡散がうかがえます。

【都市計画区域人口】

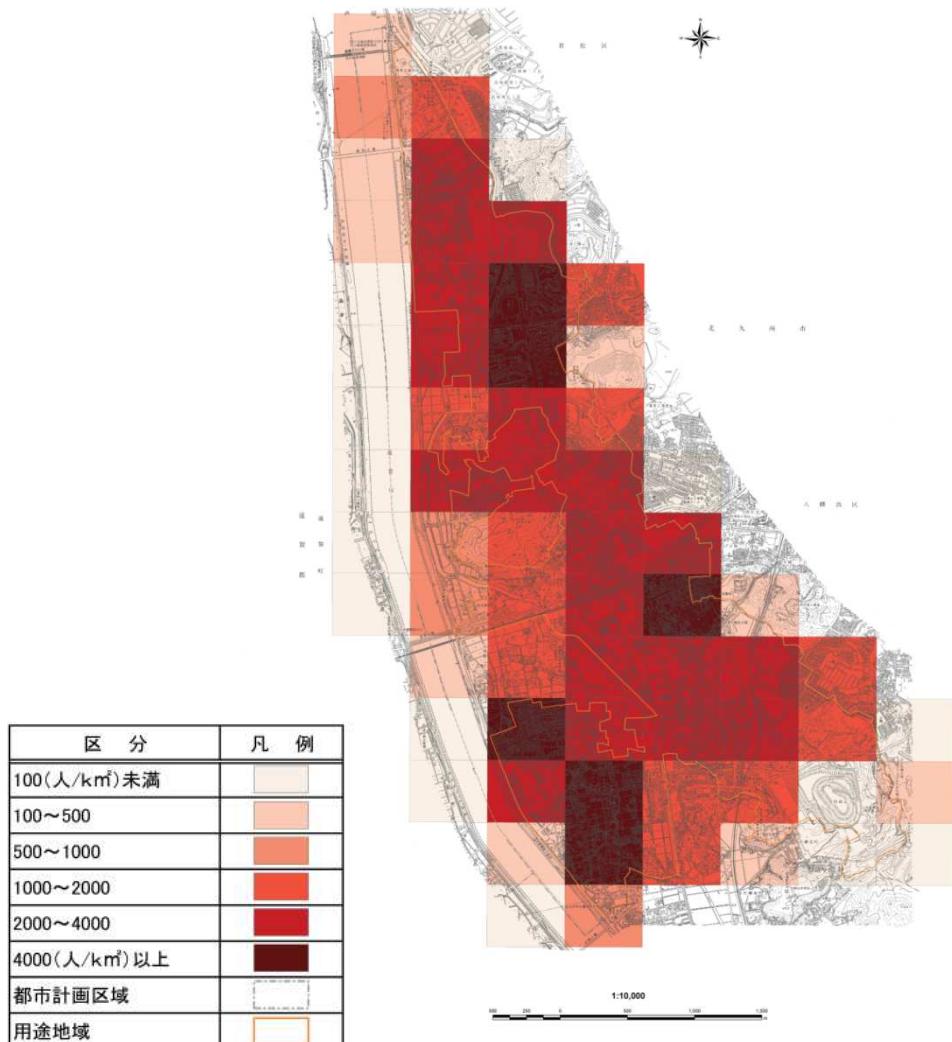
上段=人口 下段=増加率

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
行政区域	30,118	29,949	29,576	29,296	29,257
	—	-0.6%	-1.2%	-0.9%	-0.1%
都市計画区域	30,118	29,949	29,576	29,296	29,257
	—	-0.6%	-1.2%	-0.9%	-0.1%
非線引き用途地域	26,933	26,706	26,372	26,053	25,997
	—	-0.8%	-1.3%	-1.2%	-0.2%
非線引き用途白地	3,185	3,243	3,204	3,243	3,260
	—	1.8%	-1.2%	1.2%	0.5%

(資料:住民基本台帳)

平成 27 年の人口分布をメッシュでみると、用途地域内での人口が多く示されています。特に梅ノ木団地、みずほ団地、鯉口団地などの集合住宅等が立地する周辺の人口が多くなっています。

【人口分布図（平成 27 年）】



(資料:平成 27 年度都市計画基礎調査)

(3) 産業別就業者数

平成 27 年の産業別就業者数は 12,026 人です。このうち第三次産業が 7,948 人 (66.1%) と最も多くなっています。また、産業別就業者数構成比の推移をみると、第一次産業と第二次産業就業者の割合が減少し、第三次産業就業者の割合が増加しています。

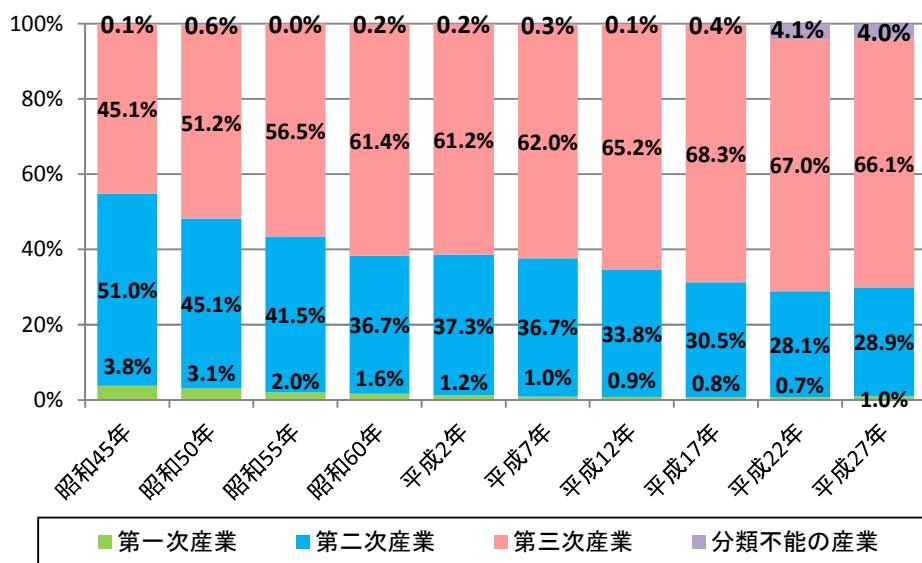
【産業別就業者数】

(単位：人)

年	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業
昭和 45 年	10,449	397	5,331	4,710	11
	(100.0%)	(3.8%)	(51.0%)	(45.1%)	(0.1%)
昭和 50 年	9,627	301	4,337	4,933	56
	(100.0%)	(3.1%)	(45.1%)	(51.2%)	(0.6%)
昭和 55 年	11,028	219	4,575	6,229	5
	(100.0%)	(2.0%)	(41.5%)	(56.5%)	(0.0%)
昭和 60 年	11,728	191	4,303	7,206	28
	(100.0%)	(1.6%)	(36.7%)	(61.4%)	(0.2%)
平成 2 年	12,256	152	4,577	7,499	28
	(100.0%)	(1.2%)	(37.3%)	(61.2%)	(0.2%)
平成 7 年	13,412	131	4,925	8,313	43
	(100.0%)	(1.0%)	(36.7%)	(62.0%)	(0.3%)
平成 12 年	13,637	121	4,603	8,898	15
	(100.0%)	(0.9%)	(33.8%)	(65.2%)	(0.1%)
平成 17 年	13,358	104	4,075	9,130	49
	(100.0%)	(0.8%)	(30.5%)	(68.3%)	(0.4%)
平成 22 年	12,406	93	3,491	8,316	506
	(100.0%)	(0.7%)	(28.1%)	(67.0%)	(4.1%)
平成 27 年	12,026	121	3,472	7,948	485
	(100.0%)	(1.0%)	(28.9%)	(66.1%)	(4.0%)

(資料:国勢調査)

【産業別就業者数構成比の推移】



(4) 通勤通学流動

通勤通学流動状況をみると、当地に常住する就業者・通学者は 13,233 人です。このうち他市区町村で従業・通学する人は 9,345 人と多くの人が流出しています。

また、従業・通学地先をみると、北九州市が 6,079 人と最も多いです。

一方、当地で従業・通学する者は、8,676 人で、常住先をみると、北九州市が 2,472 人と最も多くなっています。

以上のことから、本町と北九州市とのつながりが深いことがわかります。

【通勤通学流動（当地に常住する就業者・通学者）平成 27 年】

(単位：人)

区分	総数	15 歳以上就業者	15 歳以上通学者
当地に常住する就業者・通学者	13,233	12,026	1,207
自市町村で従業・通学	3,528	3,319	209
他市区町村で従業・通学	9,345	8,394	951
県内	9,126	8,201	925
北九州市	6,079	5,447	632
福岡市	434	318	116
直方市	261	239	22
中間市	545	482	63
芦屋町	246	246	-
岡垣町	294	294	-
遠賀町	435	407	28
県内他都市	832	768	64
他県	142	118	24

(資料：国勢調査)

※不詳を含むため合計が一致しない。

【通勤通学流動（当地で従業・通学する者）平成 27 年】

(単位：人)

区分	総数	15 歳以上就業者	15 歳以上通学者
当地で従業・通学する者	8,676	8,152	524
自市町村に常住	3,528	3,319	209
他市区町村に常住	4,711	4,445	266
県内	4,686	4,425	261
北九州市	2,472	2,366	106
福岡市	89	66	23
中間市	544	531	13
宗像市	259	246	13
芦屋町	190	188	2
岡垣町	338	311	27
遠賀町	267	259	8
県内他都市	527	458	69
他県	25	20	5

(資料：国勢調査)

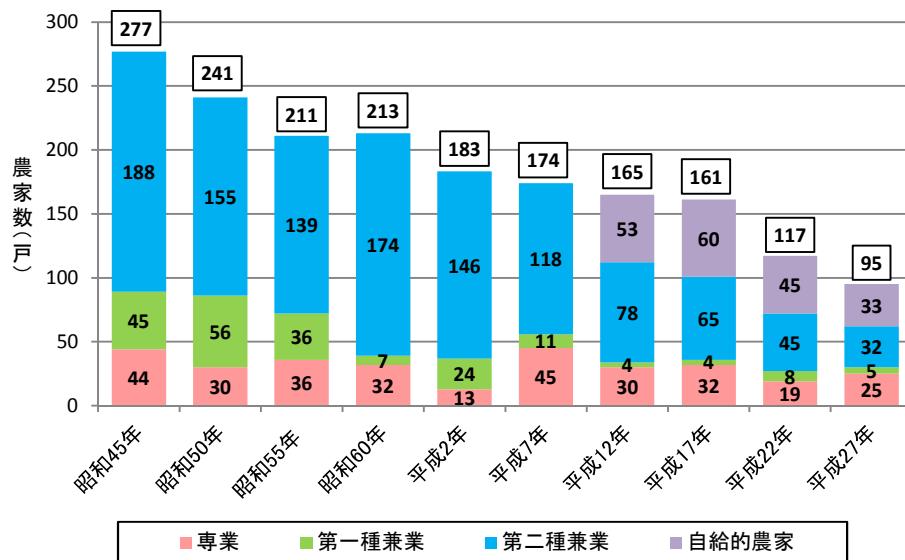
※不詳を含むため合計が一致しない。

1-4. 産業

(1) 農業

農業のうち農家戸数をみると、昭和 45 年の 277 戸から平成 27 年には 95 戸まで大きく減少しています。特に第二種兼業農家数の減少が顕著です。

【農家数の推移】



(資料: 農林業センサス)

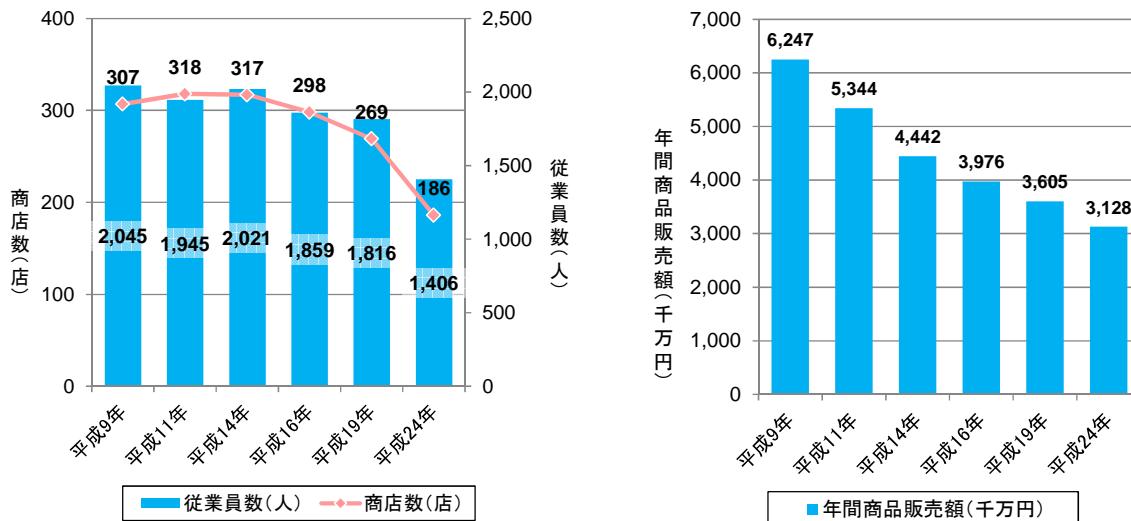
(2) 商業

町内の主な商業施設は、猪熊、頃末、吉田の各地区に集積しています。

商業については、平成 24 年現在、商店数 186 店、年間商品販売額 3,128 千万円となっています。年間商品販売額は、郊外部への大規模小売店の出店などにより減少傾向で推移しており、商店数、従業員数も近年大きく減少しています。

本町の、商業を取り巻く状況は厳しく、従来からの商業集積地は空き店舗が目立ち活気を失っている状況です。

【商店数・年間商品販売額】



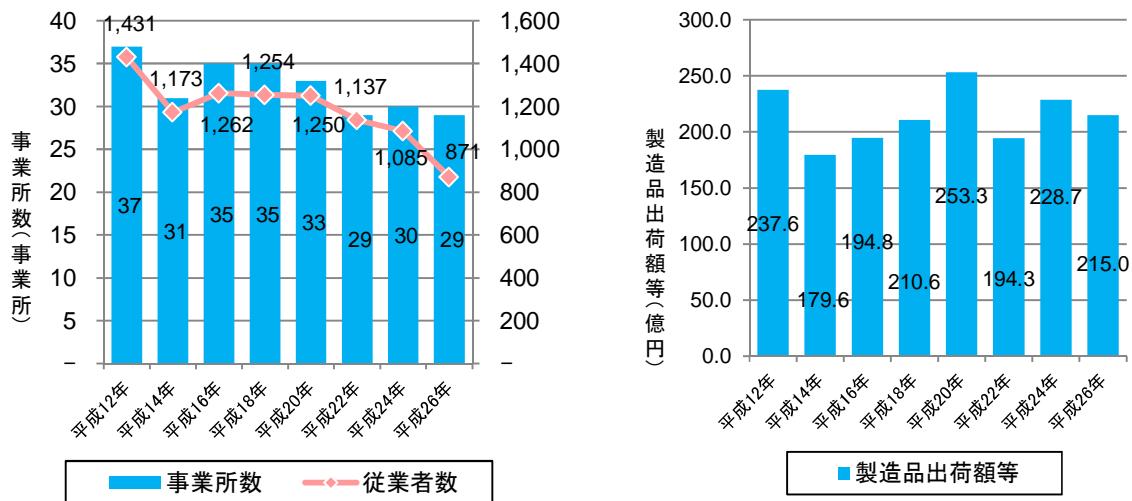
(資料: 商業統計調査、経済センサス-活動調査)

(3) 工業

町内の主な工業系事業所は、猪熊、吉田、頃末の各地区に集積しています。工業については、平成26年での事業所数29事業所で製造品出荷額等は215億円となっています。以下のグラフで、平成12年以降の推移をみると、事業所数と従業者数は減少傾向で推移しています。

しかしながら、製造品出荷額等に変動が少ない状況です。

【事業所数・従業者数・製造品出荷額等】



(資料:工業統計調査)

(4) 交通

道路は、国道3号が本町のほぼ中央部を東西方向に通り、県道直方・水巻線、県道水巻・芦屋線、県道中間・水巻線が南北方向に通っています。

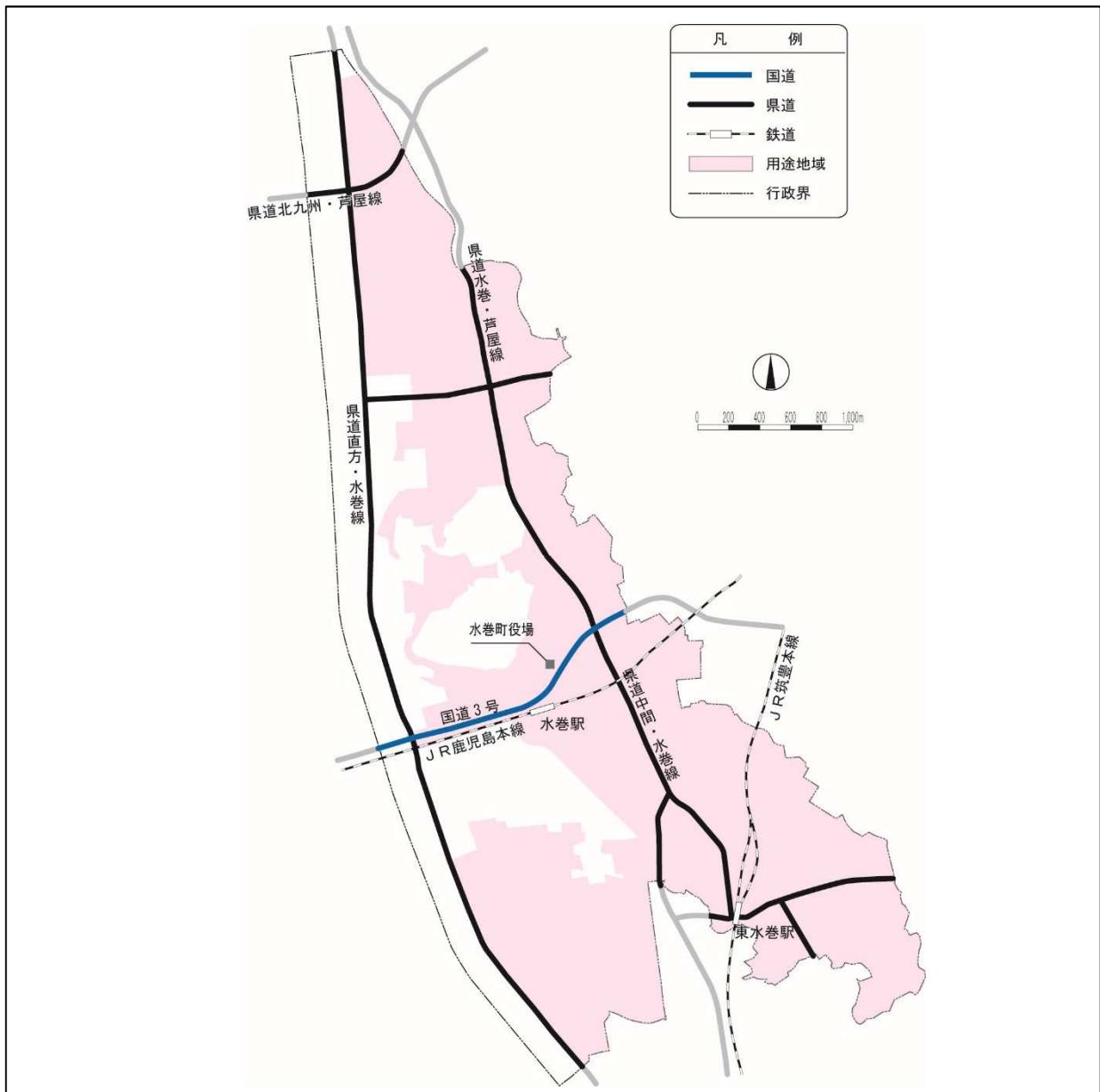
鉄道は、JR鹿児島本線とJR筑豊本線が通っており、水巻駅と東水巻駅が位置しています。

水巻駅は、博多駅から普通列車で約50分（博多駅～水巻駅）、小倉駅からは、約30分（小倉駅～水巻駅）で到着します。一方、東水巻駅は折尾駅から4分、直方駅から16分で到着します。

バスは、北九州市営バスが運行されており、国道3号より北部の地域は、芦屋町、北九州市折尾方面と本町を結ぶバス路線が設定されています。町南部の地域は、南部循環線として独立した4系統の路線が走っています。

その他、本町では高齢者や障がい者等の公共施設の利用や社会参加を支援するために福祉バス「ゆめあいバス」を運行しており、役場、いきいきほーる、障害者福祉センターなどを常時循環しています。なお、利用対象者は高齢者や障がい者、妊婦（介助者の同乗は可能）で利用料は無料となっています。

【交通現況図】



(5) 道路

本町の道路は、平成 27 年度現在、479 路線、その実延長は 130.8 km となっており、このうち改良済延長は 107.1 (81.9%) です。

【道路延長】

年度	実延長 (km)	改 良		路線数 (路線)
		改良済延長(km)	改良率	
平成 7 年	114.8	64.5	56.2%	394
平成 12 年	123.1	76.4	62.1%	433
平成 17 年	128.1	87.1	68.0%	460
平成 22 年	129.5	96.8	74.7%	468
平成 23 年	129.6	99.3	76.6%	468
平成 24 年	129.4	100.3	77.5%	468
平成 25 年	129.5	101.4	78.3%	469
平成 26 年	129.5	101.4	78.3%	469
平成 27 年	130.8	107.1	81.9%	479

(資料:水巻町統計資料)

(6) 土地利用

本町は、用途地域の面積が行政面積の約 7 割を占めています。

土地利用状況を見ると、住宅用地が 290.6ha と最も多く行政面積の約 3 割を占めています。

用途地域内を見ると、住宅用地が多く約 4 割近くを占めています。その一方で、農地も 61.2ha、未利用地も 43.2ha みられます。

一方、用途地域外を見ると自然的利用は約 7 割を占めています。なお、遠賀川が区域に含まれる関係で水面が 122.6ha と最も多くなっています。

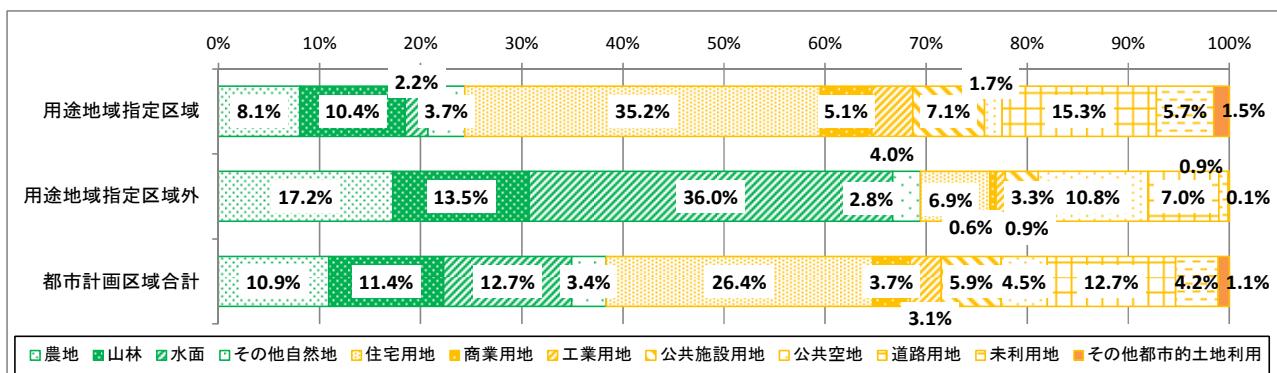
【土地利用別面積表】

(単位:ha)

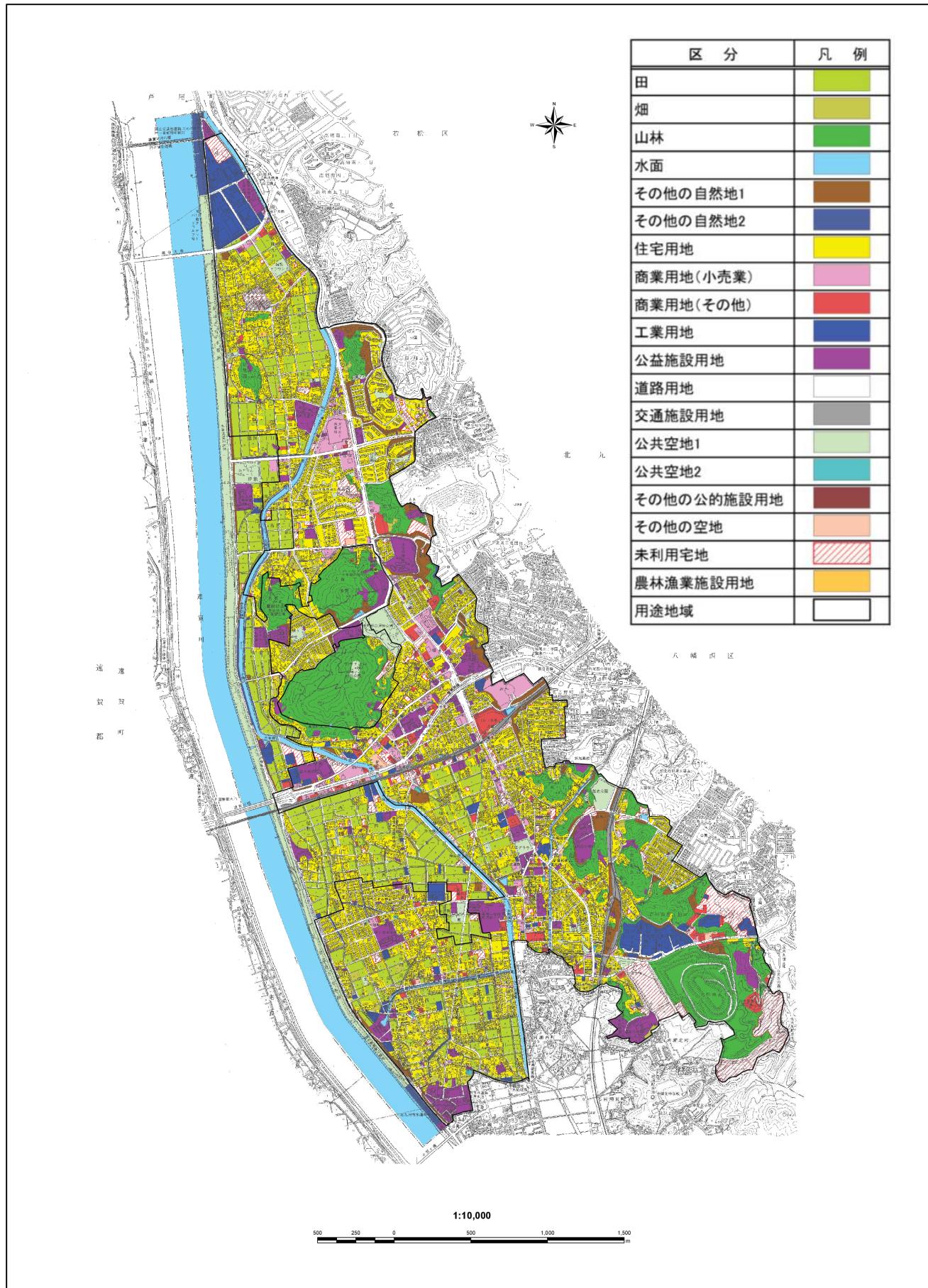
市街地区分	自然的土地利用				都市的土地利用								合計	
	農地	山林	水面	その他自然地	宅地			公共施設用地	公共空地	道路用地	未利用地	その他都市的		
					住宅用地	商業用地	工業用地							
用途地域指定区域	61.2	79.4	16.8	28.0	267.2	38.7	30.7	54.0	13.1	116.1	43.2	11.6	760.0	
用途地域指定区域外	58.8	46.0	122.6	9.5	23.4	2.0	3.2	11.1	36.9	24.0	3.1	0.4	341.0	
都市計画区域合計	120.0	125.4	139.4	37.5	290.6	40.7	33.9	65.1	50.0	140.1	46.3	12.0	1,101.0	

(資料:平成 27 年度都市計画基礎調査)

【土地利用面積構成比】



【土地利用現況図】



(資料:平成 27 年度都市計画基礎調査)

(7) 建物

①建物利用状況

本町には、10,964 棟の建物が立地しています。その内、用途地域内においては、10,120 棟の建物が建っており 8,996 棟が住宅系の建物となっています。

一方、用途地域外においても 844 棟の建物が建っており、このうち 704 棟が住宅系の建物です。

【建物現況集計表】

上段=件数 下段=構成比

区分	住宅系	商業系	工業系	公共系	その他	合計
用途地域指定区域	8,996	431	304	328	61	10,120
	88.9%	4.3%	3.0%	3.2%	0.6%	100.0%
用途地域指定区域外	704	15	51	64	10	844
	83.4%	1.8%	6.0%	7.6%	1.2%	100.0%
都市計画区域	9,700	446	355	392	71	10,964
	88.5%	4.1%	3.2%	3.6%	0.6%	100.0%

(資料:平成 27 年度都市計画基礎調査)

②新築状況

新築状況についてみると、用途地域内では平成 24 年に 162 棟が確認されていますが、その他の年では概ね 60~80 棟が確認されており、そのほとんどが住宅系です。

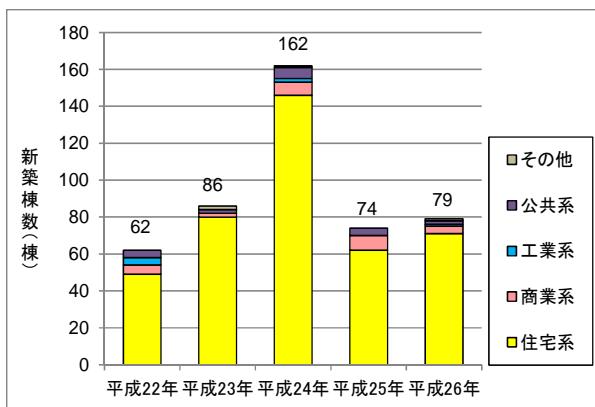
【新築動向集計表 平成 22~26 年】

用途指定 区域内	住宅 系	商業 系	工業 系	公共 系	その 他	合計
平成 22 年	49	5	4	4	0	62
	79.0%	8.1%	6.5%	6.5%	0.0%	100.0%
平成 23 年	80	2	0	2	2	86
	93.0%	2.3%	0.0%	2.3%	2.3%	100.0%
平成 24 年	146	7	2	6	1	162
	90.1%	4.3%	1.2%	3.7%	0.6%	100.0%
平成 25 年	62	8	0	4	0	74
	83.8%	10.8%	0.0%	5.4%	0.0%	100.0%
平成 26 年	71	4	1	2	1	79
	89.9%	5.1%	1.3%	2.5%	1.3%	100.0%
合計	408	26	7	18	4	463
	88.1%	5.6%	1.5%	3.9%	0.9%	100.0%

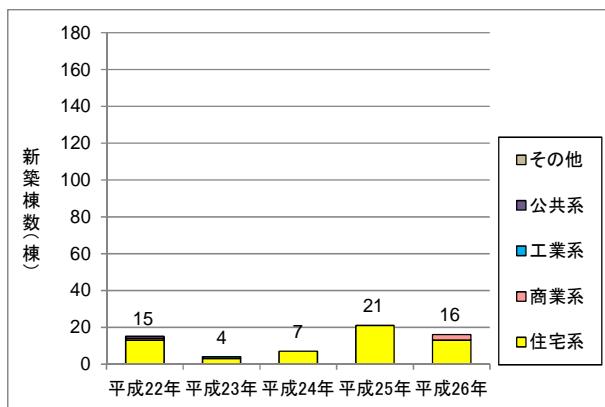
用途指定 区域外	住宅 系	商業 系	工業 系	公共 系	その 他	合計
平成 22 年	13	1	0	1	0	15
	86.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	100.0%
平成 23 年	3	0	1	0	0	4
	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%
平成 24 年	7	0	0	0	0	7
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
平成 25 年	21	0	0	0	0	21
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
平成 26 年	13	3	0	0	0	16
	81.3%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	57	4	1	1	0	63
	90.5%	6.3%	1.6%	1.6%	0.0%	100.0%

(資料:平成 27 年度都市計画基礎調査)

【新築棟数の推移（用途地域内）】



【新築棟数の推移（用途地域外）】



(8) 都市計画

①地域地区

本町の行政区域全体と都市計画区域は同じであり、用途地域は町の中心付近に 760.0ha 指定されています。このうち、第1種低層住居専用地域が 269.0ha と最も多く用途地域全体の 35.4% を占めています。また、緑ヶ丘地区には垣、柵、形態意匠に関する地区計画が指定されています。

【用途地域】

用途地域	面積(ha)	構成比
第1種低層住居専用地域	269.0	35.4%
第2種低層住居専用地域	108.0	14.2%
第1種中高層住居専用地域	58.0	7.6%
第2種中高層住居専用地域	—	—
第1種住居地域	191.0	25.1%
第2種住居地域	—	—
準住居地域	—	—
近隣商業地域	27.0	3.6%
商業地域	17.0	2.2%
準工業地域	30.0	3.9%
工業地域	—	—
工業専用地域	60.0	7.9%
合計	760.0	100.0%

(資料:平成 28 年都市計画現況調査)

【地区計画】

名 称	地区数	面 積 (ha)	地区計画のねらい	建築物等に 関する事項	決定 年月日
緑ヶ丘地区	1	10.8	低層住宅地において良好な居住環境が損なわれないよう誘導する	垣、柵、形態意匠	H9.4.1

(資料:平成 28 年都市計画現況調査)

②都市計画道路

都市計画道路は、幹線街路の 25,840mが都市計画決定されており、このうち 10,639m (41.2%) が整備済となっています。

【都市計画道路】

番号	路線名	幅員 (m)	計画延長(m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
3・3・48-1	国道 3 号線	28	2,200	1,909	86.8
3・3・48-2	若松芦屋福間線	25	760	760	100.0
3・3・48-3	芦屋水巻中間線	28	4,970	2,600	52.3
3・4・48-4	牛太郎三反間線	16	1,930	0	0.0
3・4・48-5	砂山丸の内線	16	1,180	1,180	100.0
3・4・48-6	中橋櫛筈線	18	790	0	0.0
3・3・48-7	鯉口二線	16	2,580	0	0.0
3・4・48-8	三反間岩瀬線	16	590	0	0.0
3・4・48-9	古屋伊左座線	16	3,600	0	0.0
3・4・48-11	和田網掛線	17	890	0	0.0
3・5・48-10	大下上前田線	13	5,000	4,190	83.8
3・6・45-18	中間水巻線	11	1,350	0	0.0
合 計		25,840	10,639	41.2	

(資料:府内資料)

③都市計画公園

都市計画公園は、街区公園 10箇所、地区公園 1箇所の計 11 箇所、9.50ha が都市計画決定されており、すべての公園が整備済みとなっています。

また、本町には都市計画公園のほかに、遠賀川沿いの緑地など計 27.08ha が整備されています。

【都市計画公園】

種別	番号	名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率 (%)
街区公園	2・2・4201	河守公園	0.10	0.10	100.0
街区公園	2・2・4202	吉田中央公園	0.43	0.43	100.0
街区公園	2・2・4203	古賀公園	0.10	0.10	100.0
街区公園	2・2・4204	おかの第喚山公園	0.12	0.12	100.0
街区公園	2・2・4205	上二小塚公園	0.10	0.10	100.0
街区公園	2・2・4206	猪熊公園	0.24	0.24	100.0
街区公園	2・2・4207	伊左座公園	0.14	0.14	100.0
街区公園	2・2・4208	吉田公園	0.21	0.21	100.0
街区公園	2・2・4209	樋口公園	0.20	0.20	100.0
街区公園	2・2・4210	伊左座北公園	0.06	0.06	100.0
地区公園	4・4・4201	水巻町総合運動公園	7.80	7.80	100.0
合 計			9.50	9.50	100.0

(資料: 庁内資料)

【緑地】

種別	番号	名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率
緑地	1	立屋敷緑地	0.18	0.18	100.0
緑地	2	水巻遠賀川緑地	26.90	26.90	100.0
合 計			27.08	27.08	100.0

(資料: 庁内資料)

2. 上位関連計画の整理

2-1. 第4次水巻町総合計画（平成20年3月）

第4次水巻町総合計画は、平成20年度（2008年度）からはじまる新しい水巻町のまちづくり、ひとづくりの指針となることを目的とする計画であり、平成29年度（2017年度）を目標年次とする本町の最上位計画です。

将来像は、「人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき～自然と文化につつまれて～」とし、「ひと」が主役のまちづくり 住み続けたくなるまちづくり 安全で安心して暮らせるまちづくりを基本理念として設定しています。

将来土地利用については、頃末地区、梅ノ木団地周辺地区、吉田地区の3箇所について商業業務系を中心とする市街地に位置づけているほか、県道芦屋・水巻・中間線沿いに良質な住環境の形成を図るとしています。

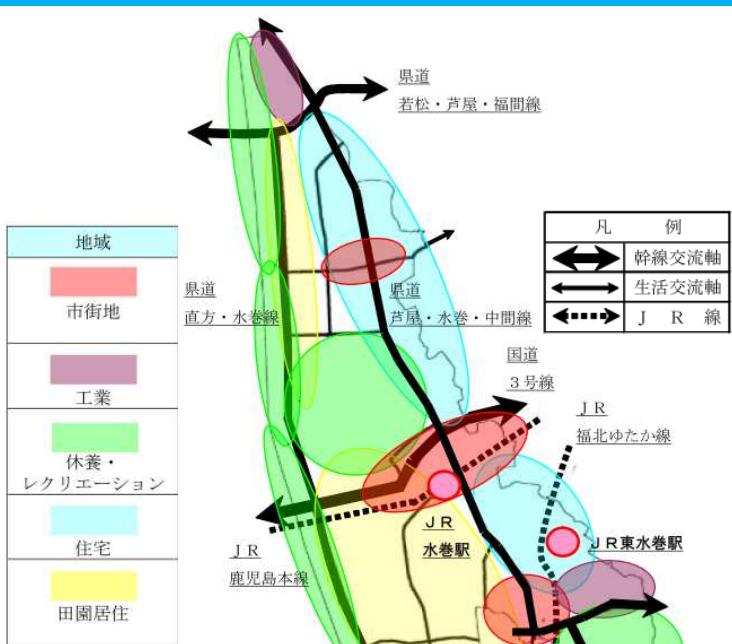
■ 基本構想	
まちづくりの将来方向	<p>【将来像】</p> <p>●まちづくりの基本方向 地域において「人と人」「心と心」のつながりを大切にし、住民同士が自ら考え、支え合いながら、すべての住民が“まちづくり”に主体的に関わっていけるような「住民主役のまちづくり」</p> <p>●将来像 人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき～自然と文化につつまれて～</p> <p>【基本理念】 「ひと」が主役のまちづくり 住み続けたくなるまちづくり 安全で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>【目標人口】 平成29年：目標人口 29,000人</p>
基本方針（関連項目を抜粋）	<p>●うるおいのある魅力的なまちづくり（都市基盤）</p> <ul style="list-style-type: none">・住環境、生産機能および保全機能のバランスを保った秩序ある計画的な土地利用の推進・老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備の推進・公園・緑地は、都市計画公園を中心に住民だれでも安心して遊べ、憩える空間として整備を図るとともに、住民と行政が協働した維持管理体制づくりの推進・県道の継続した整備の要請と、道路機能の重要度や改良効果の高い道路を優先するなど計画的な町道整備の推進・周辺地域の開発動向との関連を踏まえたJR各駅の整備・バス運行会社との調整や福祉バスとの関連を踏まえた、住民の移動利便性の向上 <p>●環境に配慮した快適なまちづくり（生活環境）</p> <ul style="list-style-type: none">・住民、団体、事業者、行政の協働による町内一斉清掃活動など環境美化運動の継続、強化や環境教育を通して意識啓発や環境に対するモラルの向上を図り、自然と共生するまちづくりの推進 <p>●安全・安心のまちづくり（防災・消防・救急・交通安全・防犯）</p> <ul style="list-style-type: none">・水巻町耐震改修促進計画に基づく、公共施設の耐震補強工事の実施・生活道路への歩道設置等による安全・安心のまちづくり

■基本計画

うるおいのある魅力的なまちづくり

【計画的な土地利用の推進】

- ・本町の土地利用については、国土形成計画の基本的考え方等に準拠するとともに、福岡県の土地利用基本計画などの上位・関連計画や農地法などの土地利用に関連する法律に準拠して、以下の5つの地域に区分し推進します。



【魅力ある市街地と都市景観の整備】

- ・用途地域内の適正な用途規制を行い、面的な整備と道路や上下水道、公園などの都市基盤の充実
- ・街並み景観の整備を通じた魅力的、計画的な歩いて楽しい市街地空間の形成
- ・JR水巻駅周辺及びJR東水巻駅周辺の開発検討

【利便性の高い地域交通体系の整備】

- ・県道については、未改良区間の早期整備の促進
- ・都市計画道路の必要性に関する検証
- ・歩道のバリアフリー化など人にやさしい道づくりの推進

【良好な住宅環境の整備】

- ・適正な土地利用の誘導と民間活力による住宅整備の促進
- ・生活様式の多様化や就職、結婚、子育て、高齢期など一人ひとりの生活に対応した定住環境の整備
- ・「町営住宅ストック総合活用計画」に基づく計画的な建替え
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給

【潤いのある公園・緑地の整備】

- ・総合的かつ体系的な緑地の整備・保全に努めます。
- ・「水巻町緑の基本計画」に基づく、安全で安心できる公園・緑地の整備
- ・古木や大木、樹木、花などの保全
- ・公共施設の緑化や住民と協働した町域全体の緑化活動の推進
- ・住民との協働と役割分担のもと、公園や緑地の適正な維持管理を行う管理体制づくり

環境に配慮した快適なまちづくり

【身近な自然環境の保全と創出】

- ・公共下水道事業による生活雑排水の適正処理を通じた河川の浄化や魅力ある河川景観の創出
- ・豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全
- ・自然環境に対する意識啓発や住民、行政、専門家、各種団体などからなる体制づくり
- ・清掃活動をはじめとした環境美化活動の推進

【快適な生活環境の充実】

- ・計画的かつ効率的な公共下水道事業の推進

活 力あふれるたくましいまちづくり

【個性を発揮する工業の振興】

- ・工場誘致条例の要件の見直しなど進出企業のニーズに応じた積極的な誘致活動の推進

【活気があり触れあいのある商業の振興】

- ・都市基盤の整備も含めた中心市街地としての活性化対策の検討

安全・安心のまちづくり

【防災対策の推進】

- ・道路の拡幅や避難地の確保などの推進
- ・公共建築物に関しては、耐震性を考慮した機器類の取り付けや設備の構築などの対策
- ・一般建築物等に関しては、県と連携し、耐震及び液状化の診断・改修について、啓発・情報提供

2-2. 北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 29 年 1 月 24 日 告示）

都市計画区域マスター・プランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものです。本町は北九州都市圏の遠賀広域都市計画区域に属し、行政区域全体が都市計画区域に指定されています。

土地利用については、駅周辺の拠点において地域生活の中心となる商業地を配置するとともに、比較的高密度の住宅地を配置し、都市空間の有効利用を図ることなどが示されています。

都 市 計 画 の 目 標	<p>(1) 都市づくりの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な、快適で魅力ある都市生活を支える集約型の都市づくり ●産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる ●自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める ●住民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める ●自立し、共生し、連携しあう都市をつくる <p>(2) 都市づくりの目標</p> <p>「北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、 国際的な技術集積都市圏をめざす 北九州都市圏」</p> <p>●目標年次平成 42 年</p> <p>(4) 区域区分の有無</p> <p>遠賀広域都市計画区域：区域区分を定めない。</p>
主要な都 市 計 画 の 決 定 等 の 方 針	<p>(1)市街地の土地利用方針</p> <p>ア 主要用途の配置の方針</p> <p>(ア) 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺等のその他の拠点については商業業務地を配置するとともに、地域生活の中心としての商業地を適切に配置し、必要に応じて住宅と医療・福祉施設等が融合した複合系の施設などを積極的に配置します。 ・公共交通軸をはじめとした主な幹線道路沿線については、周辺の住宅地等に配慮しつつ、交通の利便性を活かした商業機能やサービス機能等の誘導を図ります。 ・今後の都市整備に当たっては、都心部ではコンパクトで効率的な土地利用を図り、都市施設をはじめとした都市基盤の整備を推進するとともに、オープンスペースの確保や良好な都市景観の創出により、魅力ある都市空間の形成を図ります。 ・都市機能の更新などにより、商業業務機能や地区サービス機能の一層の充実を図るとともに、住民に密着した市庁舎、町役場、区役所、出先機関等については、それぞれ住民の利用に至便な地区中心地や公共交通軸への配置を図ります。 <p>(イ) 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の要衝地に、公害の防止等に留意しつつ工業地を配置していきます。 <p>(ウ) 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に都市機能や人口が集積している拠点やその周辺の公共交通利便性の高い既成市街地においては、比較的高密度の住宅地を配置し、都市空間の有効利用を図る一方、職住近接を基本とした良好な住環境の実現を図るとともに、オープンスペースの確保や防災性の向上を促進します。 ・周辺市街地では中密度あるいは低密度の住宅地を適切に配置し、計画的な市街地整備や規制・誘導により、住環境の整備・保全を図ります。 ・郊外の新市街地等においては、土地区画整理事業などの計画的な開発により、緑と適正な空間が確保された住宅地を配置し、良好な住環境の維持・保全を図ります。 <p>イ 大規模集客施設の立地誘導方針</p> <p>・拠点：JR 水巻駅周辺</p>

	<p>(ア)「拠点」における土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導します。 ・拠点においては、原則として床面積 10,000 m²以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図ります。 ・なお、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情によります。 <p>(イ)「拠点以外の地域」における土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制します。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図ります。 <p>(2) 都市施設の整備に関する方針</p> <p>(ア) 主要な施設の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市内交通の円滑化と都市機能の維持増進を図るため、都市構造の骨格を形成する道路として、自動車専用道路や国道等の主要幹線道路及び区域内の広域拠点、拠点間を結ぶ公共交通軸などの幹線道路を適切に配置した道路ネットワークの形成を目指します。 ・都市計画道路については、社会経済情勢の変化や都市施策の転換、将来都市像の変化等によって、その必要性に変化が生じ代替路線が別途確保されるなど、廃止や変更することが妥当と結論が得られるものについて必要に応じ適切な見直しを図ります。 <p>(イ) 主要な施設の整備目標</p> <p>おおむね 10 年以内に事業の実施(施工中を含む)を予定する主な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(幹線道路) 3・3・3 芦屋水巻中間線 ・道路(幹線道路) 3・4・8 三反間岩瀬線 <p>(3) 市街地開発事業に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も宅地化が行われる可能性が高い区域などにおいては、土地区画整理事業等により区画道路や公園、緑地、広場等の創出を図るとともに、地区計画を活用した建物の形態制限による景観形成などを行い、個性的で愛着のあるまちづくりを促進します。 ・今後、住宅団地としての存続が必要な団地においては、市街地開発事業等を活用して都市基盤を生かした再生を促進します。 <p>(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線交通施設から望む緑、都市部を流れる河川など、河川等の緑地の適切な保全を図ります。都市内における公園・緑地等は、生き物に配慮した施設等を配置します。 ・身近な活動空間となる住区基幹公園、地域の歴史資源・自然資源を活用した公園、農林漁業等の振興と連携した緑地といった様々な種類の公園・緑地等の整備を促進します。 ・生活に密着した街区公園、近隣公園については、子供から高齢者まですべての人が安心して快適に過ごすために必要な身近な都市施設として、適正規模、適正配置を図ります。 <p>(5) 景観に関する都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における既存の景観関連の自主条例や「福岡県美しいまちづくり基本方針」を踏まえつつ、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づく各種施策を推進していきます。
参考附図	<p>【参考附図(都市構造の形成方針図)】</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通軸(バス) <ul style="list-style-type: none"> ：北九州都市圏内 -----：北九州都市圏外 基幹公共交通軸(鉄軌道) <ul style="list-style-type: none"> ：北九州都市圏内 -----：北九州都市圏外 広域拠点・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ：広域拠点の概ねの位置（都市圏内） ：拠点の概ねの位置（都市圏内） ：その他の拠点（都市圏外） 境界 <ul style="list-style-type: none"> ——：市町村境

2-3. 水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）

まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、急激な少子高齢化や地方の人口減少等を背景として、国が都道府県や市町村に対し、「人口ビジョン」を含む「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成するよう通知しているもので、本町においては、平成 28 年 3 月に策定されています。

このうち、人口ビジョンでは若者の人口流出を防ぎ、流入促進を図ることで将来的に社会減の解消を目指すこととしており、約 40 年後の平成 72 年（2060）には 18,503 人と設定しています。

水巻町人 口ビジョン	<p>1. 対象期間と目標年度 「水巻町人口ビジョン」の対象期間は、2015 年（平成 27 年）を起点として人口の将来展望を示しており、対象期間は 2060 年（平成 72 年）までとします。</p> <p>2. 人口の将来展望</p> <p>(1) 目指すべき将来の方向</p> <p>① 基本的な考え方 若者の人口流出を防ぎ、流入促進を図ることで将来的に社会減の解消を目指します。</p> <p>② 施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育環境・子育て支援の充実による若年者人口の確保 ◆ 雇用の創出と産業振興による労働力人口の増加 ◆ 移住・定住の促進による魅力あるまちづくり <p>(2) 人口の将来展望 本町の 2012 年（平成 24 年）時点では、合計特殊出生率は 1.51 と、国、県を上回る水準にまで回復しており、その推移を踏まえると、合計特殊出生率 1.80 のパターン 5 が、最も現実的と考えられ、このパターン 5 を将来的な人口として設定しました。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>パターン1 (社人研推計)</th> <th>パターン5 (出生率1.80)</th> <th>パターン6 (出生率1.90)</th> <th>パターン7 (出生率2.07)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010年</td> <td>30,021</td> <td>30,021</td> <td>30,021</td> <td>30,021</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>28,850</td> <td>28,850</td> <td>28,850</td> <td>28,850</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>27,670</td> <td>27,670</td> <td>27,670</td> <td>27,670</td> </tr> <tr> <td>2025年</td> <td>26,480</td> <td>26,480</td> <td>26,480</td> <td>26,480</td> </tr> <tr> <td>2030年</td> <td>25,280</td> <td>25,280</td> <td>25,280</td> <td>25,280</td> </tr> <tr> <td>2035年</td> <td>24,070</td> <td>24,070</td> <td>24,070</td> <td>24,070</td> </tr> <tr> <td>2040年</td> <td>22,918</td> <td>23,449</td> <td>23,111</td> <td>23,111</td> </tr> <tr> <td>2045年</td> <td>21,205</td> <td>22,318</td> <td>21,969</td> <td>21,969</td> </tr> <tr> <td>2050年</td> <td>18,958</td> <td>20,100</td> <td>19,769</td> <td>19,769</td> </tr> <tr> <td>2055年</td> <td>16,797</td> <td>18,503</td> <td>18,503</td> <td>18,503</td> </tr> <tr> <td>2060年</td> <td>14,797</td> <td>18,503</td> <td>18,503</td> <td>18,503</td> </tr> </tbody> </table>	年	パターン1 (社人研推計)	パターン5 (出生率1.80)	パターン6 (出生率1.90)	パターン7 (出生率2.07)	2010年	30,021	30,021	30,021	30,021	2015年	28,850	28,850	28,850	28,850	2020年	27,670	27,670	27,670	27,670	2025年	26,480	26,480	26,480	26,480	2030年	25,280	25,280	25,280	25,280	2035年	24,070	24,070	24,070	24,070	2040年	22,918	23,449	23,111	23,111	2045年	21,205	22,318	21,969	21,969	2050年	18,958	20,100	19,769	19,769	2055年	16,797	18,503	18,503	18,503	2060年	14,797	18,503	18,503	18,503
年	パターン1 (社人研推計)	パターン5 (出生率1.80)	パターン6 (出生率1.90)	パターン7 (出生率2.07)																																																									
2010年	30,021	30,021	30,021	30,021																																																									
2015年	28,850	28,850	28,850	28,850																																																									
2020年	27,670	27,670	27,670	27,670																																																									
2025年	26,480	26,480	26,480	26,480																																																									
2030年	25,280	25,280	25,280	25,280																																																									
2035年	24,070	24,070	24,070	24,070																																																									
2040年	22,918	23,449	23,111	23,111																																																									
2045年	21,205	22,318	21,969	21,969																																																									
2050年	18,958	20,100	19,769	19,769																																																									
2055年	16,797	18,503	18,503	18,503																																																									
2060年	14,797	18,503	18,503	18,503																																																									
水巻町総 合戦略	<p>【基本的視点と政策目標】</p> <p>1. 地方創生に向けた水巻町の基本的な考え方</p> <p>【総合戦略の基本的考え方】</p> <p>このせまさがちょうどいい - それ5分でできるよ -</p> <p>【総合戦略の全体イメージ】</p>  <p>【政策目標1】 教育環境・子育て支援の充実 ひと</p> <p>【政策目標2】 雇用の創出と産業振興 しごと</p> <p>【政策目標3】 移住・定住の促進 まち</p> <p>好循環</p> <p>【政策目標3 移住・定住の促進】</p> <p>● 施策の方向 I 住まいに関する支援を行い、移住者を呼び込む 若い世代の移住や子育て世帯の移住・定住促進のための空き家の利活用や住宅取得に対する助成等を充実させることによって、若年層を中心とした社会増を図ります。</p> <p>● 施策の方向 II 限られた町の資源を有効に生かす 若い世代の移住や子育て世帯の移住・定住促進のため町有地等の公有財産の有効活用やJR水巻駅周辺でのにぎわい空間の創出を図ります。</p> <p>● 施策の方向 III 限られた町の資源を有効に生かす住みやすい町の魅力を高める 町民への行政サービスや交通利便性の向上、防災対策の充実を通して、安全・安心なまちづくりを進めます。</p> <p>● 施策の方向 IV 町の良さをPRし、人を呼び込む 本町のもつ優れた自然環境、歴史・文化環境を背景とした多様な地域資源のことを、まず町民自身が認識し、外に向かって情報発信していく仕組みづくりを進めるとともに、これらの情報を発信し、PRしていくための手法を確立し、町のイメージ戦略を進めます。</p>																																																												

3. 町民意向

3-1. 調査の概要

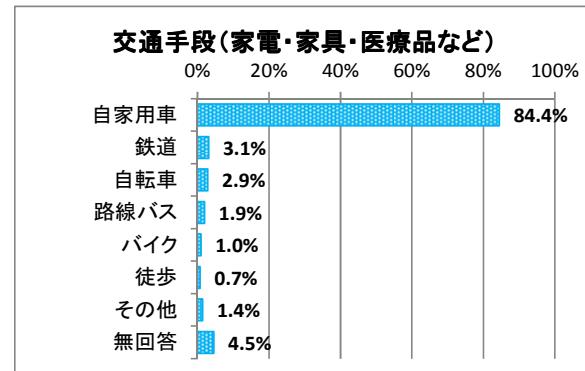
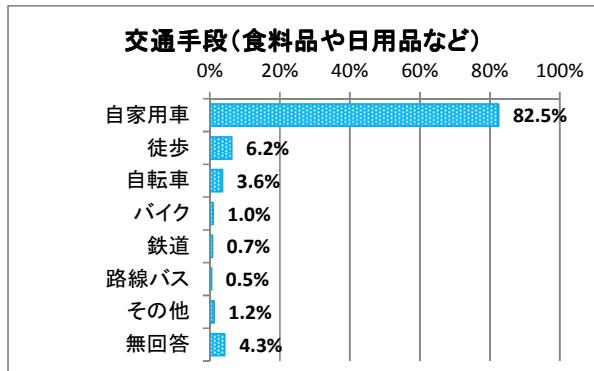
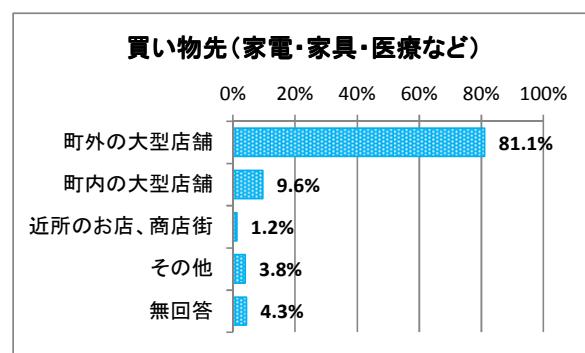
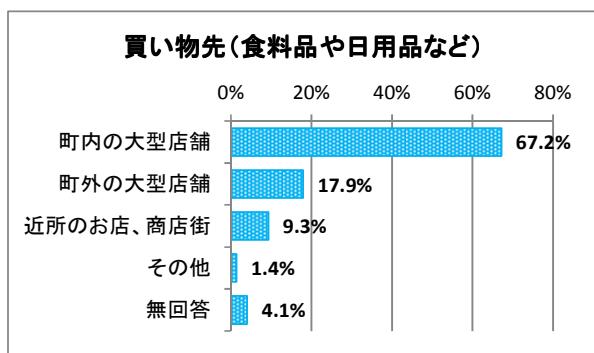
「水巻町都市計画マスタープラン」の見直しへの参考とすることを目的に町民アンケートを実施しました。以下に、調査の目的並びに、調査方法等について示します。

項目	内容
調査目的	・「水巻町都市計画マスタープラン」の見直しへの参考
調査対象	・1,300人（町内に居住する満18歳以上の方）
調査標本数、抽出方法	・1,300件（層化無作為抽出法による標本抽出）
配布・回収の方法	・配布及び回収は郵送により実施
調査期間	・平成29年11月1日～11月15日
調査票回収数	・回収数418件（うち有効票418件）・回収率32.2%

3-2. 調査結果の概要

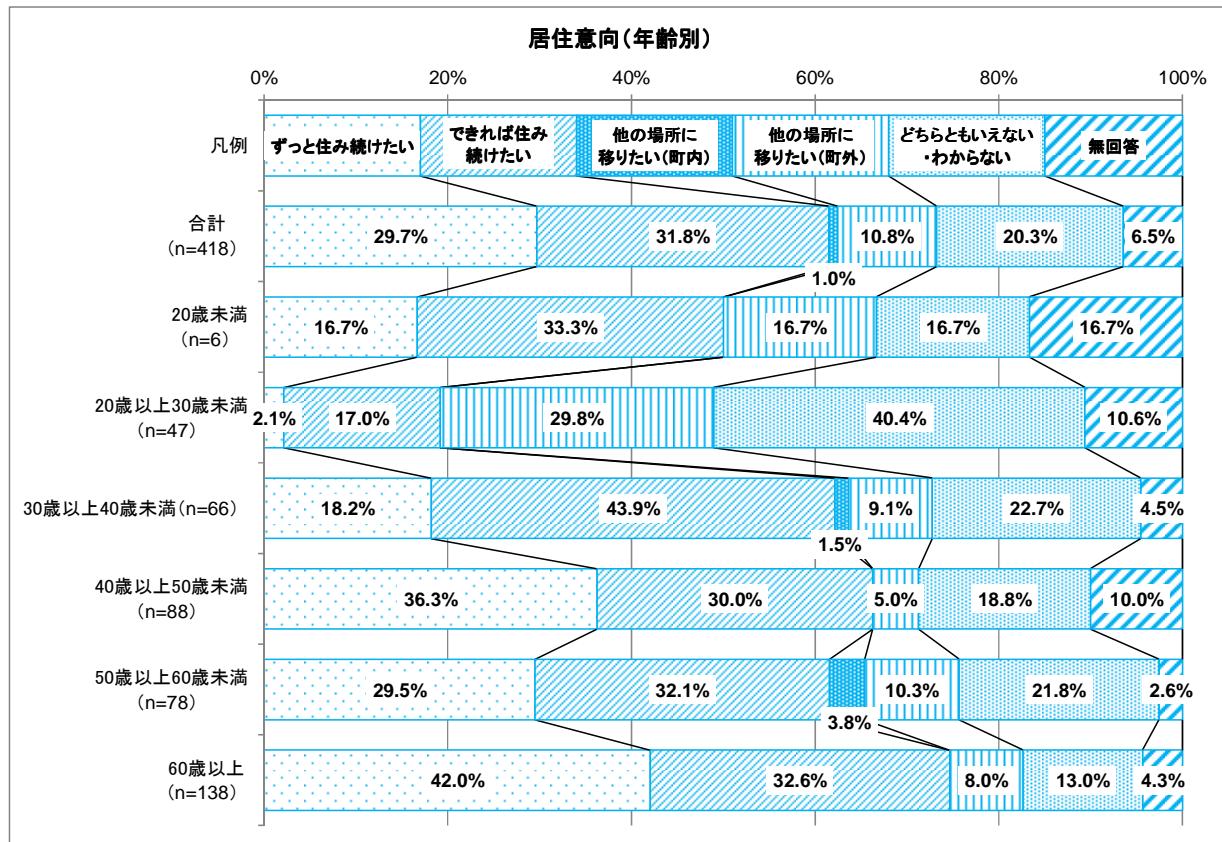
■ 買い物は大型店舗、移動は自家用車での生活スタイルが主体となっています。

- ・ 食料品や日用品など日常の買物は町内の大型店舗、家電・家具・衣料などの日用品以外の買物は町外の大型店舗が多く、近所のお店や商店街を利用される方は非常に少ない状況にあります。
- ・ 交通手段は、食料品や日用品など日常の買物、家電・家具・衣料などの日用品以外の買物に関係なくほとんどが自家用車となっており、路線バス等の公共交通機関を利用される方は非常に少ない状況にあります。
- ・ 本町では、自家用車を利用して大型店舗で買い物を行うことが日常の生活となっています。



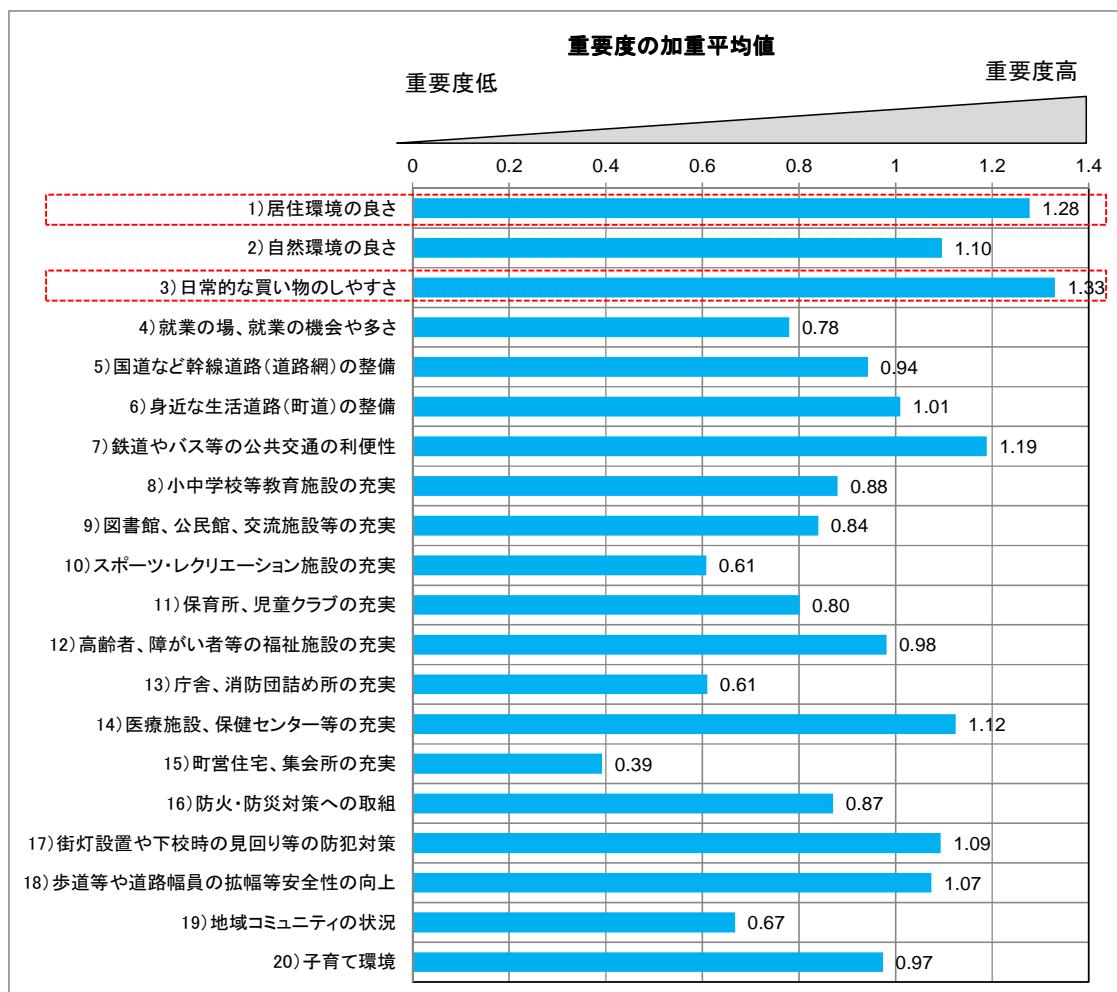
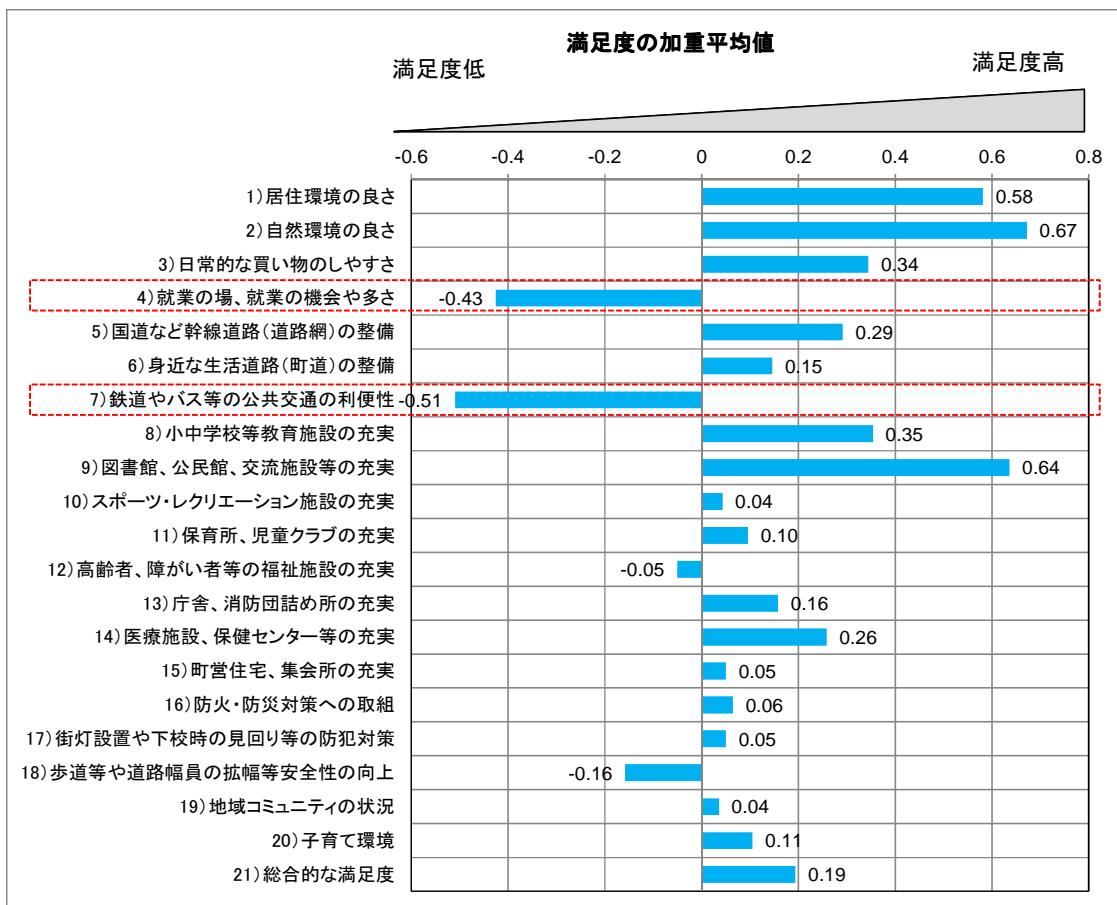
■ 全体的に定住への意向は高い状況にありますが、30歳未満の若い世代では移りたいまたはわからないとする意向が多くなっています。

- ・ 定住への意向は、家や土地を所有していることを理由に6割以上の方が住み続けたいとしています。ただし、30歳未満の方は移りたい、またはわからないとする意向が多いです。
- ・ 移りたい方は、全体の1割程度です。なお、移りたい理由は、余暇等を過ごす場所がないとの意向が比較的多くあげられていました。



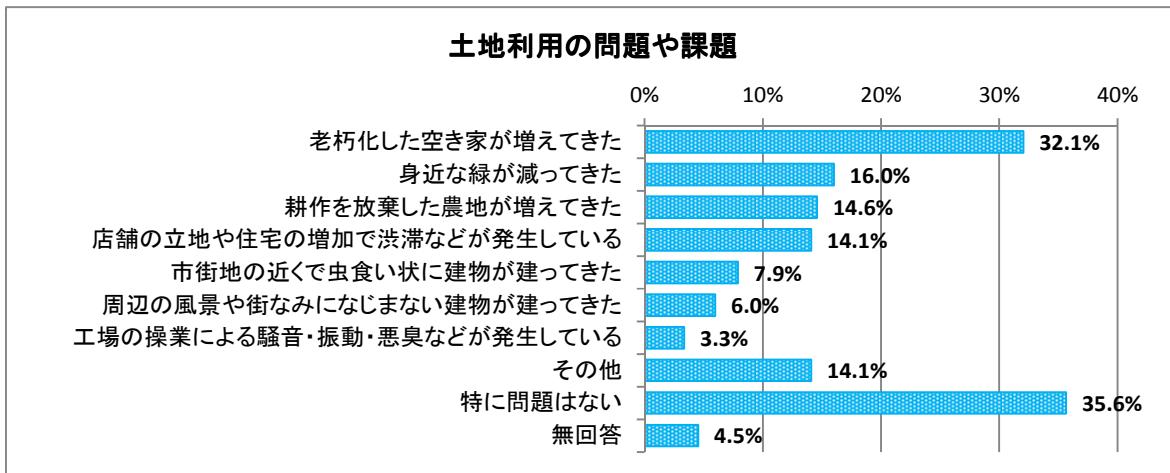
■ 居住環境、自然環境や交流施設等への満足度は高く、公共交通の利便性や就業の場について満足度が低くなっています。また、将来の重要度については、日常の買い物のしやすさ、居住環境の良さ、公共交通の利便性などの項目が高くなっています。

- ・ 居住環境の良さ、自然環境の良さなどについては、満足度が高いとしてあげられています。
- ・ 図書館、公民館、交流施設等の充実に満足度が高いようです。
- ・ 就業の場、就業の機会、鉄道やバス等の公共交通の利便性などについては、満足度が低いとしてあげられます。
- ・ 将来の重要度については、まちづくり全般について重要度が高い結果となっています。特に、日常的な買い物のしやすさや、居住環境の良さ、公共交通の利便性などが重要度の高い項目です。
- ・ 満足度が低く、かつ重要度が高い項目は、公共交通の利便性や、就業の場、就業の機会や多さなどがあげられます。



■ 居住地域の問題や課題として、空き家の増加が問題視されています。

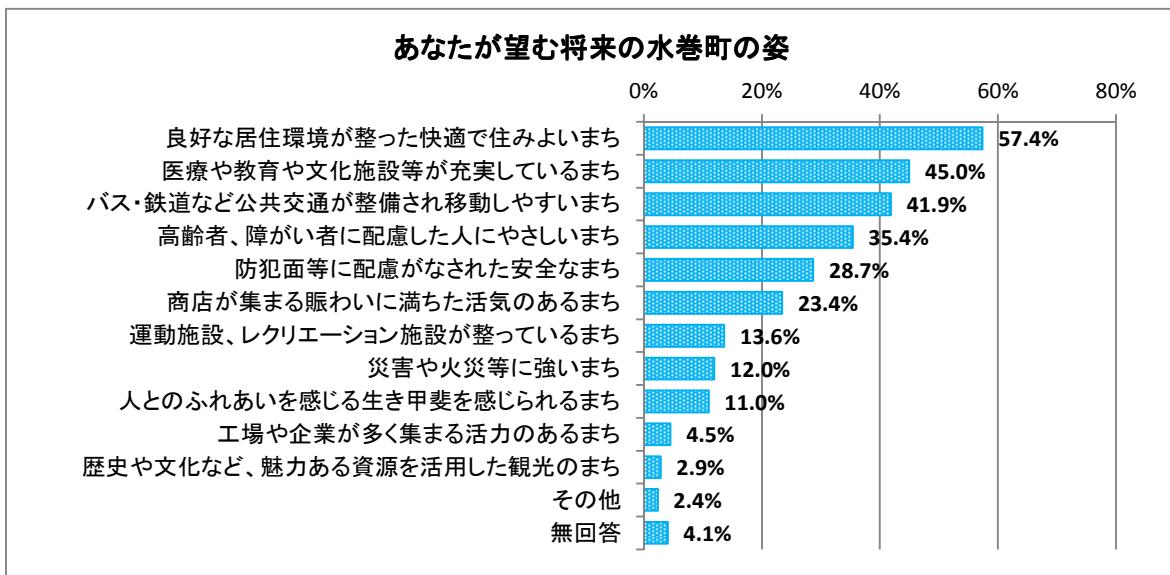
- 居住地域の問題や課題については、特に問題はないとの解答が最も多いなか、老朽化した空き家が増えたとの回答が次に多くあげられています。
- 身近な緑が減ってきたとの回答もあがっています。



(2) 将来のまちづくりについて

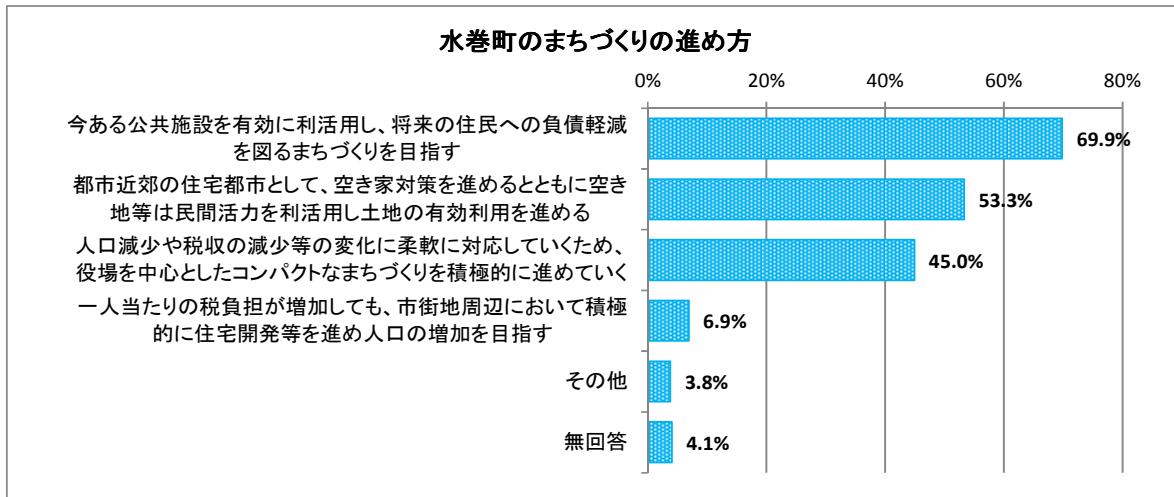
■ 良好な居住環境（医療、教育、文化施設、公共交通）の整備充実が図られたまちが望まれています。

- 良好な居住環境が整った快適で住みよいまちをとの回答が最も多くあがっています。
- 医療や教育や文化施設等が充実しているまちとの回答も多くあがっています。
- バス・鉄道など公共交通が整備され移動しやすいまちとの回答も多いです。



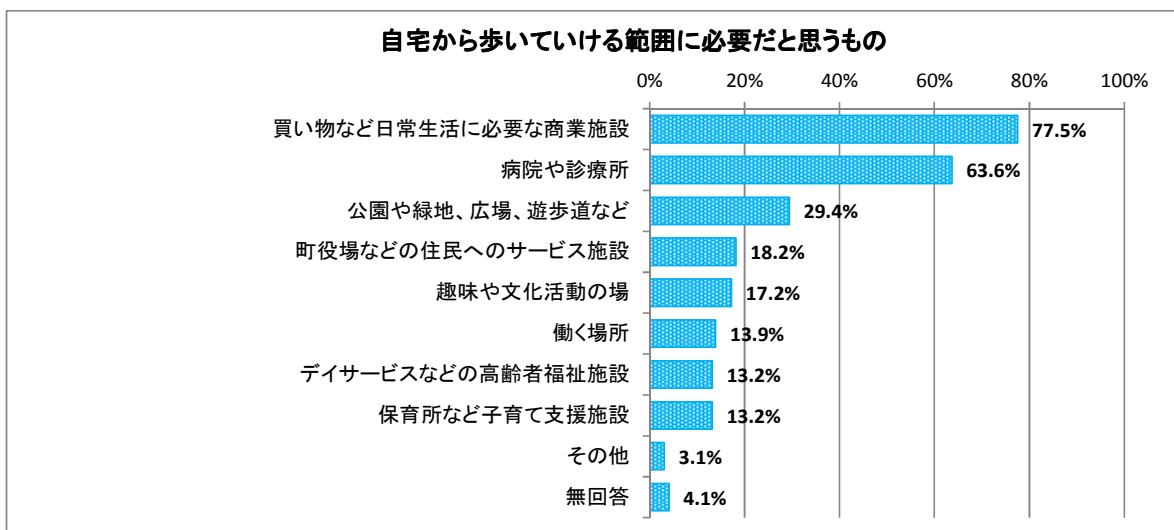
■ 公共施設を有効活用し、将来の町民への負債軽減や、空き家や空き地対策や、役場を中心としたコンパクトなまちづくりが望まれています。

- 今ある公共施設の有効活用によって、将来の町民への負債軽減を図るまちづくりが最も多くあげられています。
- 都市近郊の住宅都市として、空き家対策を進めるとともに、空き地等の民間活力を活かした土地の有効活用も多くあげられています。
- 役場を中心としたコンパクトなまちづくりを積極的に進めるとの回答も多くあがっています。



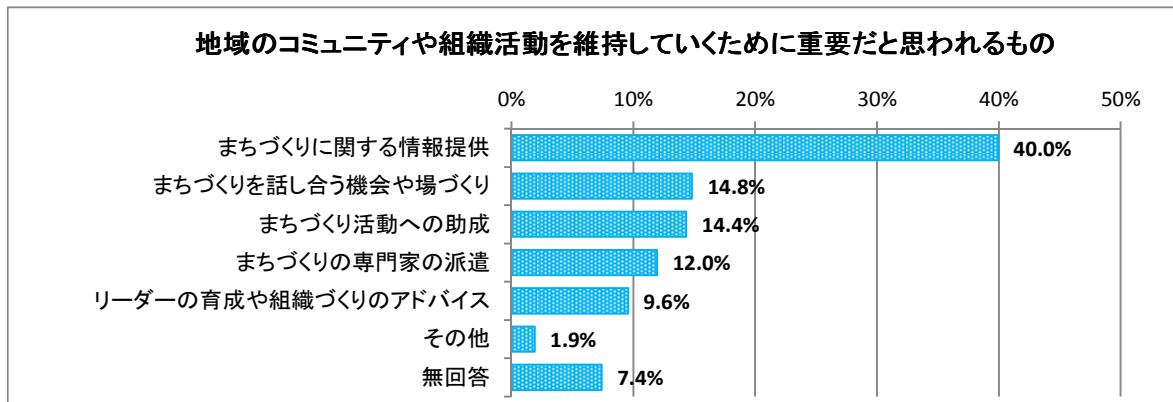
■ 日常生活に必要な商業施設や病院などが不足している状況がうかがえます。

- 買い物など日常生活に必要な商業施設や、病院・診療所が多くあげられており、日常生活に必要な商業施設や病院などが必要との回答が多くあがっています。



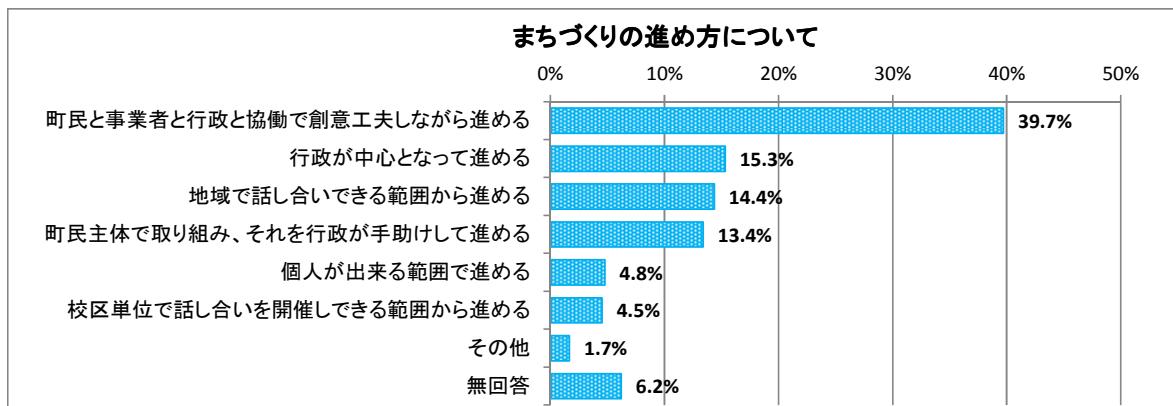
■ 地域のコミュニティや組織活動を維持していくためには、まちづくりの情報提供が重要だと考えられています。

- ・ まちづくりに関する情報提供が最も多くあがっています。



■ まちづくりの進め方については、町民・事業者・行政との協働で創意工夫しながら進めていくことを望んでいます。

- ・ 町民と事業者と行政と協働で創意工夫しながら進めるとした回答が最も多くあげられています。



4. まちづくりの課題

■人口減少と高齢化社会を見据えたコンパクトな都市構造の形成

- ・人口減少と少子高齢化が進む今日、税収の減少、社会保障費の増加等で行政サービスの低下がさらに進むことが考えられます。
- ・行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくためには、日常サービス施設や公共公益施設を交通利便性の良い場所に集約させた集約型都市構造の形成を図る必要があります。
- ・他都市に比べ、町土も狭く比較的コンパクトな都市構造を有する都市であることから、その特性を生かして、過度に自家用車に頼らなくても暮らすことができるまちづくりをさらに進めていくことが必要です。

■適正かつ計画的な土地利用の形成

- ・本町は、北九州市に隣接する都市として、良好な住環境の形成や都市基盤の整備など日常生活圏に対応した快適な市街地の形成を進め、定住の促進を図っていく必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化が進行する状況の中、持続可能な都市の実現を図るため、市街地の拡散を抑制し鉄道駅や幹線道路周辺に主要な都市機能の集積を図る必要があります。
- ・市街地内に見られる低・未利用地の有効活用を図っていく必要があります。
- ・地区によっては、土地利用の混在が見られることから、用途地域の見直しに合わせた計画的な土地利用のあり方の検討が必要です。
- ・交通利便性や宅地需要を踏まえ、町有地等の有効利用の検討が必要です。

■社会情勢等を踏まえた交通体系の充実と見直し

- ・厳しい財政状況を踏まえ、既存道路や橋りょうの定期的な維持管理と長寿命化を図りつつ、将来の土地利用に対応した計画的な道路整備が必要です。一方、長期未着手となっている都市計画道路については、社会情勢や町民ニーズ等を踏まえた検証と見直しが求められます。また、バリアフリー化など人にやさしい道路の整備、改善に努める必要があります。
- ・JR水巻駅の周辺は駅前広場も狭く都市の玄関口として十分にその機能を果たせていないことから、周辺の土地利用の進展を踏まえながら整備のあり方について検討していく必要があります。
- ・公共交通の利便性が低い地域を中心に鉄道駅等交通結節点と地域を結ぶバス交通等の維持・充実を図る必要があります。
- ・路線バスについては、関係機関による路線の見直しや、運行体制の充実に向けた検討を進めていく必要があります。

■良好な都市環境と質の高い住宅地の形成

- ・世帯数は増加傾向で推移しているものの、近年その伸びは鈍化しています。今後は、住宅地としての量よりも質が求められており、将来需要に適した規模等の検討が必要です。
- ・町民意向では、良好な居住環境が整った快適で住みよいまちが望まれており、今後、様々なニーズに応じたより良好な住環境を形成が必要です。
- ・道路や上下水道、公園などの都市基盤の充実に努め、計画的で適正な市街化の誘導を進めていくために、用途地域の見直しや、良好な住環境形成に向けた建築物の規制・誘導、敷地内緑化等の促進を図る必要があります。
- ・公営住宅の大半は建築年次が古く、建物の老朽化が進んでいます。今後は、公的住宅の果たす役割と、需要や必要性等を考慮し、障がい者などに対応して質の高い公営住宅の供給に努める必要があります。

■産業の振興による都市活力の向上

- ・経済のグローバル化や都市間競争が進む中、既存産業の育成強化を図りながら、北九州市との近接性や交通等の好立地条件を生かしつつ新たな産業誘致や魅力ある都市機能の集積によって、新たな居住者の流入を促進し都市の活力を高めていく必要があります。
- ・工業については、猪熊工場団地、吉田工場団地に代表される工場集積があります。今後は、団地内を含め町内の未利用地への企業誘致が図れるしくみづくりが必要です。
- ・商業については、地元特産物を流通ルートに乗せるための組織づくりや、都市基盤の整備も含めた中心市街地の活性化対策の検討を進めていく必要があります。
- ・農業については、担い手の育成および確保を通じて、地域と一体となった地産地消を念頭においた安心できる生産地づくりに努めていく必要があります。
- ・新たな特産物の発掘や周知を進め、水巻ブランドの構築を図る必要があります。

■自然環境や歴史・文化に配慮したまちづくり

- ・本町には、明神ヶ辻山、多賀山などの緑の山々をはじめ、遠賀川、曲川などの優れた自然環境があり、これらの自然環境に対する町民の満足度や重要度も高いことから、今後とも未来に引き継ぐ貴重な地域資源としてその維持・保全が必要です。
- ・本町には、数多くの文化財が残されており、これらの歴史・文化資源は本町の歴史を伝える貴重な資源であることから、歴史の再認識を進めつつ次世代へ適正に保存・継承していく必要があります。

■防災性の向上による安全・安心のまちづくり

- ・東日本大震災、熊本地震など近年、全国的に大規模地震の発生や局所的な集中豪雨による様々な被害が多発しています。このような大規模災害に対して町民の生命・財産を災害や事故から守るため、治山・治水・砂防事業をはじめ、道路、河川等ハード面の整備や公共施設の耐震補強工事の実施による災害の未然防止に努め、町民が安全・安心して暮らせるようなまちづくりを進めていく必要があります。

■既存ストックの見直しと有効活用による持続可能なまちづくり

- ・本町には、多くの公共施設がありますが、町民アンケートによると、今ある公共施設の有効活用によって、将来の町民への負債軽減を図るまちづくりが望まれています。公共施設については、更新のための費用、安全確保のための改修費用等が増大していくことが予測されており、将来の更新に対する計画的な取組みや、施設の有効活用等の視点に基づく施策の見直しが必要です。
- ・高齢化の進行に伴い、今後も空き家や空き地が増加することが考えられることからその適正管理や有効活用が必要です。
- ・本町には、JR 鹿児島本線の水巻駅と JR 筑豊本線の東水巻駅の 2 駅が設置されており、北九州都市圏の中核をなす北九州市へのアクセスが大変良く、以前から宅地需要が旺盛です。
そこで、本町の付加価値を高めるためにも、利便性が高く宅地需要の高い駅周辺の土地利用の見直しを行う必要があります。
- ・本町でも、人口減少への対応は大きな課題の 1 つであり、将来を考え人口維持に通じる施策等の検討が必要と思われます。今後とも、持続可能なまちづくりを目指して行くため、将来の需要や現在の利用状況等を踏まえての既存ストックの見直しと、需要が高い土地や施設の有効活用を進めていく必要があります。

■協働のまちづくり

- ・時代のニーズの多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域課題に対処したきめ細かで満足度の高いまちづくりを目指すためには、町民と行政が知恵と力を出し合い、新たな関係や仕組みづくりを行う協働のまちづくりが不可欠です。
- ・町民アンケートにおいても、まちづくりを進めるにあたっては、町民と事業者と行政と協働で創意工夫しながら進めることができます。
- ・今後とも、町民の積極的な参加を促し、町民一人ひとりが主役となり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。

第2章 全体構想

1. まちづくりの基本理念と将来像

本町は、遠賀川流域における石炭産業のまちとして栄え、現在は北九州市を中心とした都市圏のベッドタウンとして発展している都市です。町域は 11.01 km²と県内でも小さな都市ですが、町内には、様々な都市機能や交通機能が集積しており、美しい田園風景とまちなみが調和したコンパクトで利便性の高いまちです。

しかし、増加傾向で推移してきた人口は平成 12 年をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化も進むことで厳しい財政状況になることが予想されます。

そこで、今後とも持続的に発展していくためには、町の保有財産を有効的に活用しつつ、快適な住環境の形成、道路、下水道などの都市基盤の整備等を進め、多くの人が本町に住みたい、働きたいと感じるような快適で安全で安心なまちづくりを進めることで定住促進を促すことが必要です。

さらに、都市を持続的に発展させていくためには、行政が一方的にまちづくりを進めるのではなく、町民をはじめ、企業、各種団体、NPOなどと行政が、お互いに協力し合い、自ら考え、行動するまちづくりが重要と考えます。

第4次水巻町総合計画では、町の将来像を「人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき ~自然と文化につつまれて~」と定め、町民・行政がお互い責任ある立場で、連携して新しいまちづくりを進めることにより、この将来像の実現を目指すこととしています。

そこで、水巻町都市計画マスターplanでは、総合計画で示された将来像を都市計画の分野から実現していくこととし、都市計画マスターplanの都市の将来像を次のように定めます。

【将来像】

人・水・緑が輝き、後世に誇れる住みよい故郷 水巻町

【基本理念】

- **人が輝く**：町民一人ひとりが力を合わせる、協働のまちづくりを進めます。
- **水が輝く**：遠賀川、曲川などの水環境を生かした、うるおいのあるまちづくりを進めます。
- **緑が輝く**：四季折々の緑や草花が町中に咲き誇る、美しいまちづくりを進めます。
- **後世に誇れる住みよい故郷**
 - ：みんなで人、水、緑を大切にしながら、町土の狭さを生かし、コンパクトで誰もが快適に暮らすことのできる安全・安心の環境が整った後世に誇ることのできるようなまちづくりを進めます。

2. まちづくりの基本方針

(1) 人が主役のまちづくり

- ・まちづくりの主役である町民それぞれが、その個性と能力を発揮して、地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを進めます。
- ・町民をはじめ、地域内外の各種団体、企業、行政など多様な主体が参加し、協働して取り組むまちづくりを進めます。

(2) 町土の狭さを生かした便利で活力のあるまちづくり

- ・総面積 11.01 km² の比較的小さな町土を生かし、幹線道路ネットワークの充実を図ることによって、町内各地域が相互に連携したコンパクトで利便性の高い都市構造を形成します。
- ・北九州市など都市間交流を視野に入れつつ商業・業務機能の強化、工場団地等における企業誘致等を進め、魅力と活力のある都市空間を形成します。
- ・市街地内における低・未利用地を有効的に活用することで土地の集約化を図り、新たな市街地の拡大を抑制します。
- ・適正な土地利用の誘導、良質な住宅の供給・育成により魅力ある住環境を形成し、定住を促進します。
- ・公共交通の充実や快適な歩行空間の実現を図り、交通弱者も安心して暮らすことのできる都市環境を形成します。

(3) 自然環境や歴史・文化資源を生かしたうるおいのあるまちづくり

- ・遠賀川をはじめ明神ヶ辻山、多賀山など本町の優れた自然環境や自然景観の保全を図るとともに、町民一人ひとりが都市環境、自然環境を守る取組を推進し、水や緑の自然環境を保全します。
- ・産業発展の息吹を伝える堀川等の歴史・文化資源を保全し、活用します。
- ・公共交通の利用や都市緑化の促進等を図り、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

(4) 安全で安心して暮らせるまちづくり

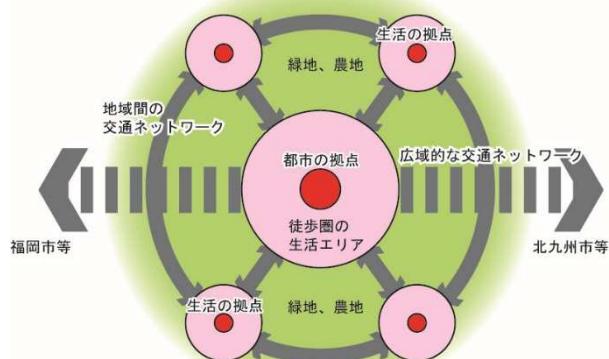
- ・道路、公園、下水道などの都市基盤については、重要性や事業性等を踏まえ、優先順位の高いものから整備し、安全で快適な生活環境を創ります。
- ・避難地、避難路の整備、耐震化の促進、交通安全対策などの推進を図り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることで定住化を促します。

3. 将来都市構造

3-1. 将来都市構造のあり方

今後、人口減少と少子高齢化及びこれらに伴う厳しい財政的制約等が想定される中、都市の将来像を達成するため、本町の特徴であるコンパクトかつ緑に囲まれた徒歩での生活が可能な各地域のエリアが相互に連携した都市構造を基本とした集約型の都市構造の形成を進めていくものとします。

【都市構造の考え方】



①水と緑に囲まれた都市構造の維持

本町には、西側に遠賀川が、市街地には曲川や堀川が流れ、町名が示す通り“水がとり巻く”豊かな環境が形成されています。その河川を流れる水は、生活、農業、工業など人々の生活と深く関わり、また、多様な生物の生息空間ともなっています。また、明神ヶ辻山、多賀山や水巻遠賀川緑地などの緑は都市に潤いをもたらし、本町の代表的な景観資源でもあります。

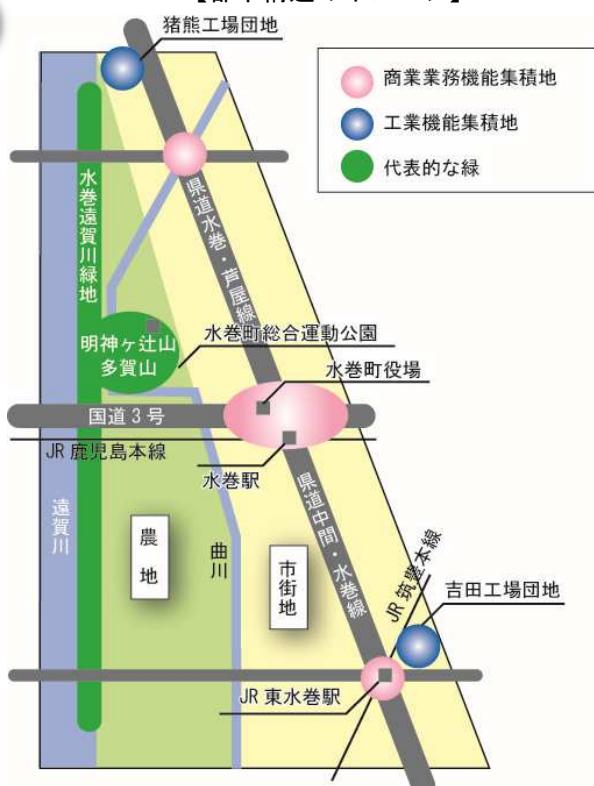
このような河川と緑地を都市構造の重要な構成要素として配置し、法規制や協働の取組によって維持します。

②コンパクトな都市構造の形成

東西方向に通る国道3号とJR鹿児島本線、南北方向に通る県道水巻・芦屋線及び県道中間・水巻線を都市の主軸として配置し、これに沿って居住機能や商工業機能などの都市機能を配置し、低・未利用地を活用することによって土地利用の集約化・高密度化を図ります。

また、これまで、整備してきた道路や橋りょう、下水道などの都市基盤を適切に維持管理するとともに、新たな都市基盤整備が必要となる市街地の拡大を抑制し、市街地周辺の自然環境を保全します。

【都市構造のイメージ】



3-2. 拠点

拠点は、様々な都市機能が集積した都市の核となる場所です。多くの人や様々な情報が集まり交流が活発化する地区となります。以下に本構想における拠点について整理します。

都市拠点

広域商業・業務・行政サービスや生活文化機能の拠点

- ・都市機能が集積するJR水巻駅周辺を都市拠点に位置づけます。
- ・一定程度の大規模集客施設の立地を許容し、都市機能の集積を図ります。

生活拠点

都市拠点を補完し、町の日常生活機能の中心となる拠点

- ・町民体育館周辺及びJR東水巻駅周辺を生活拠点に位置づけます。
- ・立地しているサービス施設の育成強化を図るとともに、日常サービス機能の集積を図ります。

産業拠点

本町の製造業や流通業を支える産業機能の拠点

- ・猪熊工場団地と吉田工場団地を産業拠点に位置づけます。
- ・立地している企業の操業環境の維持・改善を図ります。

レクリエーション拠点

レクリエーション活動等を通じて町内外の人々の交流を促進する拠点

- ・水巻町総合運動公園及びみどりんぱあーく、水巻遠賀川緑地をレクリエーション拠点に位置づけます。
- ・緑の保全・創出を図りつつレクリエーション機能の整備・充実を図ります。

周遊拠点

賑わいを創出し、情報発信を行う拠点

- ・みどりんぱあーくに隣接する用地を周遊拠点に位置づけます。
- ・拠点を中心に展開されるイベント等によりエリアの活性化を目指します。

3-3. 都市軸

都市軸は、各拠点を相互に結び人や物の流れを支えるとともに都市の骨格を形成します。以下に本構想における都市軸について整理します。

広域幹線交流軸

九州各地などとの交流を促進し、広域交通を担う都市軸

- ・他都市との交流促進と、産業活動を支える広域的な交流軸として国道3号を位置づけます。

幹線交流軸

町の産業や交流活動を支える都市軸

- ・県道北九州・芦屋線、県道水巻・芦屋線、県道中間・水巻線、県道直方・水巻線については、北九州方面、福岡方面、中間・飯塚方面を結ぶ広域的な幹線交流軸と位置づけます。

生活交流軸

幹線交流軸を補完し、人々の日常生活を支える都市軸

- ・幹線交流軸を補完するとともに、町内各地の円滑なアクセスを図る道路として上記以外の幹線道路を位置づけます。

3-4. ゾーン

ゾーンは、地域特性に応じた計画的な土地利用を形成するための区分です。以下に本構想におけるゾーンについて整理します。

商業・業務ゾーン

商業系市街地

- JR水巻駅周辺地区、JR東水巻駅周辺地区および、町民体育館周辺地区については、周辺の良好な環境に配慮しつつ土地利用の高度化を図るとともに、商業や業務環境の充実に努め、魅力と活力ある市街地の形成を図ります。

工業・流通業務ゾーン

工業・流通系市街地

- 猪熊地区、吉田地区の工業用地については、工業系土地利用の継続を図り、周辺地域との調和を図った環境整備に努めるとともに、幹線交流軸沿道には、地域の活性化等に寄与する店舗等の立地も許容していくものとします。

住宅ゾーン

住宅系市街地

- 周辺の環境保全に配慮しつつ、中高層住宅、低層住宅との土地利用の整序、生活関連施設や憩いの空間等の整備を計画的に進めながら、良質な住環境の形成を図ります。

田園居住ゾーン

農村集落と農地が一体になった土地利用

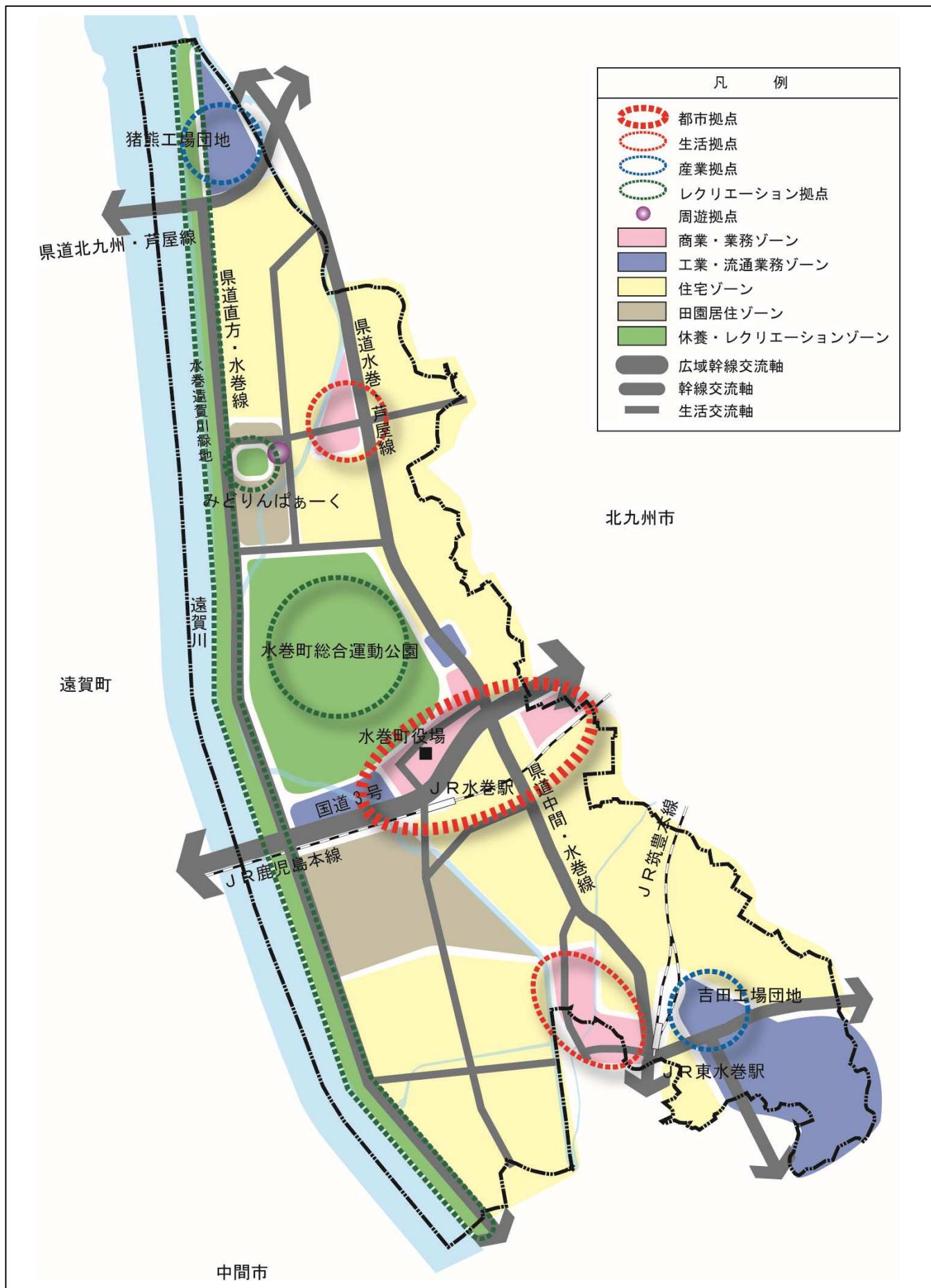
- 地域内の農地については、それぞれの生産機能の保持・向上を図るとともに、緑地空間および防災のためのオープンスペースとして周辺住宅地との融合を図るなど本町独特の田園住宅環境の創出を図ります。

休養・レクリエーションゾーン

レクリエーション活動を支える土地利用

- 河川や森林のもつ環境保全、レクリエーションの場の提供、防災などといった公益的機能の確保のため、緑地としての保全、整備のほか、自然との共生を図った土地利用の形成に努めます。

【都市構造図】



4. 将来人口

水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）の人口ビジョンによれば、本町の人口減少は10代後半から30代までの人口流出に起因するところが大きいことから、教育環境・子育て支援の充実による若年者人口の確保、雇用の創出と産業振興による労働力人口の増加、移住・定住の促進による魅力あるまちづくりによって若者の人口流出を防ぎ、流入促進を図ることで将来的に社会減の解消を目指すこととしています。

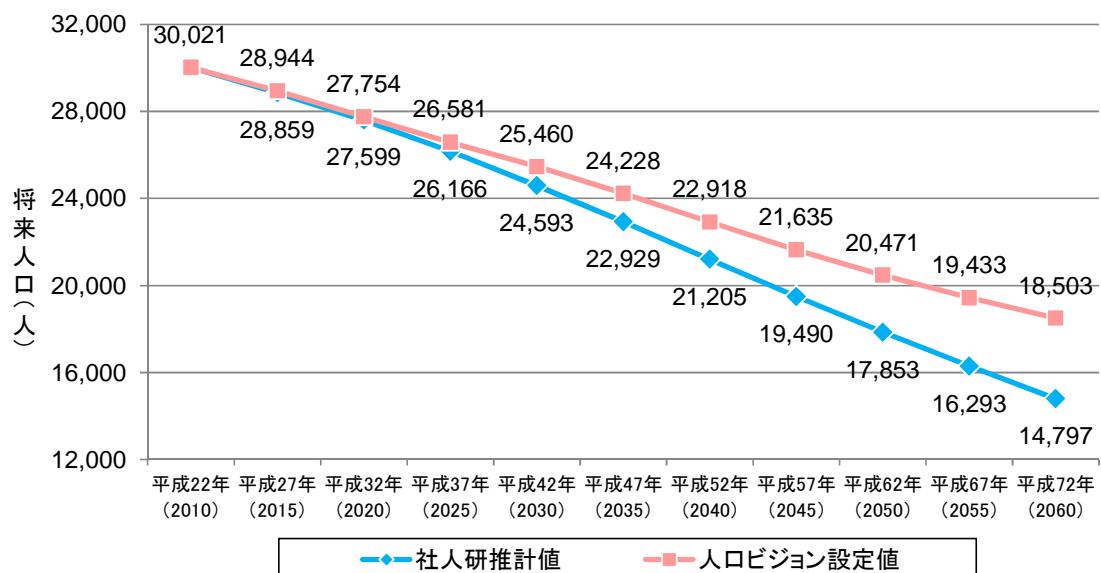
これにより、将来人口の減少を抑え、平成52年（2040）に22,918人と設定しています。

そこで、水巻町都市計画マスタープランにおいても快適で魅力あるまちづくり等の各施策を推進することによって定住の促進を図ることとし、将来人口を人口ビジョンで設定している人口と整合を図り、平成50年の人口を概ね23,000人と設定します。



【水巻町全景】

【水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）による将来人口設定値】



(資料:水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

5. 分野別の方針

5-1. 土地利用の配置及び方針

①基本的な考え方

土地利用の方針では、先に示した将来都市構造のうち各ゾーンを基本として、より細分化した土地利用の配置を示します。

将来の土地利用の配置にあたっては、現在の土地利用状況を踏まえるとともに、自然環境や歴史的風土の保全、公害の防止などの観点に充分配慮しつつ、総合的かつ計画的な土地利用を図ることとします。

②土地利用の配置方針

■ 都市的土地利用

(専用住宅地)

- ・低密度な住宅地や計画的に整備された住宅地では、今後も良好な住環境の保全を図ります。
- ・町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、町全体の活性化に資するよう計画的な建替えを進めます。

(一般住宅地)

- ・駅周辺部や幹線道路周辺の既成市街地については、地域活性化のために住環境を保護しつつ一定規模の用途の混在を許容する区域とします。
- ・未利用地の有効活用を図り、周辺環境と調和した適正な住宅系土地利用の誘導を図ります。

(商業業務地)

- ・JR水巻駅周辺やJR東水巻駅周辺を商業業務地として位置づけ、町民ニーズに対応できる適切な土地利用の誘導を図りつつ、既存商業の活性化を図ります。
- ・JR水巻駅周辺及び国道3号沿道の地区は、本区域の玄関口であると同時にまちの顔となる地区であることから、行政施設・商業・業務施設等の都市機能の集積を図り、都市拠点にふさわしい中心商業地としての土地利用の形成を図ります。
- ・県道水巻芦屋線、都市計画道路砂山丸の内線沿道の大型店舗を中心に商業施設が集積している地区及び県道中間水巻線沿道の店舗が集積している地区については近隣商業地とし、地域住民のための店舗、事務所等の集積を図ります。
- ・みどりんぱあーくに隣接した用地については、賑わいを創出し、情報発信を行う施設の整備を図り、施設を中心に展開されるイベント等によって周辺エリアの活性化を目指します。

(沿道型施設用地)

- ・国道3号など広域的な幹線道路沿道においては、交通量も多く沿道サービス施設の立地に適しているため、周辺との土地利用の調和に配慮しつつ沿道型施設の立地を促進します。

(工業流通業務地)

- 既に工業系土地利用が形成されている猪熊工場団地及び吉田工場団地については、快適な職場環境の創出に努めつつ、現在の工業系土地利用を維持します。
- 工場誘致条例の要件の見直しなど、新たな企業が本町に進出しやすい環境づくりを行うとともに、設備投資など新たな事業展開に対する情報提供や各種優遇措置などの支援を図り、継続的な操業を行うことができる体制づくりを推進します。
- 災害防止事業として、防災処置がなされている吉田ぼた山の跡地については、地域の活性化、地域住民の利便の向上、収益的利用等の観点から総合的に判断し、クリーンエネルギーゾーンとして太陽光発電施設など民間活力を誘導し、工業系土地利用を基本としつつ福祉・商業などの機能も含めた複合的な土地利用の展開を図ります。

■ 自然的土地利用

(田園居住地)

- 優良な農地については、地域ブランドの構築や地産地消の取組みを進めつつ、農振農用地の堅持等によって、今後も農地として保全します。
- 耕作放棄地等については、再生利用の検討などを進め農地の有効利用を図っていきます。
- 農地と一体になって立地する集落地については、基本的には、現在の形態を保持していくものとし、無秩序な市街化を抑制します。
- 既存集落地の整備にあたっては、周辺の自然環境との調和を図ります。

(自然系緑地)

- 明神ヶ辻山、多賀山などの優れた自然環境の保全を図ります。
- 周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、水巻遠賀川緑地や水巻町総合運動公園のレクリエーション拠点の形成に努めます。

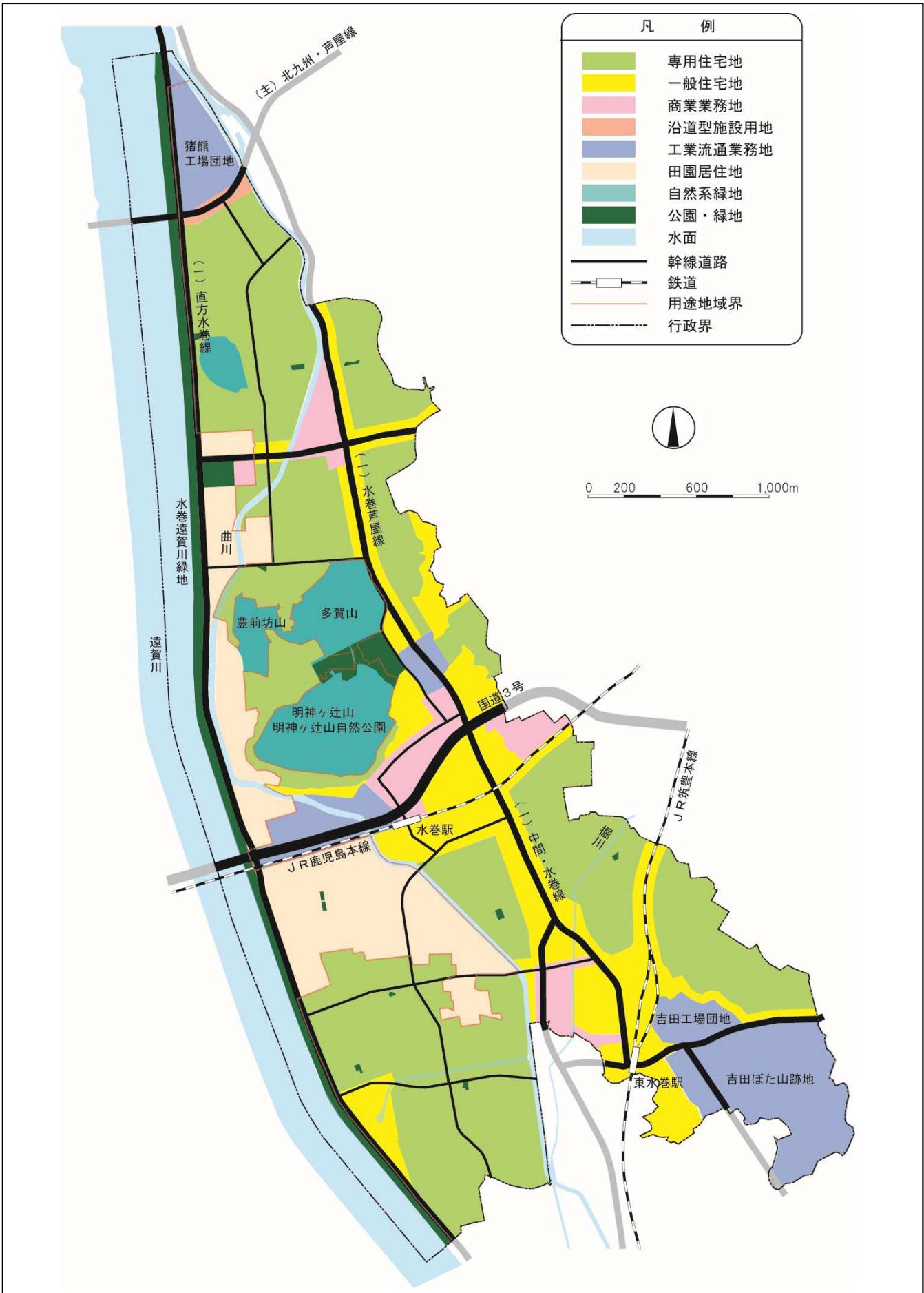


【水巻遠賀川緑地のコスモス】



【水巻町の特産品（でかにんにく）】

【土地利用方針図】



5-2. 交通施設整備方針

① 基本的な考え方

本町では、町域を東西に横断する国道3号と南北に走る県道芦屋水巻中間線、同直方水巻線の3路線が交通網の動脈的役割を果たしています。

今後も北九州市、福岡市等の大都市及び周辺都市との連携を図るため、国道3号等の広域幹線道路や幹線道路を主要な道路軸として配置するとともに、折尾地区再開発（折尾駅）と連携した交通体系の構築に努めます。

健全な都市の発展を支えるため土地利用に対応した町内道路網の形成を図り、市街地内に発生集中する交通を適正に配分します。

また、道路整備にあたっては、歩行者の安全性や快適性に配慮します。

公共交通については、JR各路線の利便性向上とバス路線の維持に努め、自家用車を運転されない方も快適に移動できる交通環境の実現を図ります。

② 整備方針

■ 広域・地域交流を支える計画的な道路の整備促進

(主要幹線道路)

- 北九州市、福岡市等の大都市を結ぶ主要幹線道路として、3・3・48-1 国道3号線（国道3号）を位置づけ、道路の維持管理を関係機関と協力して進めます。

(幹線道路)

- 隣接都市との連携強化を図る幹線道路として東西方向に 3・3・48-2 若松芦屋福間線（北九州芦屋線）、3・4・48-5 砂山丸の内線、3・4・48-9 古屋伊左座線を、南北方向に 3・5・48-10 大下上前田線（直方水巻線）、3・3・48-3 芦屋水巻中間線（水巻芦屋線）、3・4・48-8 三反間岩瀬線（水巻芦屋線）、3・6・45-18 中間水巻線をそれぞれ位置づけ、優先順位を考慮しながら未整備区間の整備を推進します。
- 都市計画道路の未整備区間については、近年、経済情勢の変化、少子高齢化の進行に伴う財政状況の悪化等で事業化が困難な状況も考えられることから、緊急性、事業性、町民ニーズ等などから整備の必要性について検証し、未整備区間の見直しを行います。

■ 人にやさしい道路環境の整備

- 歩道未整備区間への歩道設置や歩行者道や自転車道の整備に努めます。
- JR鹿児島本線より南側の地区においては、歩道が設置されていないため、通学児童や高齢者の安全性が確保されていない箇所が存在していることから、今後重点的に利便性及び安全性確保のための交通環境整備を図ります。

- ・植樹など良好な街路空間の整備を推進するとともに、道路整備にあたっては、高齢者や障がい者等にも配慮しバリアフリー化など人にやさしい道づくりを推進します。
- ・生活道路については、道路機能の重要度や改良効果の高い道路を優先するなど計画的な整備を推進します。

■ 鉄道における利便性の向上

- ・本町には、JR鹿児島本線の水巻駅とJR筑豊本線（福北ゆたか線）の東水巻駅の2駅があり、それぞれ通勤通学等で利用されています。
- ・JR水巻駅については、駅南口におけるロータリーの設置をはじめ、平成28年3月にはスロープの設置やエレベーターの設置などバリアフリー化が完了しています。今後は、駅南側での駅前広場の整備を推進し、本町の玄関口にふさわしい交通結節点となるように検討を進めます。
- ・東水巻駅については、スロープの設置等一定のバリアフリー化はなされていますが、さらなる快適性向上に向けたあり方を、町民や利用者、関係機関等と協議し検討します。

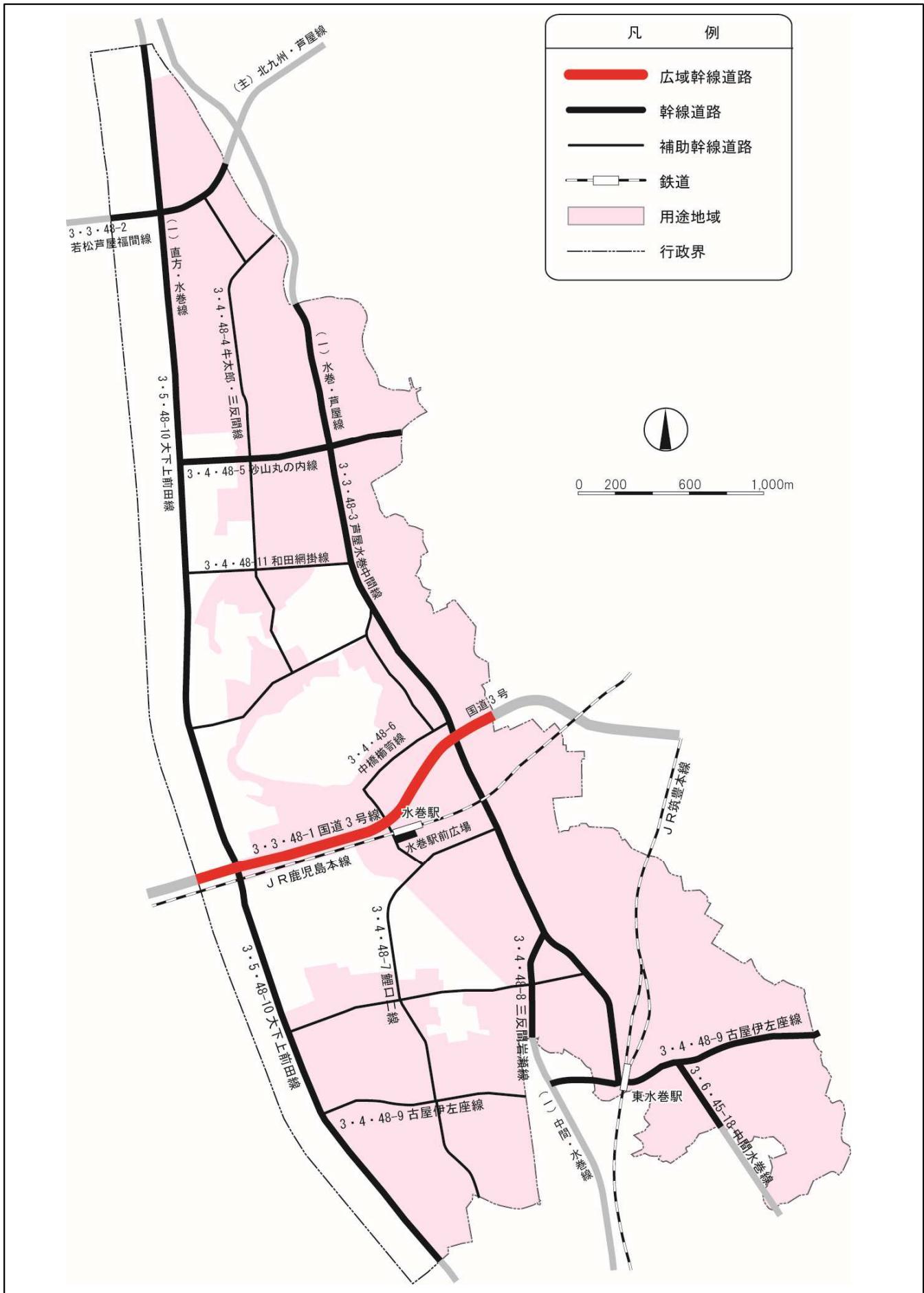
■ バス交通における利便性の向上と路線の維持

- ・路線バスについては、路線の維持や見直し、バス停の増設、運行体制の充実等について関係機関と検討を図るとともに、福祉バスについては、利用者拡大やコミュニティバス等の導入に向けた検討を図り、町民の移動利便性の向上に努めます。



【水巻町ゆめあいバス】

【交通施設整備方針図】



5-3. 公園・緑地整備方針

① 基本的な考え方

本町における都市計画公園は 11箇所、9.50ha が計画されており、そのすべてが整備済みです。公園は、町民にとっての憩いの場であるばかりではなく、地域コミュニティの活動拠点や非常時における避難場所としての機能など、役割が多岐にわたることから、今後は既存公園における、設備の点検、バリアフリー化などを進め、全ての人に使いやすく安全な公園の整備を図ります。

一方、自然環境についてみると本町は、ほぼ平坦な地形をなし、都市化が進んでいますが、町の中央部には豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山といった緑の丘陵部があり、また、西側には遠賀川が流れているなど豊かな自然環境も残されています。

これらの貴重な自然環境を今後も保全しつつ、住民の憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成します。

② 整備方針

■ 公園・緑地の適正な配置

- 将来の人口規模等を考慮し、都市公園等のバランスのとれた配置に努めます。
- 公園が不足している地区については、遊休地や空き地等を有効に活用し、緑のオープンスペースの確保に努めます。
- 本町の都市公園は全て整備済みとなっていますが、今後新たに公園を整備する際には、町民ニーズを反映させ、安全で安心できる公園・緑地の整備に努めます。

■ 公園設備の充実と維持管理

- 公園の役割や位置付けを検証した上で、学校や地域との連携（交流）を深めるなど施設の有効活用を図ります。
- 既存公園については、遊具等の点検を定期的に行い、老朽化等により問題のある遊具は改修または撤去するなど安全管理と機能維持を適切に進めます。
- 公園設備のバリアフリー化に努めるとともに、防災機能の施設整備について検討します。
- 公園の維持管理については、里親制度等を活用し、地域住民との協働による維持管理を図ります。

■ 自然環境の保全と活用

- 本町の重要な緑である明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山の三山については、地域住民等の協力による里山の維持管理によって保全します。
- 都市緑地として位置付けられている遠賀川河川敷及び立屋敷緑地の保全を図ります。
- 遠賀川をはじめ主要な河川・緑地等は動植物の重要な生息場所となっているため、関係機関や自治会活動との連携等を図りながら、保全の取組を推進します。

- ・イベントや清掃活動等を活用し、広域連携による河川の保全活動を推進します。
- ・自治会活動との連携等を図りながら、堀川の保全と活用を進めます。
- ・町内の河川の保全への取組を継続できる町内の人材や団体の育成を図ります。
- ・動植物の生息・生育環境を保全するとともに、野生の動植物の適切な保護やふれあいを確保し、生物多様性へ配慮します。
- ・歴史的景観を持つ鷹見神社、河守神社、ハ剣神社等の周辺の緑地は、良好な景観を有することから、緑地の保全を図ります。

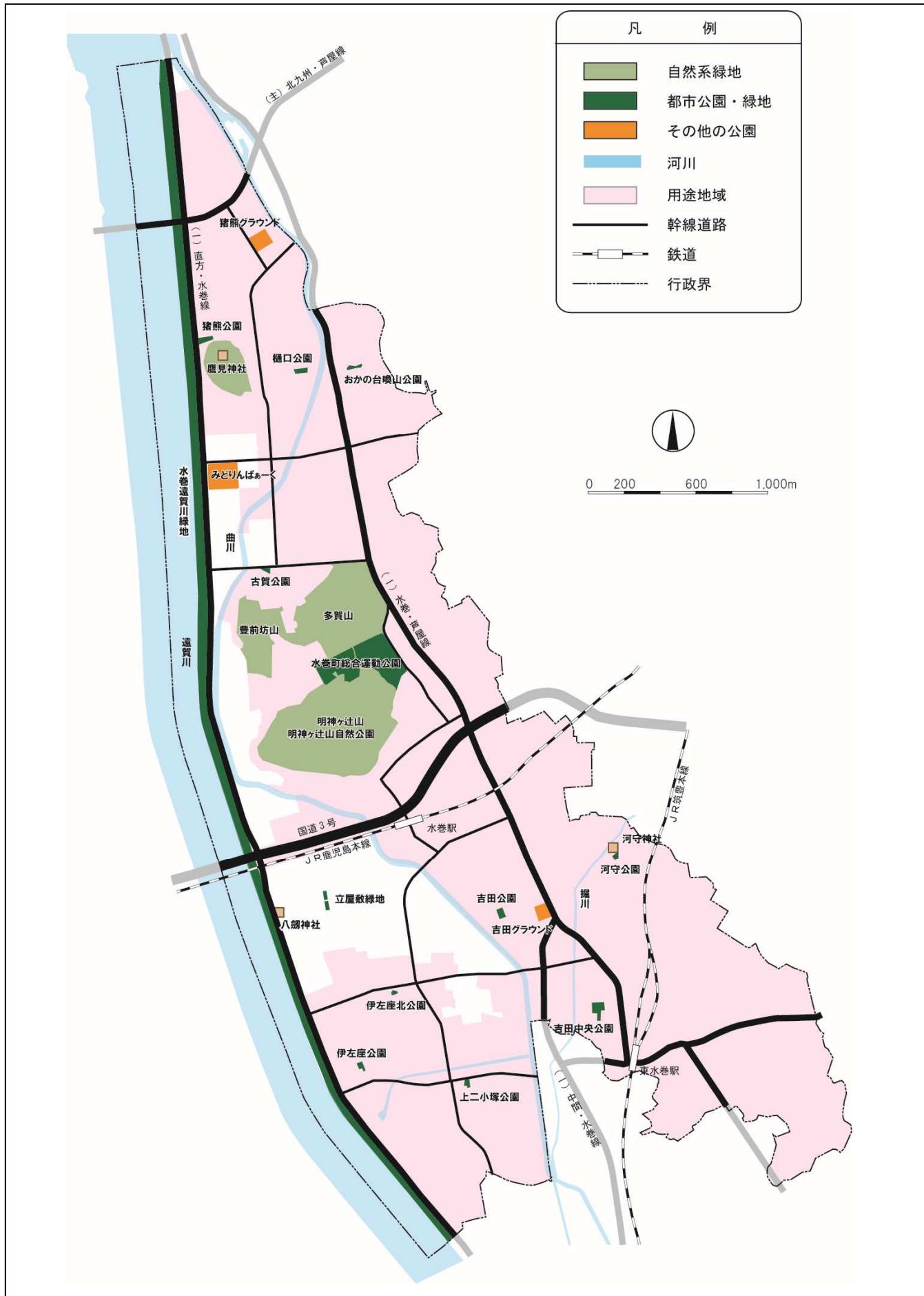
■ 良好的な都市環境の形成

- ・公共施設や沿道の緑化、花壇整備等施設の緑化に努めます。
- ・地区計画の指定及び緑地協定の締結、生垣緑化等の助成検討により都市緑化を推進し、緑豊かなまちなみを形成します。
- ・公共空間の緑化を推進するとともに、緑化の支援や緑化意識の高揚を図ります。
- ・町では、イベント等を実施し環境美化や環境意識の普及啓発を広く行っています。今後も美化活動等の推進のために、継続した取り組みを地域住民や各種団体並びに、事業者等との協働で推進に努めます。



【人々が集まるイベント（コスモスマつり）】

【公園・緑地整備方針図】



5-4. 市街地整備の方針

① 基本的な考え方

現在のJR水巻駅及びその周辺は、駅前広場や周辺道路が狭く、駅の利用や周辺の交通に支障をきたしている状況にあるため、駅を中心とした整備について検討を行います。

緑ヶ丘地区等、住宅地としてすでに良好な住環境が形成されている地区では、その保全を図ります。一方、既成市街地では、農地や未利用地が混在する低密度の市街地や道路や公園などの都市基盤が不十分な地区も存在していることから、建築物の規制誘導手法を活用しながら良好な市街地形成に向けて適切な改善を図ります。

その他、低・未利用地の有効活用や空き家の有効活用についても検討を図ります。

② 整備方針

■ 住環境の改善

- 生活道路や公園等の施設が不十分なまま農地の宅地化が進みつつある市街地では、敷地面積の最低限度や道路の幅員を定めた地区計画等を活用して計画的な市街地の形成を図ります。
- JR鹿児島本線より南側の地区では、町営吉田団地、町営二団地、みずほ団地並びに保健福祉会館の周辺において、歩道が設置されていないため通学児童や高齢者の安全性が確保されていない箇所が存在するため、都市再生整備事業を活用し、安全で快適な市街地整備を図ります。
- 既成市街地内で発生している空き家等については、継続的に調査を進め、その実態を的確に把握します。また、転入者に向けた住居として、あるいは地域の活性化に資するようなコミュニティの場として活用できるように地域住民と協力して検討を図ります。
- 地域の景観を著しく損ねておらず、防災・防犯・衛生上問題となっている空き家については、所有者の理解のもと解消を図ります。
- 町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

■ 良好な住環境の維持・保全

- 緑ヶ丘地区など、良好な環境が形成されている地区等では、建築物に関する制限や緑化に関する誘導方策を用いた地区計画等を活用して、その環境を保全します。

■ 活気ある中心市街地等の整備

- JR水巻駅を中心とした面的整備を図ることにより、安全で各種都市機能が集積した中心拠点づくりを図ります。なお、JR水巻駅周辺の開発については周辺の土地利用の進展を踏まえながら検討します。
- 幹線道路周辺の商業業務機能集積地については、安全な歩行者空間や駐車場等の整備をはじめ、

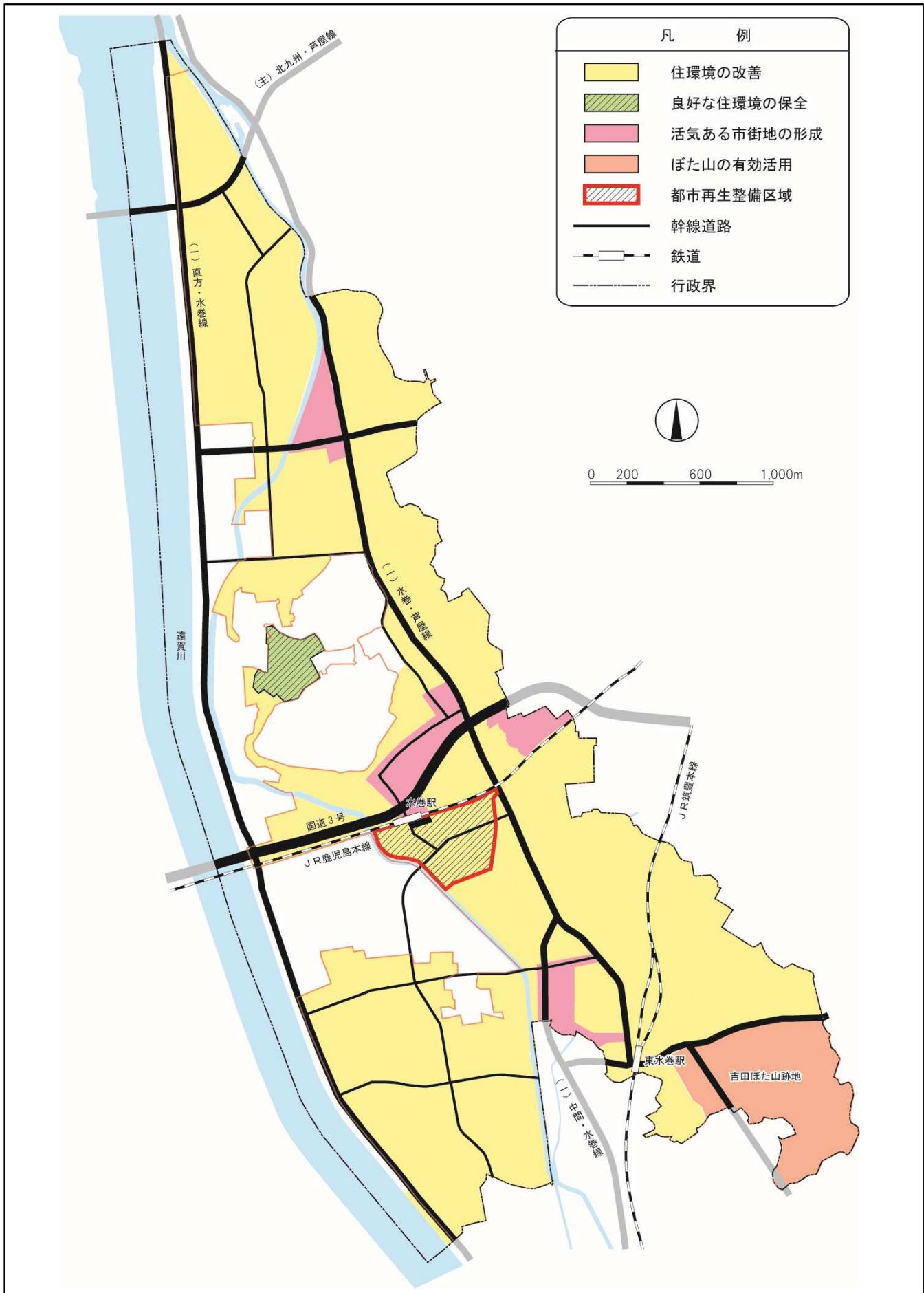
民間活力の適正な誘導等による市街地の活性化に努めます。

- ・JR水巻駅南側での駅前広場の整備を推進し、本町の玄関口にふさわしい交通結節点となるよう検討を進めます。

■ ぼた山の有効活用

- ・災害防止事業として防災処置がなされている吉田ぼた山の跡地については、本町の発展に深く関わってきた石炭産業の遺産であることを踏まえつつ、地域の活性化、地域住民の利便の向上、収益的利用等の観点から総合的に判断し、新エネルギー施設の導入など工業系土地利用を基本としつつ福祉・商業などの機能も含めた複合的な土地利用の展開を図ります。

【市街地整備方針図】



5-5. 景観形成の方針

① 基本的な考え方

自然環境と共生し、秩序ある計画的な土地利用を推進するとともに、公園・緑地など潤い空間の整備、各種公共施設の整備さらには特徴ある都市景観の形成を通して、水と緑にあふれた魅力ある市街地の形成に努めます。

また、遠賀川をはじめ、明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山の三山など本町を代表する象徴的な景観及び田園風景、歴史、地域資源の景観の保全を図ります。

景観形成の取組にあたっては、景観ルールの策定など住民との協働による景観づくりを進めます。

② 整備方針

■ 魅力的でうるおいのある市街地景観の創造

- ・本町の中心市街地であるJR水巻駅周辺など、人が多く集まる場所では多様な商業業務機能などが集積する魅力的で賑わいのある景観の創出に努めます。
- ・幹線道路等の緑化、公共空間の緑化を推進します。
- ・縁ヶ丘地区等の良好な住宅地景観を地区計画の継続指定等によって維持します。
- ・その他の住宅地等についても景観計画の策定による景観ルールづくりや地区計画、緑地協定等の活用により、周辺景観と建物の調和を図り、魅力的でうるおいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・都市公園・都市緑地などの整備、維持管理等に努め、緑の景観を維持します。

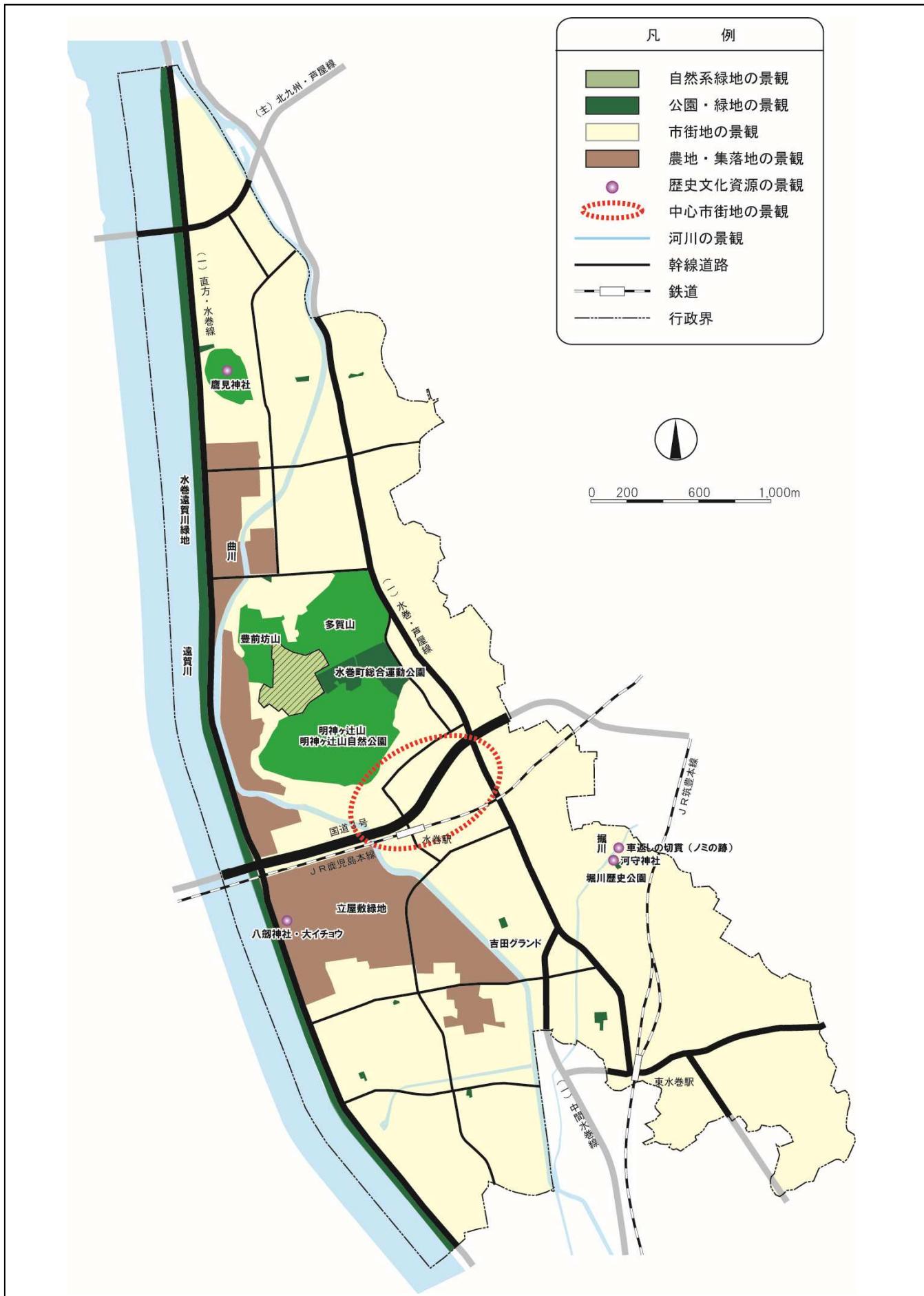
■ 水巻町特有の景観の保全と育成

- ・八剣神社の大イチョウ、堀川の車返しの切貫（ノミ跡）、十字架の塔をはじめ、鷹見神社、河守神社等の歴史・文化的資源及び周辺の緑地は、本町の重要な景観資源であることから、その保全を図ります。
- ・本町のランドマークとなっている明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山の三山については、地域住民等の協力による里山の維持管理によって保全します。
- ・優良な農地の保全を図るとともに、休耕田に対しては、地域の住環境を阻害しないよう、コスモス等転作作物の作付を推進し、緑化、防災施設としての機能の維持を継続的に図ります。
- ・遠賀川は本町の大切な自然景観であるため、遠賀川河川敷等については、景観等に配慮した河川整備を関係機関に要望していきます。

■ 住民と協働で取り組む景観の整備

- ・景観計画の策定を検討するとともに、街なみ景観の整備を通して、魅力的、計画的な歩いて楽しい市街地空間の形成を図るなど、美しいまちづくりを推進します。
- ・町の緑化や花壇の手入れ等、町民との協働で美しい景観を創出します。
- ・宅地内の緑化をはじめ、住宅等の建設に際しては、周辺環境との調和に努める等、良好な景観づくりについて、町民と協働で進めます。

【景観形成方針図】



5-6. 下水道・河川の整備方針

① 基本的な考え方

本町の下水道は、1市3町による流域下水道事業であり、これまで概ね計画通りに事業を進めてきた結果、流域幹線は平成19年に接続し、整備率は81.7%（平成27年現在）となっています。しかし、今後、長期的には公共下水道を利用する人口の減少や高齢化等に伴い、使用料収入は減少傾向で推移するものと考えられるとともに、施設の改修や設備更新に多額の費用を要することから、点検・調査計画及び修繕計画等を策定し、計画的な維持管理を推進します。

本町を流れる主な河川は遠賀川、堀川や曲川があります。遠賀川の水は灌漑用水、水道・工業用水として流域自治体の暮らしの源となっていることから、本町はもとより、関係機関や遠賀川流域の自治体と連携を図り、水質保全のため広域的な取組を進めています。

堀川や曲川等の町内の川は、人々の生活、文化と深い結びつきを持つ地域資源です。地域住民の協力により、保全活用を図ります。

② 整備方針

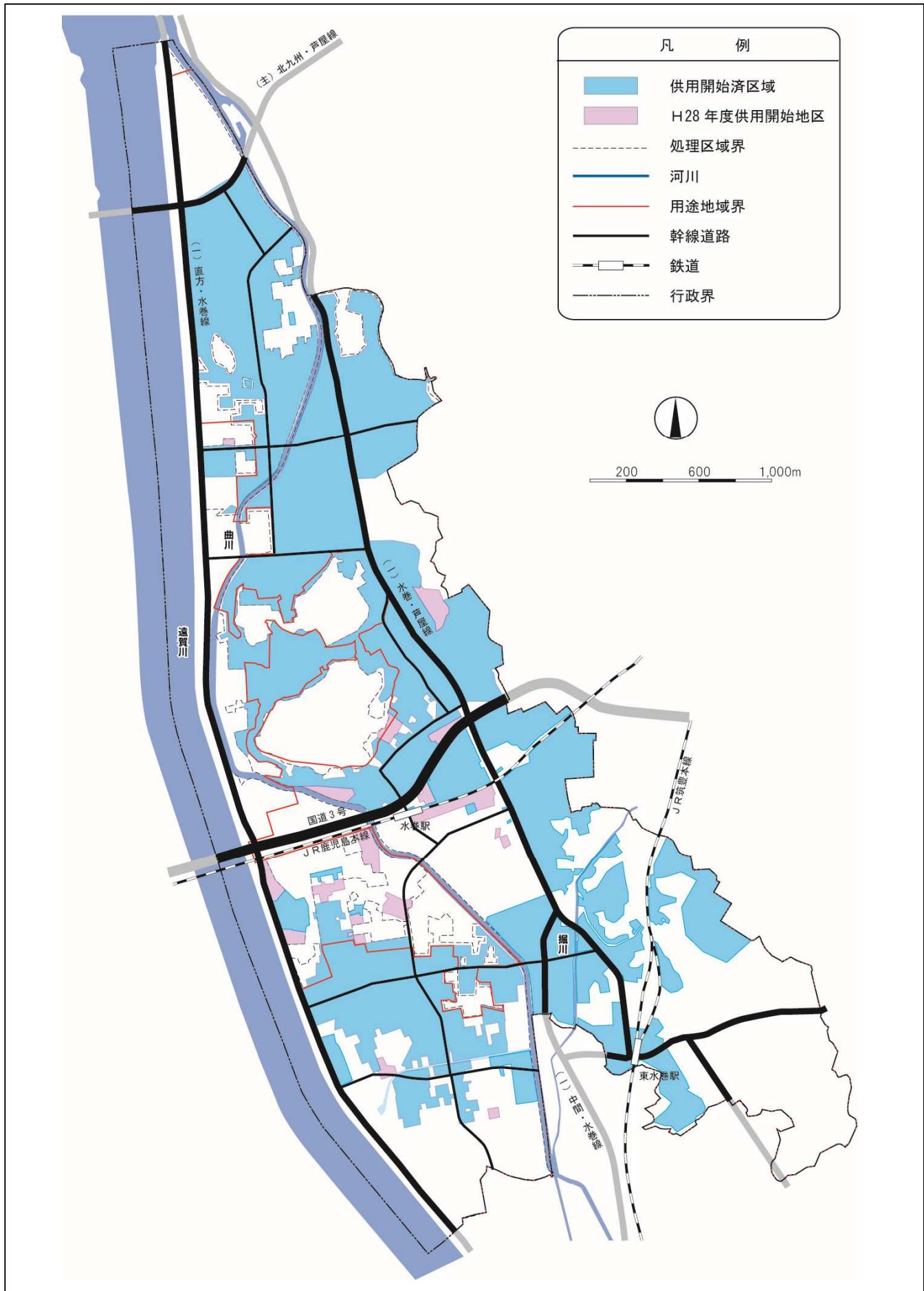
■ 公共下水道の計画的な整備推進と維持管理

- ・公共下水道は公共用水域の水質汚濁防止、清潔で快適な住環境を形成する上で必要な都市施設であることから、公共下水道事業計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進し、普及率の向上に努めつつ平成37年の完成を目指します。
- ・市街化の進行に対応するとともに、浸水等の被害を防止するため、汚水の迅速な排除が行えるよう下水道の整備拡大に努めます。
- ・下水道施設の設計及び施工にあたっては、耐震性の確保を推進するとともに、コストの削減を考慮した施工方法等について検討を行います。
- ・定期的な巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施します。
- ・点検・調査計画及び修繕計画等を策定し、計画的な維持管理を推進します。

■ 安全で環境にやさしい河川整備

- ・河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりに努めます。
- ・遠賀川については、景観等に配慮した河川整備について関係機関に要望します。
- ・曲川、堀川では、水質の改善に努めています。
- ・河川については、隣接する市町との広域的な取組みをはじめ、町民、団体、事業者、行政の協働による町内一斉清掃活動など環境美化運動の継続、強化や環境教育を通した意識啓発や環境に対するモラルの向上を図り、自然と共生するまちづくりを推進します。
- ・町民等で行う遠賀川の清掃活動など、環境美化推進員やボランティア団体の活動を支援するとともに、町内の河川の保全への取り組みを継続できる町内の人材や団体の育成を図ります。

【下水道・河川整備方針図】



5-7. 都市防災の方針

① 基本的な考え方

本町の地形は、町の中央部に標高 100m の小高い丘陵地（豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山）があるほかは、概ね平坦で低湿な沖積地で、町域西側を遠賀川が流れ、平野の中央を曲川が流れるといった地形的特性があります。近年は、河川の氾濫はありませんが、伊左座地区及び猪熊地区のほぼ全域で水害・高潮による水害危険性があります。また、猪熊地区、机地区では東側の人家が密集している地域で内水氾濫・高潮の危険範囲が広がっています。

また、地震災害については、当町に最も近く大きな影響がある福知山断層北部を震源とした被害想定（福岡県）によると建物被害（全壊計 約 1,000 棟）、人的被害（死者 約 40 人、負傷者 約 3,500 人、避難者 約 2,800 人）等、甚大な被害が想定されています。

このため、市街地の無秩序な開発の防止、避難路や延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる基幹道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備など防災に配慮した水害、地震等、災害に強いまちづくりを進めています。

② 整備方針

■ 安全な市街地の形成

- ・ 地域防災計画に基づき無秩序な市街化の抑制、道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備や老朽木造密集市街地の解消など防災に配慮した事業の推進を図ります。
- ・ 行政機関施設、避難所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に移転するなど、防災に配慮した土地利用の検討を行います。
- ・ 公園・緑地は、災害時においては、避難場所、延焼遮断帯、応急仮設住宅建設地等様々な機能を有しています。このため、公園・緑地やその他オープンスペースの積極的な確保とその適正な維持・配置に努めます。
- ・ 避難路となる道路の維持・整備に努めます。
- ・ 安心して暮らせる市街地形成を図るため、都市計画法や水巻町宅地開発指導要綱等に基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努め、無秩序な開発防止や防災に配慮した都市づくりを図ります。

■ 建築物の不燃化、耐震化の促進

- ・ 地震時の安全性を確保するため、防災上重要な公共施設を指定し、指定した施設について耐震及び液状化の点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修及び液状化対策事業を推進します。
- ・ 新たに建築する施設についても、建築物の用途に応じた耐震性の強化を図ります。
- ・ 木造住宅等が密集している地区では、必要に応じて防火地域または準防火地域の指定を検討するとともに、それ以外の地区においても屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を促進します。
- ・ 既存の町営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅については、不燃化の推進を図ります。
- ・ 新築の町営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創

出を図ります。

- ・建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、特に昭和56年以前に建築された建築物等について耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・住宅等の耐震化を効果的に推進するために、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発を行います。

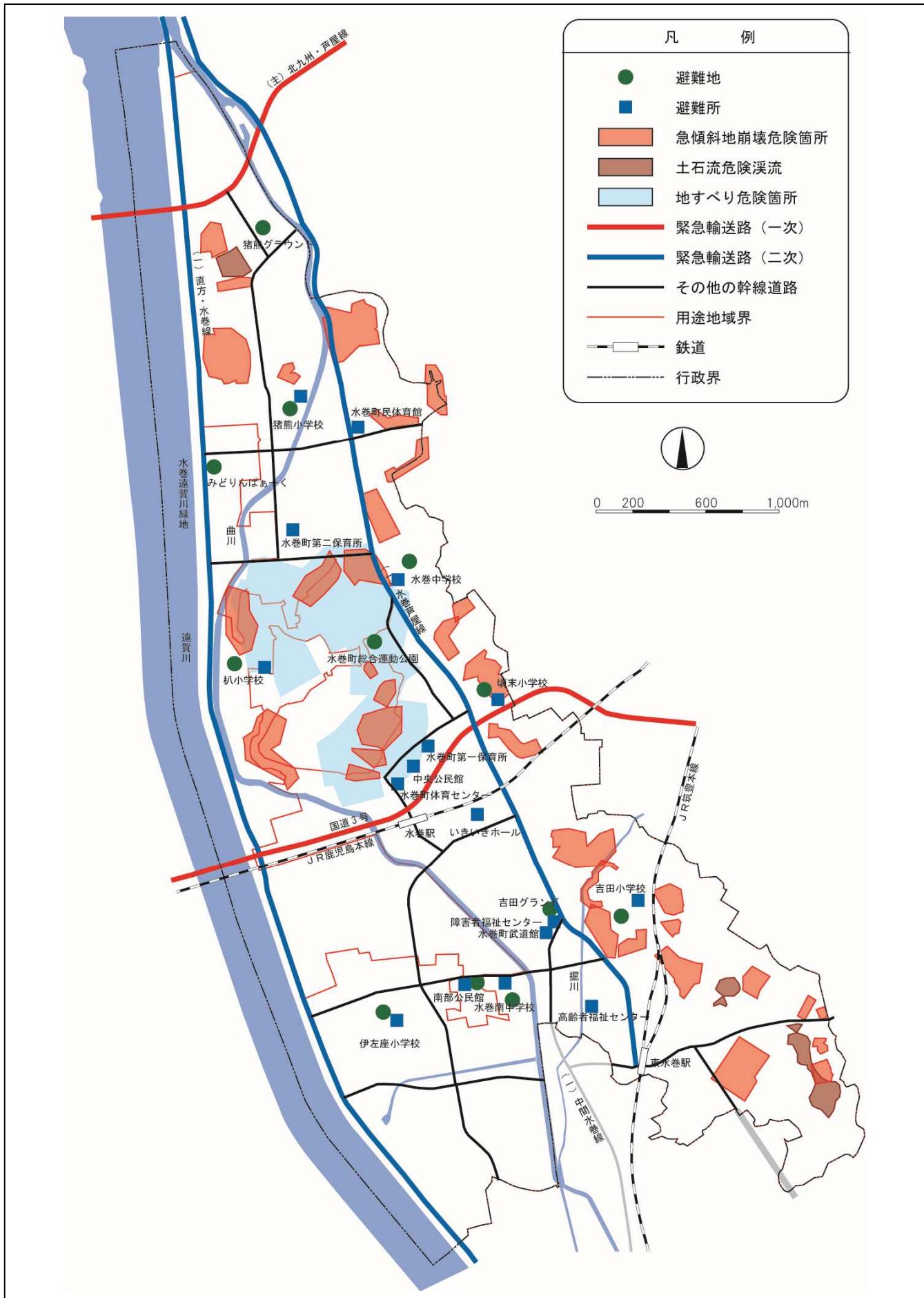
■ 土砂災害・水害対策の促進

- ・地震及び風水害等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行います。
- ・防災施設の整備等、災害防止事業の実施時には、環境や景観への影響についても配慮します。
- ・公共下水道事業や河川事業等の継続的な実施をはじめ、河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちづくりを推進します。

■ 避難場所・避難路の周知と避難体制の充実

- ・災害時に的確な避難が行われるよう、町民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難場所・避難路の周知を図ります。
- ・町民をはじめ通勤者、観光客等の安全な避難を確保するため、学校、公園等を活用した避難所、避難地、及び避難路の整備を推進します。
- ・「地域防災計画」「国民保護計画」等を踏まえ、高齢者などの社会的弱者に配慮した、情報伝達方法や避難体制の整備など防災機能の充実を図るとともに、相互扶助の重要性に理解を求め、町民自らが組織する自主防災組織の育成を図ります。

【都市防災方針図】



5-8. その他の都市施設の整備方針

①ごみ処理場・ごみ焼却場

- ・都市化、生活様式の多様化に伴い、年々増加しているごみの処理に対応するため、広域的ないん芥処理業務の恒久的体制確立を目指します。
- ・生ごみの堆肥化及び資源回収等により、ごみの減量化を図ります。
- ・BIN、缶類、ペットボトル、紙パック、白色トレー等の適正処理を図るため、中間・遠賀リサイクルプラザにおいて広域的処理を図ります。

②汚物処理場

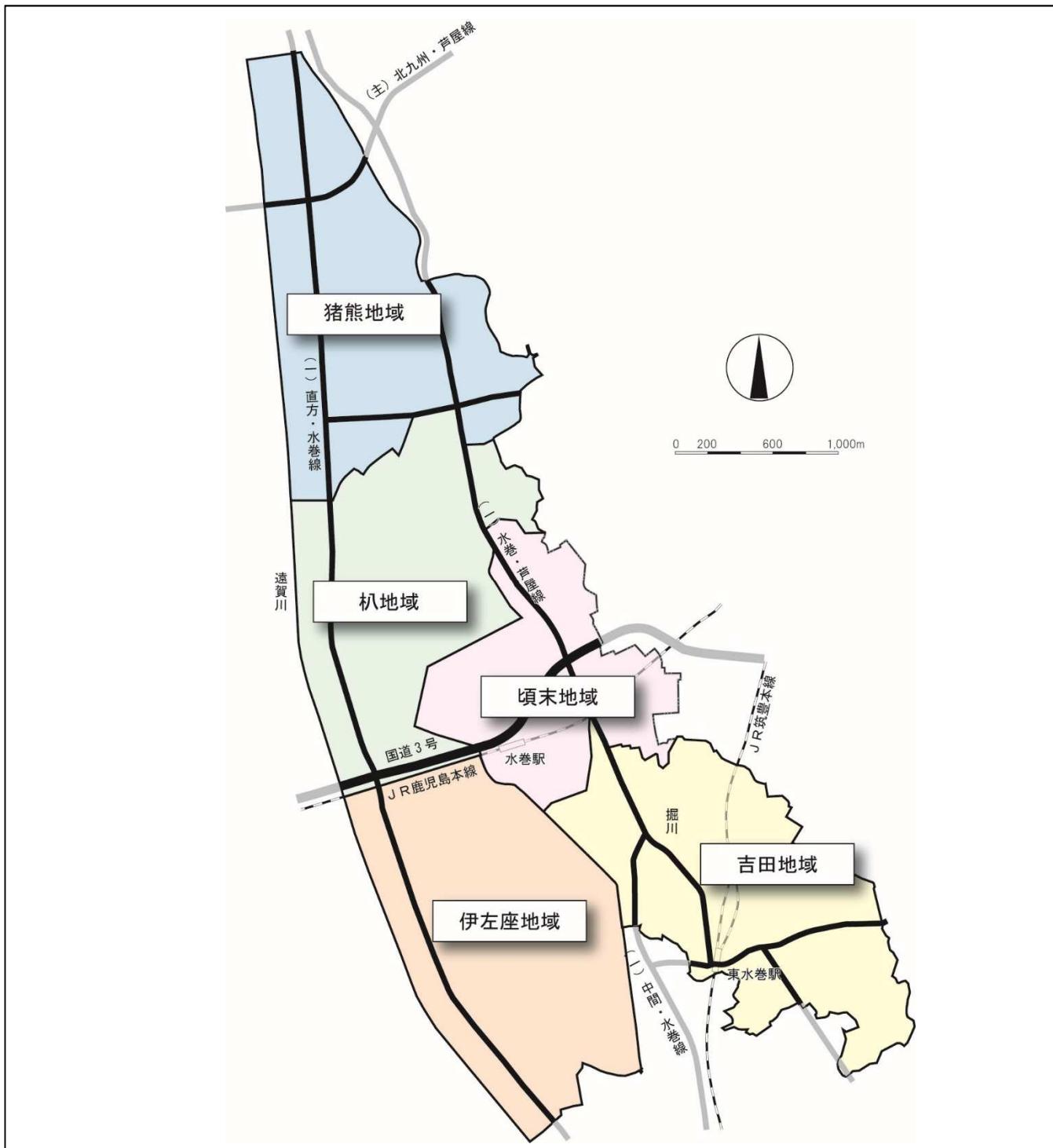
- ・平成8年に遠賀・中間地域広域行政事務組合（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）のし尿処理施設（曲水苑）が本町に設置されており、広域処理による効率的な運用と適正処理を図ります。

第3章 地域別構想

1. 地域区分

地域区分の設定にあたっては、本町の都市計画区域を基本とし、小学校区である5地域（猪熊地域、机地域、頃末地域、伊左座地域、吉田地域）に区分します。

【地域区分図】

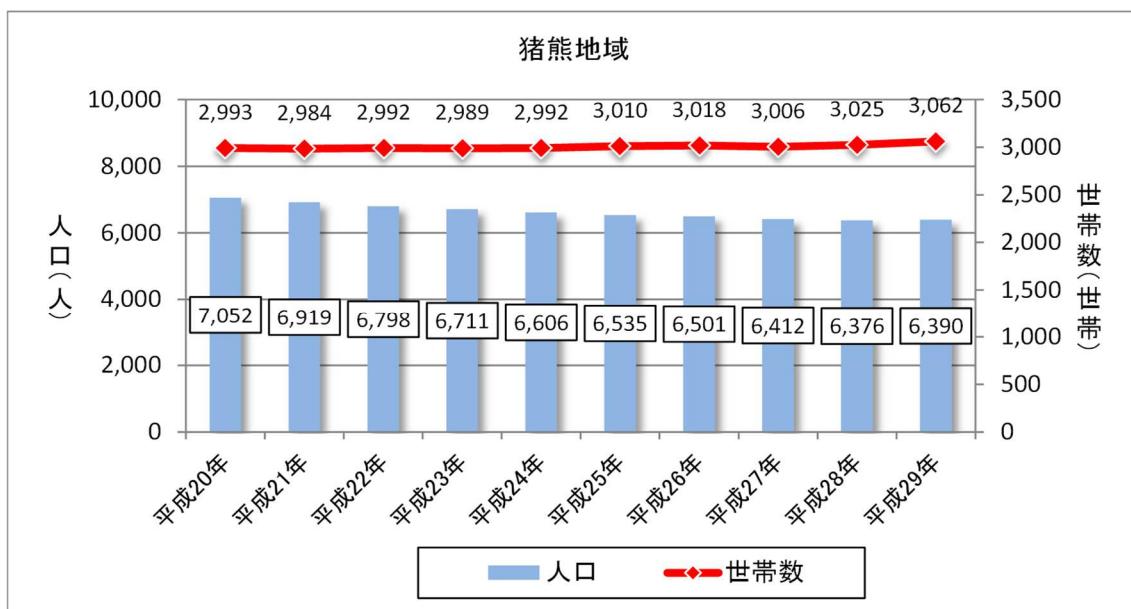


2. 猪熊地域

(1) 地域の概況

- ・猪熊地域は本町の北端部に位置し、東に北九州市、西に遠賀町、北に芦屋町と1市2町に隣接しています。
- ・人口は、平成29年時点6,390人で、過去10年間の推移をみると減少傾向となっています。一方、世帯数は3,062世帯とほぼ横ばいで推移しています。
- ・幹線道路は北側に（主）北九州芦屋線、西側に（一）直方水巻線、東側に（一）水巻芦屋線が通っています。
- ・地域の北部には猪熊工場団地があり、（一）水巻芦屋線沿道には商業施設の立地がみられますが、一部は空き店舗となっています。
- ・地域中央部は良好な低層住宅地となっていますが、まだ多くの農地も残っています。また、地域南東部には公営団地が集積し、中高層の良好な住宅地を形成しています。
- ・用途地域内には農地と市街地が混在するような形で低未利用地が多く残されています。
- ・地域西側を流れる遠賀川には遠賀川河川敷が整備され、水巻遠賀川緑地として良好な環境が形成されています。また、曲川が本地域の中央部を通過して北流しています。
- ・地域の西側には鷹見神社と縁に覆われた小規模な丘陵地があります。
- ・レクリエーション施設としてみどりんぱあーく等が整備されており、秋季にはコスモスマつりが開催され、多くの人が賑わいます。
- ・下水道については、住宅地においてほぼ整備が完了しています。
- ・県事業として曲川の河川整備を実施しており、排水機場の老朽化対策やポンプの増設を進めています。

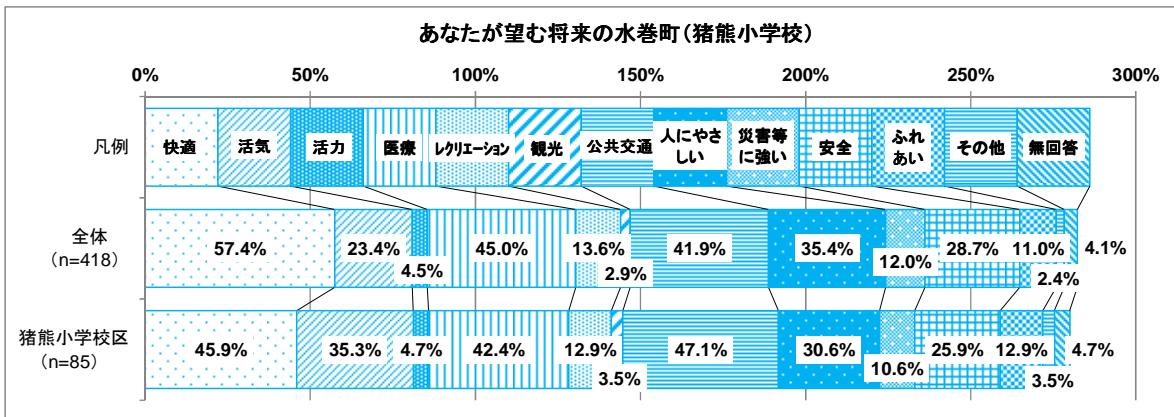
【人口・世帯数の推移】



(資料:水巻町住民基本台帳)

(2) 地域の意見

- 将来の水巻町について、猪熊地域では、「バス・鉄道など公共交通が整備され移動しやすいまち」「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」「医療や教育や文化施設等が充実しているまち」を望む意見が多くあげられています。
- 町全体と比べると「商店が集まる賑わいに満ちた活気のあるまち」を望む意見が多くみられます。



(3) 地域の課題

- 住宅地については、住環境の保全に努めていく必要があります。
- 猪熊工場団地については、周辺環境との調和に努めつつ、操業環境の維持・向上に努めていく必要があります。
- 県道水巻芦屋線沿道の沿道型土地利用については、空き店舗における事業者の誘導をはじめ、駐車場、駐輪場の整備等により、利便性の高い商業環境を形成していく必要があります。
- 用途地域内に残る農地や未利用地については、土地所有者の意向をはじめ将来の宅地需要、農地の多面的機能などを総合的に判断し、有効活用を図っていく必要があります。
- 鷺見神社周辺及び遠賀川河川敷の緑地の保全及び整備を図っていく必要があります。
- 未整備となっている(都)3・4・48-4牛太郎三反間線については、事業性、重要性等を総合的に判断し、整備または見直しについて検討を図る必要があります。

(4) 地域の将来像

- 本地域は、水巻町における主要な工業・商業地を有しており、その周辺は良好な住宅地となっています。また、遠賀川および曲川による水資源にも恵まれています。このため、快適な住環境の維持を図りつつ、うるおいと活力のある地域を目指します。

快適な住環境と活力のあるまち・猪熊

(5) 地域のまちづくりの方針

①土地利用方針

1) 一般住宅

- ・幹線道路沿道の区域については一般住宅とし、住環境を保護しつつも、地域の活性化のために一定規模までの用途の混在を許容する区域とします。

2) 専用住宅地

- ・地域中央部を低層の専用住宅地、南東部の既存の公営住宅団地を中高層の専用住宅地として、それぞれ良好な住環境の保全を図る地区と位置づけ、専用住宅地としての良好な住環境の形成に努めます。
- ・また、住環境向上のため、地区計画、建築協定、緑化協定などの適用の検討を行います。

3) 近隣商業地

- ・(一) 水巻芦屋線、(都) 3・4・48-5 砂山丸の内線沿道の大型店舗を中心に商業施設が立地している地区については近隣商業地とし、地域住民のための店舗、事務所などの集積を図り、住民のニーズに対応できる商業地として活性化を図ります。
- ・みどりんぱあーくに隣接した用地については、賑わいを創出し、情報発信を行う施設の整備を図るとともに、イベント等によって周辺エリアの活性化を目指します。

4) 沿道利用型施設用地

- ・(都) 3・3・48-2 若松芦屋福間線沿道の地区については、通過交通が多く沿道サービス施設の立地に適しているため、沿道利用型施設用地とし、既存の住環境に著しい影響を及ぼさない程度のサービス施設の許容を図ります。

5) 工業地

- ・猪熊工場団地を工業地として位置づけ、操業環境の向上に努めます。

6) 農地・集落

- ・南西部の優良な農地については新たな市街化を抑制しつつ、生産性をはじめ、景観や防災面の機能を含め、農地として保全します。

②交通施設の整備方針

- ・下記道路を幹線道路及び補助幹線道路と位置づけ、道路機能の維持管理を図ります。
- ・未整備となっている(都) 3・4・48-4 牛太郎三反間線については、緊急性、事業性、住民ニーズ等などから整備の必要性について検証し、事業性、重要性等を総合的に判断しつつ見直しを行います。
- ・既存の幹線道路や、生活道路等における歩道設置並びに、危険箇所等の改良に努めるなど、歩行者・自転車の安全に配慮した道路の形成を図ります。

幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 3・3・48-2 若松芦屋福間線 ((主) 北九州芦屋線) ・(都) 3・3・48-3 芦屋水巻中間線 ((一) 水巻芦屋線) ・(都) 3・5・48-10 大下上前田線 ((一) 直方水巻線) ・(都) 3・4・48-5 砂山丸の内線
補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 3・4・48-4 牛太郎三反間線 ほか

注) : (主)は主要地方道、 (一)は一般県道を表す。

③公園・緑地の整備方針

- ・水巻遠賀川緑地を広域的なレクリエーション拠点として位置付け、関係機関や地域住民等と協働で維持・保全に努めます。
- ・みどりんぱあーくについては、今後も地域住民のレクリエーションの場として維持・保全に努めるほか、コスモスマつり等のイベントの場として活用します。
- ・街区公園等の住区基幹公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置します。また、公園設備の安全点検に努めるとともに、適切な維持管理によって長寿命化を図ります。
- ・歴史的景観を持つ鷹見神社周辺の緑地は、良好な景観を有することから、その保全を図ります。
- ・花壇の手入れや清掃活動等を行う地域住民に対する支援を継続的に行います。



【コスモスマつり（みどりんぱあーく）】

④市街地の整備方針

- ・生活道路や公園等の施設が不十分なまま農地の宅地化が進みつつある市街地では、敷地面積の最低限度や道路の幅員を定めた地区計画等を活用して計画的な市街地の形成を図ります。
- ・既成市街地内で発生している空き家等については、継続的に調査を進め、その実態を的確に把握します。また、転入者に向けた住居として、あるいは地域の活性化に資するようなコミュニティの場として活用できるように地域住民と協力して検討を図ります。
- ・地域の景観を著しく損ねており、防災・防犯・衛生上問題となっている空き家については、所有者の理解のもと解消を図ります。
- ・町営住宅については、「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

⑤景観形成の方針

- ・町民体育館周辺など、人が多く集まる場所では多様な商業業務機能などが集積する魅力的で賑わいのある景観の創出に努めます。
- ・幹線道路等の緑化、公共空間の緑化を推進します。

- ・景観計画の策定による景観ルールづくりや地区計画、緑地協定等の活用により、周辺景観と建物の調和を図り、魅力的でうるおいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・都市公園・都市緑地などの整備、維持管理等に努め、緑の景観を維持します。
- ・鷹見神社等の歴史・文化的資源及び周辺の緑地は、本地域の重要な景観資源であることから、その保全を図ります。
- ・優良な農地の保全を図るとともに、休耕田に対しては、地域の住環境を阻害しないよう、コスモス等転作作物の作付を推進し、緑化、防災施設としての機能の維持を継続的に図ります。
- ・遠賀川は本町の大切な自然景観であるため、遠賀川河川敷等については、景観等に配慮した河川整備を関係機関に要望していきます。

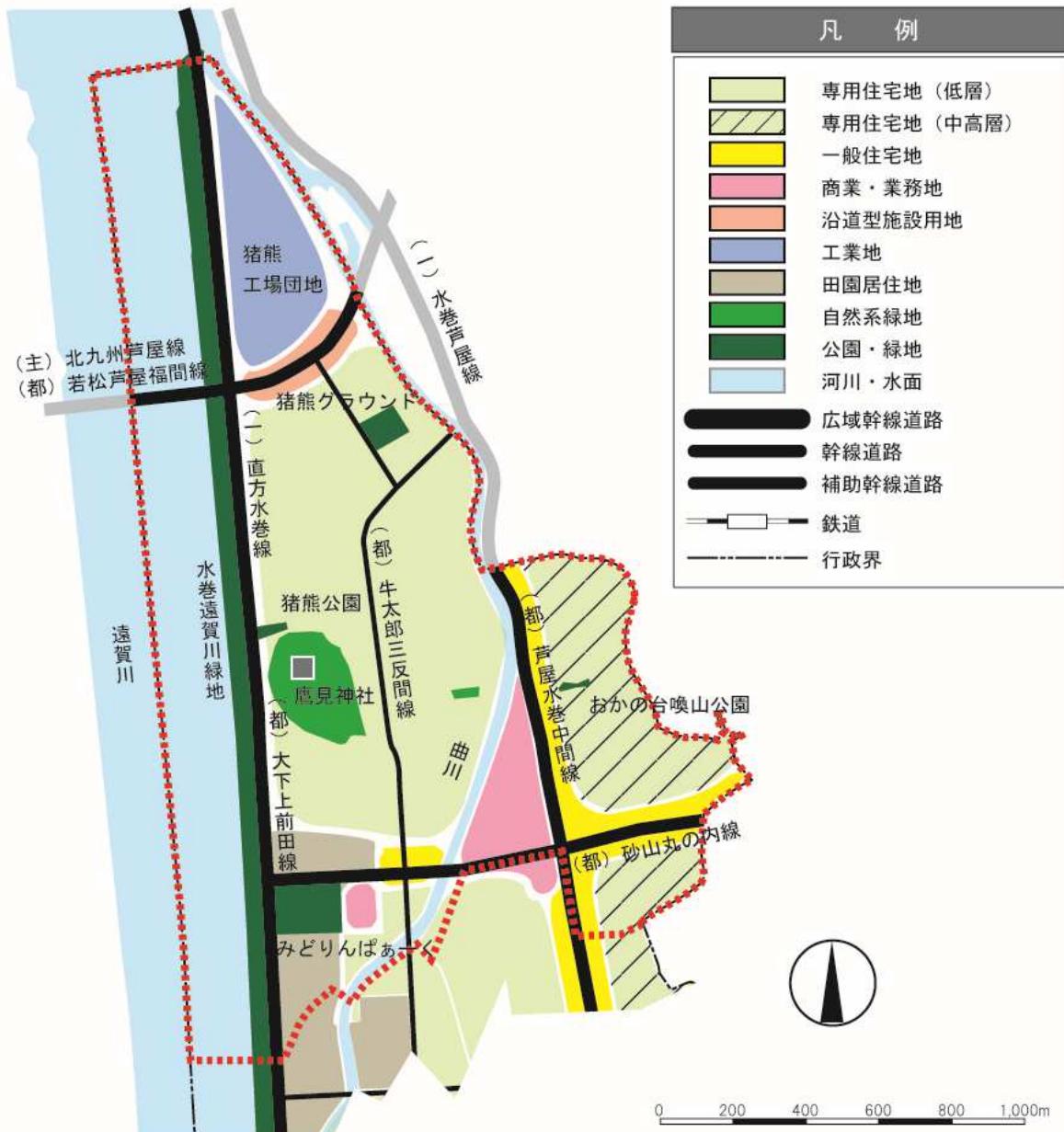
⑥下水道・河川の整備方針

- ・公共下水道は公共用水域の水質汚濁防止、清潔で快適な住環境を形成する上で必要な都市施設であることから、公共下水道事業計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進し、普及率の向上に努めます。
- ・河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりに努めます。
- ・遠賀川については、景観等に配慮した河川整備について関係機関に要望します。
- ・曲川では、下水道の整備推進等により水質の改善に努めています。

⑦都市防災の方針

- ・都市計画法や水巻町宅地開発指導要綱等に基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努め、無秩序な開発防止や防災に配慮した都市づくりを図ります。
- ・避難場所、延焼遮断帯等様々な機能を有している公園・緑地やその他オープンスペースの積極的な確保とその適正な維持・配置に努めます。
- ・避難路となる道路の維持・整備に努めます。
- ・建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、特に昭和56年以前に建築された建築物等について耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・公共下水道事業や河川事業等の継続的な実施をはじめ、河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちづくりを推進します。

【地域別構想図（猪熊地域）】

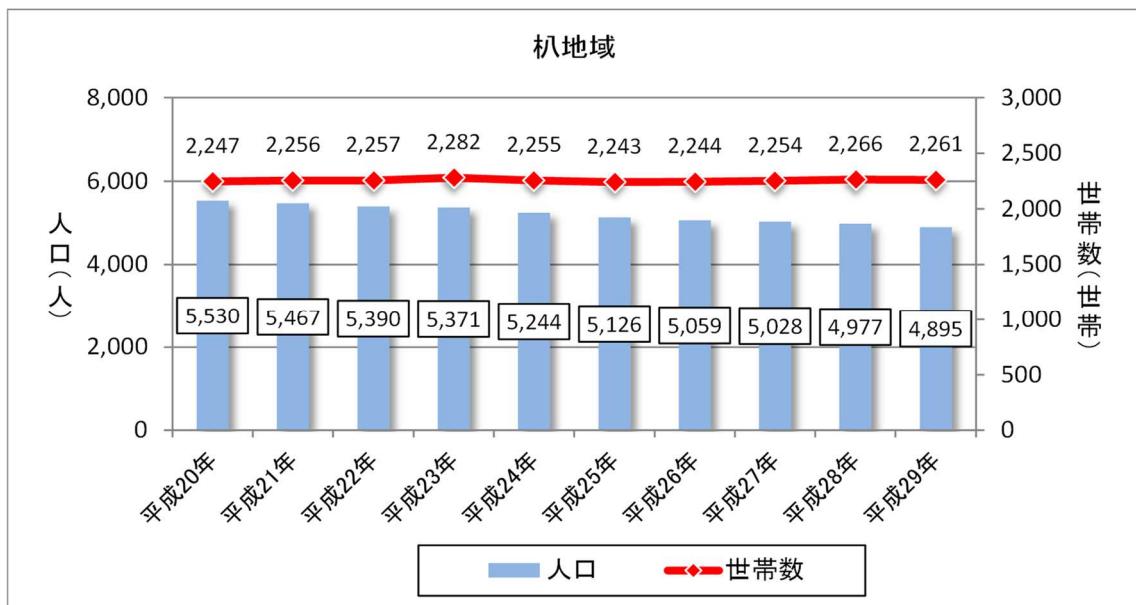


3. 本地域

(1) 地域の概況

- ・本地域は、水巻町の中央部に位置し西側に遠賀川が流れています。
- ・人口は、平成 29 年時点 4,895 人で、過去 10 年間の推移をみると減少傾向となっています。一方、世帯数は 2,261 世帯とほぼ横ばいで推移しています。
- ・地域の中央部には、豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山の三山があり、本町の代表的なランドマークとなっています。
- ・本町の山々の周辺には、緑ヶ丘地区など良好な環境の住宅地が形成されています。
- ・地域の北部には公営の住宅団地が形成されており、中高層の良好な住宅地となっています。
- ・(一) 水巻芦屋線沿いに水巻町図書館・歴史資料館が整備されています。
- ・西部を流れる曲川に沿って農地が広がっています。
- ・地域の南端を国道 3 号と JR 鹿児島本線が東西方向に並走しており、国道 3 号に沿って沿道利用型の施設が立地しています。また、国道 3 号近隣に高度医療機器や周産期医療・助産院を併設した救急病院や看護学校等が立地しています。
- ・西側に隣接する遠賀川河川敷は良好な緑地帯となっています。
- ・多賀山と明神ヶ辻山に囲まれたエリアには水巻町総合運動公園が整備されています。
- ・明神ヶ辻山では、丘陵地の地形を生かした明神ヶ辻山自然公園があります。
- ・下水道については、住宅地において概ね 90% 完了しています。
- ・県事業として、曲川の河川整備を実施しており、排水機場の老朽化対策やポンプの増設を進めています。

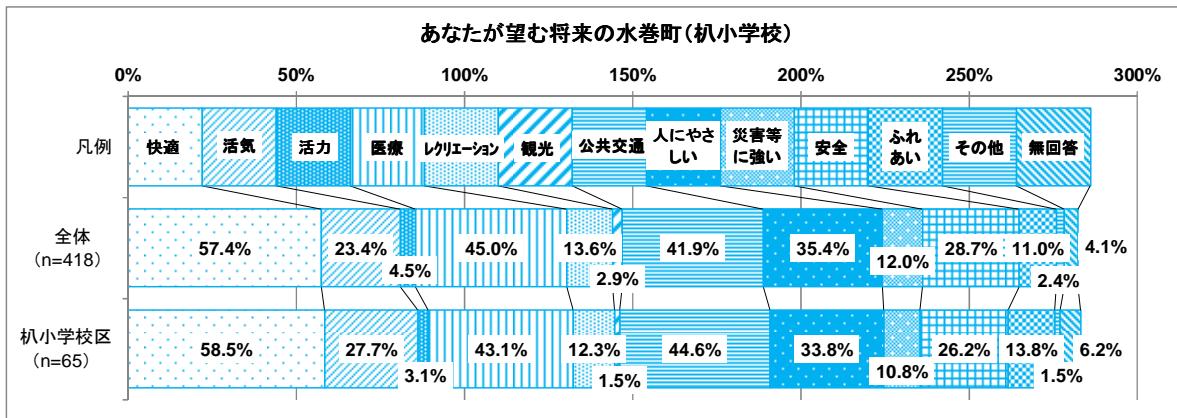
【人口・世帯数の推移】



(資料:水巻町住民基本台帳)

(2) 地域の意見

- 将来の水巻町について、机地域では、「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」「バス・鉄道など公共交通が整備され移動しやすいまち」「医療や教育や文化施設等が充実しているまち」を望む意見が多くみられます。



(3) 地域の課題

- 緑ヶ丘地区などの住宅地については、良好な住環境の保全に努めていく必要があります。
- 農地については、生産性の向上のほか、防災機能、景観機能等多面的な要素を有することから今後もその保全を図っていく必要があります。
- 既存の集落内には道路幅員の狭い地区があり、改善していく必要があります。
- 豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山及びその縁については、本町の数少ない自然環境、自然景観の一つであることからその保全を図っていく必要があります。
- 未整備となっている（都）3・4・48-4 牛太郎三反間線、（都）3・4・48-11 和田網掛線については、事業性、重要性等を総合的に判断し、整備または見直しについて検討を図る必要があります。

(4) 地域の将来像

- 本地域は、西に田園地帯、中央の三山や水巻町総合運動公園などの緑とレクリエーション資源に恵まれ、また遠賀川および曲川により水資源にも恵まれています。本地域では、これらの資源を生かしつつ、快適な住環境が整ったうるおいのある地域の形成を図ります。

水と緑に包まれた快適な住環境のまち・机地域

(5) 地域のまちづくりの方針

①土地利用方針

1) 一般住宅

- ・(都) 3・3・48-3 芦屋水巻中間線沿道の地区については一般住宅とし、住環境を保護しつつも、地域の活性化のために一定規模までの用途の混在を許容する区域とします。

2) 専用住宅地

- ・その他の専用住宅、農地の混在する住宅地については、専用住宅地として位置づけます。
- ・住環境向上のため、地区計画、建築協定、緑化協定などの適用の検討を行います。

3) 沿道利用型施設用地

- ・広域幹線道路である国道3号沿道の地域は沿道型の施設用地とし、沿道型商業機能の集積を図ります。

4) 農地・集落

- ・西部の曲川周辺の地区については優良農地が多く、生産性に加えて景観や防災面の機能を含めた農地として保全します。
- ・狭い区間が残る既存集落内の生活道路の改善を図ります。

5) 自然系緑地

- ・豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山の三山及びその緑地は、良好な景観を有することから、その保全を図ります。

②交通施設の整備方針

- ・下記道路を幹線道路及び補助幹線道路と位置づけ、道路機能の維持管理を図ります。
- ・未整備となっている(都)3・4・48-4牛太郎三反間線、(都)3・4・48-11和田網掛線については、緊急性、事業性、住民ニーズ等などから整備の必要性について検証し、事業性、重要性等を総合的に判断しつつ見直しを行います。
- ・既存の幹線道路や生活道路等における歩道設置や危険箇所等の改良に努めるなど、歩行者・自転車の安全に配慮した道路の形成を図ります。

広域幹線道路	・(都) 国道3号線 (国道3号)
幹線道路	・(都) 3・3・48-3 芦屋水巻中間線 ((一) 水巻芦屋線) ・(都) 3・5・48-10 大下上前田線 ((一) 直方水巻線) ・(都) 3・4・48-5 砂山丸の内線
補助幹線道路	・(都) 3・4・48-4 牛太郎三反間線 ・(都) 3・4・48-11 和田網掛線

注) : (一)は一般県道を表す。

③公園・緑地の整備方針

- ・水巻遠賀川緑地及び水巻町総合運動公園を広域的なレクリエーション拠点として位置付け、関係機関や地域住民等と協働で維持・保全に努めます。
- ・街区公園等の住区基幹公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置します。また、公園設備の安全点検に努めるとともに、適切な維持管理によって長寿命化を図ります。
- ・花壇の手入れや清掃活動等を行う地域住民に対する支援を継続的に行います。
- ・本町の、重要な緑の資源である明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山の三山については、地域住民等の協力による里山の維持管理によって保全します。



【明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山】

④市街地の整備方針

- ・緑ヶ丘地区など、すでに面的な整備等により、良好な環境が形成されている地区等では建築物に関する制限や緑化に関する誘導方策を用いた地区計画等を活用して、その環境を保全します。
- ・生活道路や公園等の施設が不十分なまま農地の宅地化が進みつつある市街地では、敷地面積の最低限度や道路の幅員を定めた地区計画等を活用して計画的な市街地の形成を図ります。
- ・既成市街地内で発生している空き家等については、継続的に調査を進め、その実態を的確に把握します。また、転入者に向けた住居として、あるいは地域の活性化に資するようなコミュニティの場として活用できるように地域住民と協力して検討を図ります。
- ・地域の景観を著しく損ねており、防災・防犯・衛生上問題となっている空き家については、所有者の理解のもと解消を図ります。
- ・町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

⑤景観形成の方針

- ・景観計画の策定による景観ルールづくりや地区計画、緑地協定等の活用により、周辺景観と建物の調和を図り、魅力的でうるおいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・幹線道路等の緑化、公共空間の緑化を推進します。
- ・都市公園・都市緑地などの整備、維持管理等に努め、緑の景観を維持します。
- ・明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山の三山については本地域の重要な景観資源であることから、地域住民等の協力による里山の維持管理によって保全します。
- ・優良な農地の保全を図るとともに、休耕田に対しては、地域の住環境を阻害しないよう、コスモス等転作作物の作付を推進し、緑化、防災施設としての機能の維持を継続的に図ります。
- ・遠賀川は本町の大切な自然景観であるため、遠賀川河川敷等については、景観等に配慮した河川整備を関係機関に要望していきます。

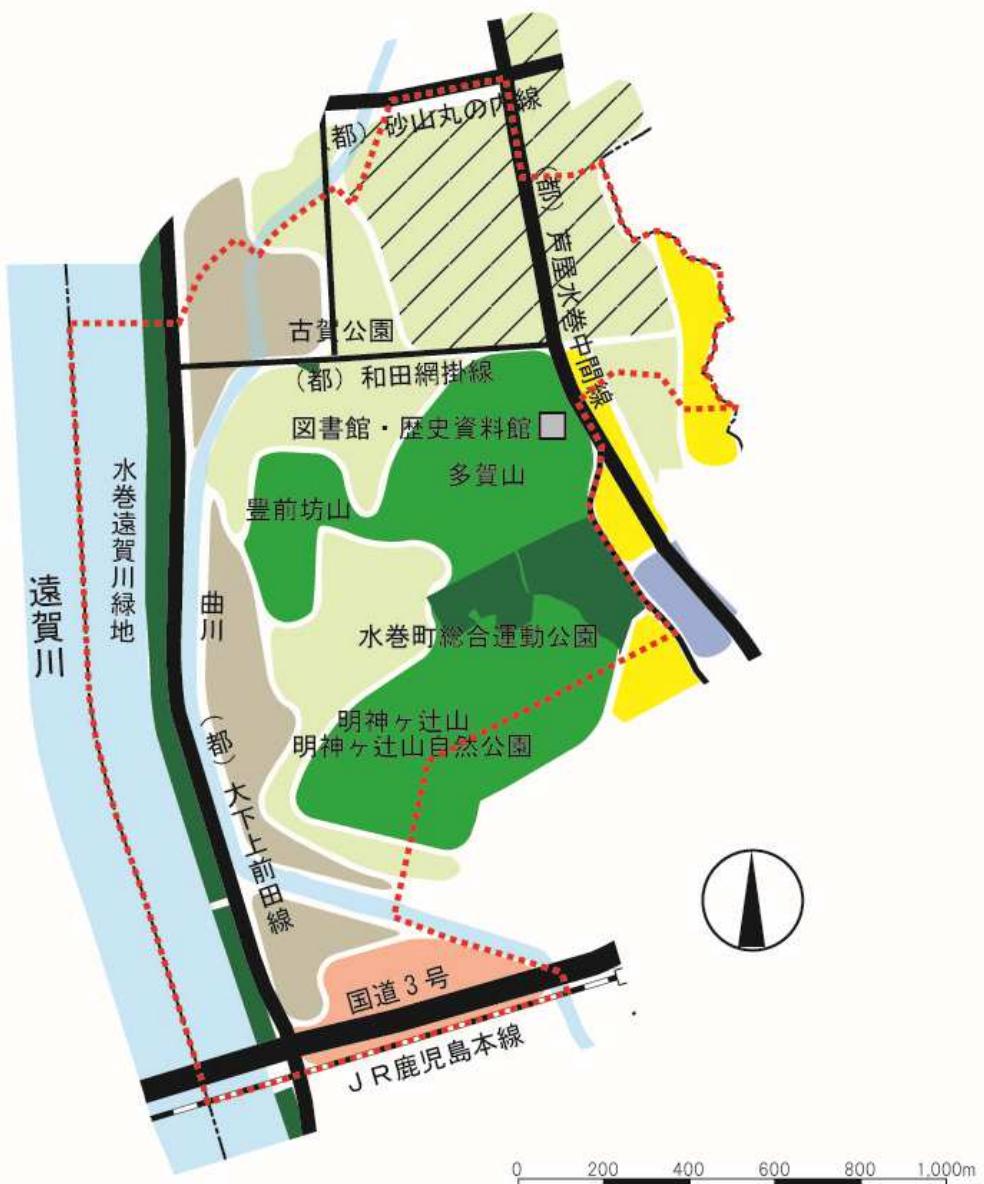
⑥下水道・河川の整備方針

- ・公共下水道は公共用水域の水質汚濁防止、清潔で快適な住環境を形成する上で必要な都市施設であることから、公共下水道事業計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進し、普及率の向上に努めます。
- ・河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりに努めます。
- ・遠賀川については、景観等に配慮した河川整備について関係機関に要望します。
- ・曲川では、下水道の整備推進等により水質の改善に努めます。

⑦都市防災の方針

- ・都市計画法や水巻町宅地開発指導要綱等に基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努め、無秩序な開発防止や防災に配慮した都市づくりを図ります。
- ・避難場所、延焼遮断帯等様々な機能を有している公園・緑地やその他オープンスペースの積極的な確保とその適正な維持・配置に努めます。
- ・避難路となる道路の維持・整備に努めます。
- ・建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、特に昭和56年以前に建築された建築物等について耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・公共下水道事業や河川事業等の継続的な実施をはじめ、河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちづくりを推進します。

【地域別構想図（机地域）】



凡例

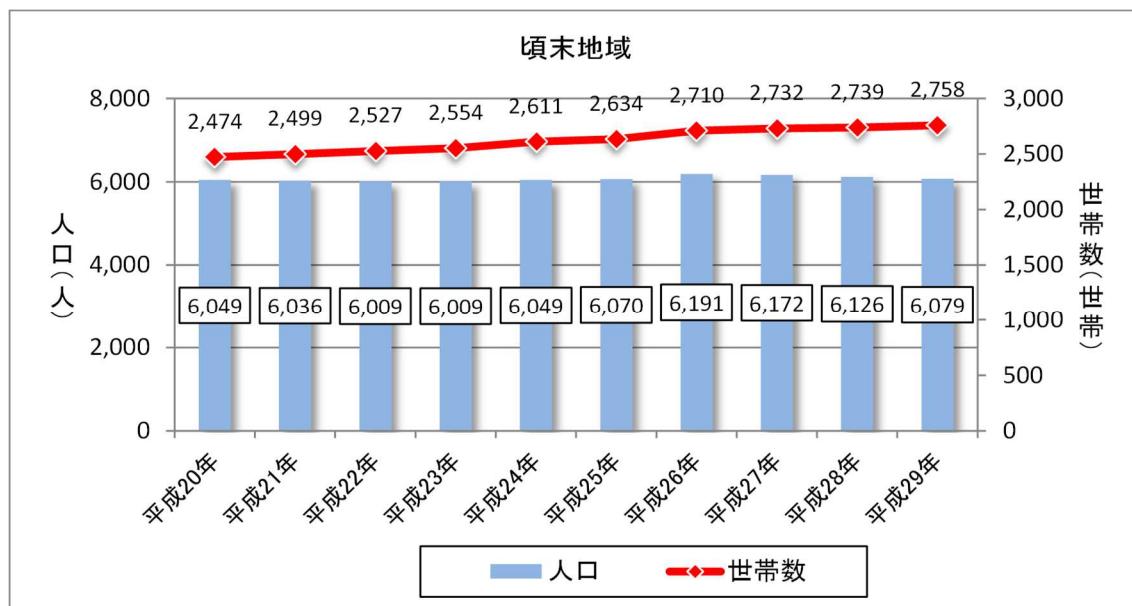
[Light Green Box]	専用住宅地（低層）	[Black Bar]	広域幹線道路
[Diagonal Stripes Box]	専用住宅地（中高層）	[Double Black Bar]	幹線道路
[Yellow Box]	一般住宅地	[Triple Black Bar]	補助幹線道路
[Pink Box]	商業・業務地	[Thin Bar with Box]	鉄道
[Orange Box]	沿道型施設用地	[Dotted Line]	地域界
[Blue Box]	工業地	[Dash-dot Line]	行政界
[Brown Box]	田園居住地		
[Dark Green Box]	自然系緑地		
[Medium Green Box]	都市公園・緑地		
[Light Blue Box]	河川・水面		

4. 頃末地域

(1) 地域の概況

- 本地域は、水巻町の中心に位置し、町役場や中央公民館、大規模商業施設、業務施設等が集積するなど、本町の行政・商業の中心地となっています。
- 人口は、平成29年時点6,079人で、過去10年間の推移をみるとほぼ横ばいで推移していますが、世帯数は2,758世帯と増加傾向で推移しています。
- 土地利用は、駅周辺や国道3号沿道に商業業務系の土地利用がみられ、その周辺には低層・中高層の住宅地が形成されています。
- 地域北西部は、明神ヶ辻山の一部を有しています。
- 水巻駅の南側は住宅地に混在して農地が多く残っています。
- 交通は、広域幹線道路である国道3号が東西に通り、これとほぼ平行してJR鹿児島本線が通っています。また、JR鹿児島本線には水巻駅が設置され、本町の代表的な玄関口となっています。
- JR水巻駅は、平成28年3月にバリアフリー化が完了しています。
- 下水道については、住宅地において概ね90%完了しています。
- 県事業として曲川の河川整備を実施しており、排水機場の老朽化対策やポンプの増設を進めています。

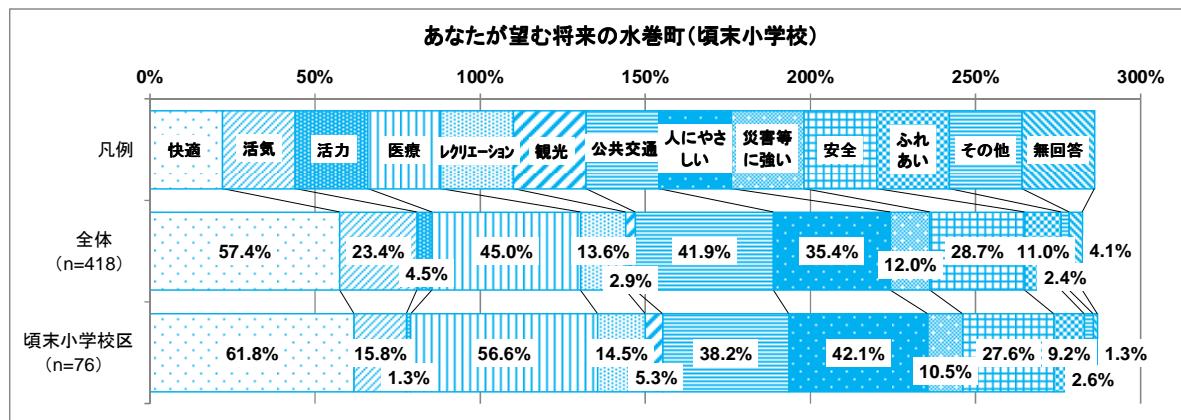
【人口・世帯数の推移】



(資料:水巻町住民基本台帳)

(2) 地域の意見

- 将来の水巻町について、頃末地域では、「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」「医療や教育や文化施設等が充実しているまち」を望む意見が多くみられます。
- 「医療や教育や文化施設等が充実しているまち」については、町全体と比較して高い割合を示しています。



(3) 地域の課題

- 本地域は、行政や商業業務機能が集積した本町の中心的役割を担う地域であり、今後も各種都市機能が集積した中心拠点としてのまちづくりが必要となっています。
- 水巻駅は地域及び本町の玄関口となっていますが、駅前広場や周辺道路が狭く、駅の利用や周辺の交通に支障を来たしているなど交通結節点としての機能が弱い状況となっています。
- 用途地域内における残存農地の整備や宅地化の促進など、定住を促進する基盤づくりと良好な都市環境の整備が必要となっています。
- 本地域は、国道3号およびJR鹿児島本線により南北に分断されており、地域としての一体感に欠けています。
- 未整備となっている（都）3・3・48-3 芦屋水巻中間線、（都）3・4・48-6 中橋櫛笥線については、事業性、重要性等を総合的に判断し、整備または見直しについて検討を図る必要があります。

(4) 地区の将来像

- 本地域は、JR水巻駅を有するなど、水巻町における中心地であることから、商業および行政の拠点として、必要な機能の集積を図っていきます。同時に高齢者や障がい者に優しい、より安全・便利で快適な住環境の整備に努めます。

まちの中心地として多くの人が行き交うにぎわいのまち・頃末地域

(5) 地域のまちづくりの方針

①土地利用方針

1) 一般住宅

- ・駅周辺および幹線道路沿道部については一般住宅地とし、住環境を保護しつつ地域活性化のため一定規模の用途の混在を許容する区域とします。
- ・用途地域内の残存農地については、土地所有者の理解に努めながら宅地化を図るなど有効活用图ります。

2) 専用住宅地

- ・地域南部の住宅地を低層の専用住宅地、北部の住宅地を中高層の専用住宅地として、それぞれ位置づけ、良好な住環境の保全を図ります。
- ・用途地域内の残存農地については、土地所有者の理解に努めながら宅地化を図るなど有効活用图ります。
- ・住環境向上のため、地区計画、建築協定、緑化協定などの適用の検討を行います。

3) 商業地

- ・大型店舗の立地もみられる国道3号及び県道水巻芦屋線沿線では今後も引き続き商業地として位置づけ、活性化を図ります。
- ・地域住民及び来訪者の快適性の向上を目指して、水巻駅周辺の整備を図ります。
- ・その他の商業地については、良好な商業環境の形成を図るため、歩行・買い物の利便性や商業空間の景観などの向上に向けた各種整備手法の検討を推進します。

4) 沿道利用型施設用地

- ・国道3号および県道水巻芦屋線は交通量も多く沿道サービス施設の立地に適しているため、その一部を沿道利用型の施設用地とします。

5) 自然系緑地

- ・明神ヶ辻山及びその緑地は、良好な景観を有することから、その保全を図ります。

②交通施設の整備方針

1) 道路

- ・下記道路を幹線道路及び補助幹線道路と位置づけ、道路機能の維持管理を図ります。
- ・南北方向の幹線道路である(都)3・3・48-3 芦屋水巻中間線については、本地域の骨格を成す道路でもあり、整備を推進します。
- ・未整備となっている(都)3・4・48-6 中橋櫛笥線については、緊急性、事業性、住民ニーズ等などから整備の必要性について検証し、事業性、重要性等を総合的に判断しつつ見直しを行います。
- ・既存の幹線道路や生活道路等における歩道設置や危険箇所等の改良に努めるなど、歩行者・自転車の安全に配慮した道路の形成を図ります。
- ・JR水巻駅南側については、公共交通の連携強化を図るため、駅前広場の整備を図ります。

広域幹線道路	・(都)3・3・48-1 国道3号線(国道3号)
幹線道路	・(都)3・3・48-3 芦屋水巻中間線((一)水巻芦屋線、(一)中間水巻線)
補助幹線道路	・(都)3・4・48-6 中橋櫛筈線ほか

注) : (一)は一般県道を表す。

2) 公共交通

- JR水巻駅周辺においては、駅前広場の整備をはじめ、鉄道、バス等の接続性を考慮するなど公共交通の連携強化を図ります。
- 駅周辺等、主要な公共の場において駐車場・駐輪場の設置に努めます。
- 地域住民の重要な足として、福祉バスの新たなバス停の設置や車両の更新等、公共交通機関の利便性向上を図ります。



【整備が進むJR水巻駅南側】

③公園・緑地の整備方針

- 街区公園等の住区基幹公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置します。また、公園設備の安全点検に努めるとともに、適切な維持管理によって長寿命化を図ります。
- 花壇の手入れや清掃活動等を行う地域住民に対する支援を継続的に行います。

④市街地の整備方針

- JR水巻駅南においては、旧ため池用地の開発を検討し、駅前広場を整備するなど交通結節点機能の強化を図り、公共交通の拠点とします。
- 面的な整備等により、すでに良好な環境が形成されている地区等では建築物に関する制限や緑化に関する誘導方策を用いた地区計画等を活用して、その環境を保全します。
- 生活道路や公園等の施設が不十分なまま農地の宅地化が進みつつある市街地では、敷地面積の最低限度や道路の幅員を定めた地区計画等を活用して計画的な市街地の形成を図ります。
- 既成市街地内で発生している空き家等については、継続的に調査を進め、その実態を的確に把握します。また、転入者に向けた住居として、あるいは地域の活性化に資するようなコミュニティの場として活用できるように地域住民と協力して検討を図ります。
- 地域の景観を著しく損ねており、防災・防犯・衛生上問題となっている空き家については、所有者の理解のもと解消を図ります。
- 町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

⑤景観形成の方針

- ・景観計画の策定による景観ルールづくりや地区計画、緑地協定等の活用により、周辺景観と建物の調和を図り、魅力的でうるおいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・本町の中心市街地であるＪＲ水巻駅周辺では多様な商業業務機能などが集積する魅力的で賑わいのある景観の創出に努めます。
- ・幹線道路等の緑化、公共空間の緑化を推進します。
- ・都市公園・都市緑地などの整備、維持管理等に努め、緑の景観を維持します。
- ・明神ヶ辻山については本地域の重要な景観資源であることから、地域住民等の協力による里山の維持管理によって保全します。

⑥下水道・河川の整備方針

- ・公共下水道は公共用水域の水質汚濁防止、清潔で快適な住環境を形成する上で必要な都市施設であることから、公共下水道事業計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進し、普及率の向上に努めます。
- ・河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりに努めます。
- ・曲川では、下水道の整備推進等により水質の改善に努めます。

⑦都市防災の方針

- ・都市計画法や水巻町宅地開発指導要綱等に基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努め、無秩序な開発防止や防災に配慮した都市づくりを図ります。
- ・避難場所、延焼遮断帯等様々な機能を有している公園・緑地やその他オープンスペースの積極的な確保とその適正な維持・配置に努めます。
- ・避難路となる道路の維持・整備に努めます。
- ・建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、特に昭和56年以前に建築された建築物等について耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・公共下水道事業や河川事業等の継続的な実施をはじめ、河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちづくりを推進します。

【地域別構想図（頃末地域）】



0 200 400 600 800 1,000m

凡 例

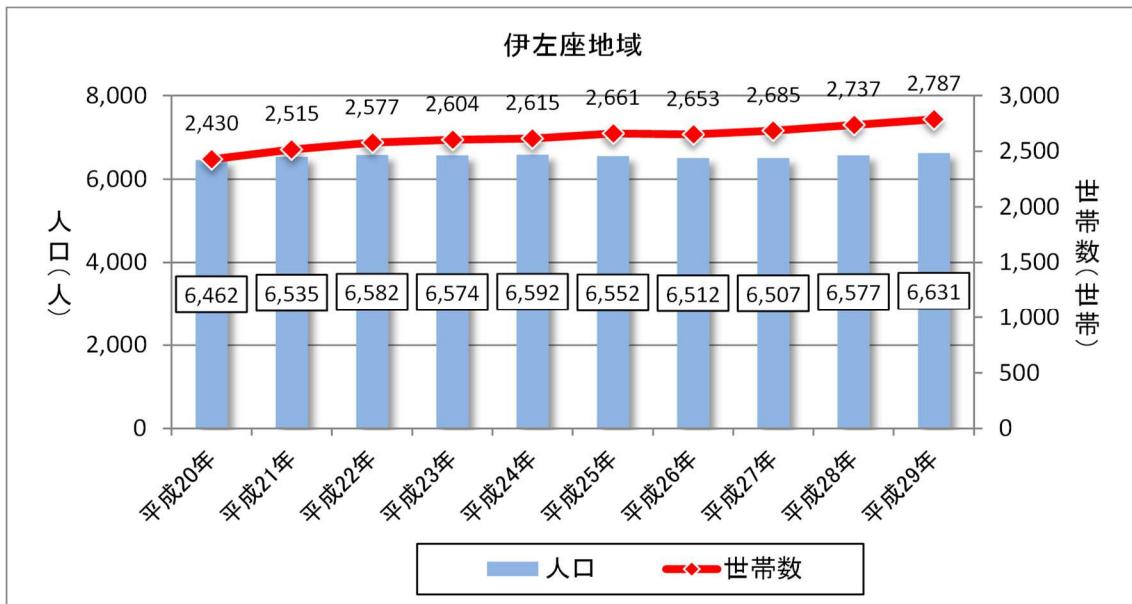
[Yellow Box]	専用住宅地（低層）	[Solid Black Line]	広域幹線道路
[Diagonal Lines Box]	専用住宅地（中高層）	[Double Black Line]	幹線道路
[Yellow Box]	一般住宅地	[Thick Black Line]	補助幹線道路
[Pink Box]	商業・業務地	[Line with square markers]	鉄道
[Red Box]	沿道型施設用地	[Dashed Red Line]	地域界
[Blue Box]	工業地	[Dashed Black Line]	行政界
[Brown Box]	田園居住地		
[Green Box]	自然系緑地		
[Dark Green Box]	都市公園・緑地		
[Light Blue Box]	河川・水面		

5. 伊左座地域

(1) 地域の概況

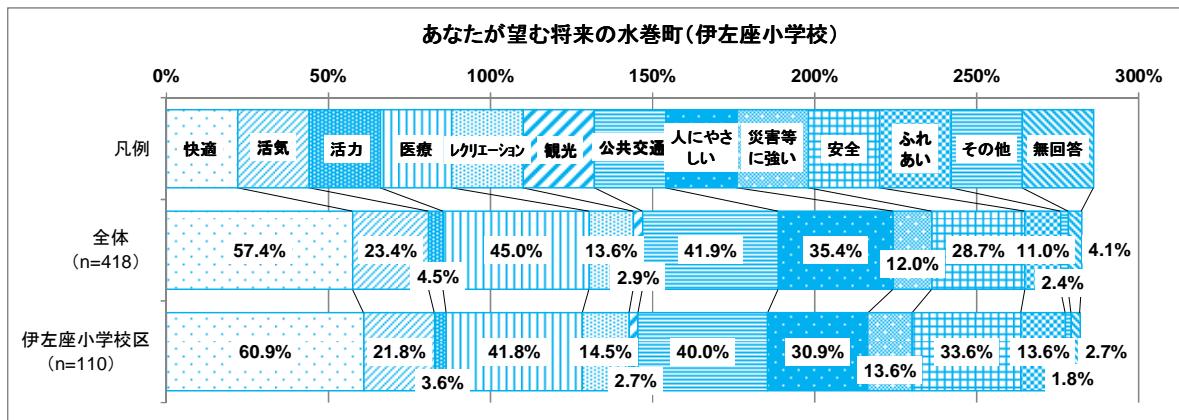
- 本地域は水巻町の南西部に位置し、西を遠賀川、南側を中間市に接しています。
- 人口は、平成29年時点6,631人で、過去10年間の推移をみると微増傾向で推移しています。世帯数は2,787世帯と増加傾向で推移しています。
- 地域全体をとおして良好な低層住宅地となっていますが、住宅系土地利用に混在して農地が多く残っています。
- 西側に隣接する遠賀川河川敷は良好な緑地帯となっています。
- 地域資源として福岡県の指定天然記念物となっているハ劍神社の大イチョウがあります。
- 道路については全体的に整備が遅れていますが、幅員の狭い道路などが多く残っています。
- 本地域には、鉄道駅から遠い地区もあり、公共交通を利用するのには不便です。
- 公園緑地は遠賀川河川敷及びふれあい広場等がありますが、住民が歩いていける範囲に身近な公園は少ない状況にあります。
- 下水道については、住宅地において概ね60%完了しています。
- 県事業として曲川の河川整備を実施しており、排水機場の老朽化対策やポンプの増設を進めています。

【人口・世帯数の推移】



(2) 地域の意見

- 将来の水巻町について、伊左座地域では、「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」「医療や教育や文化施設等が充実しているまち」「バス・鉄道など公共交通が整備され移動しやすいまち」を望む意見が多くみられます。



(3) 現況の課題

- 住宅地については、良好な住環境の保全に努めていく必要があります。
- 用途地域内における残存農地の整備や宅地化の促進など定住を促進する基盤づくりと良好な都市環境の整備が必要となっています。
- ほ場整備が進められている優良な農地については、生産性の向上のほか、防災機能、景観機能等多面的な要素を有することから今後もその保全を図っていく必要があります。
- 既存の集落内には道路幅員の狭い地区があり、改善していく必要があります。
- 道路については（都）鯉口・二線、（都）古屋・伊左座線が計画されていますが、整備があまり進んでいないため、その推進を図る必要があります。
- 鉄道駅や町内の主要な施設等からやや離れた位置にあり、交通利便性があまり高くないことから、地域住民の利便性向上に向けた交通体系の確保が必要となっています。
- 未整備となっている（都）3・3・48-7 鯉口二線、3・4・48-9 古屋伊左座線については、事業性、重要性等を総合的に判断し、整備または見直しについて検討を図る必要があります。

(4) 地区の将来像

- 本地域は、良好な住宅地という位置づけのもと、活発な住宅開発を的確に誘導していきます。同時に、道路・公園・下水道などの都市基盤整備を積極的に行い、住環境の質を高めていくとともに、安全な歩行空間の形成に努めます。

快適な住環境が整った安全・安心なまち・伊左座地域

(5) 地域のまちづくりの方針

①土地利用方針

1) 一般住宅

- ・曲川排水機場周辺の区域を一般住宅とし、一定規模までの用途の混在を許容する区域とします。

2) 専用住宅地

- ・その他の専用住宅地や農地の混在する住宅地については、低層の良好な住環境が形成されているため、低層専用住宅地として位置づけ、住環境の保全を図ります。
- ・住環境向上のため、地区計画、建築協定、緑化協定などの適用の検討を行います。

3) 農地・集落

- ・地域北部の農地・集落を位置づけ、既存農地については生産性だけではなく、景観や防災面の機能を含めて保全していきます。
- ・狭隘区間が残る既存集落内の生活道路の改善を図ります。

②交通施設の整備方針

1) 道路

- ・下記道路を幹線道路及び補助幹線道路と位置づけ、道路機能の維持管理を図ります。
- ・未整備となっている（都）3・3・48-7 鯉口二線、3・4・48-9 古屋伊左座線については、緊急性、事業性、住民ニーズ等などから整備の必要性について検証し、事業性、重要性等を総合的に判断しつつ見直しを行います。
- ・既存の幹線道路や生活道路等における歩道設置や危険箇所等の改良に努めるなど、歩行者・自転車の安全に配慮した道路の形成を図ります。

幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・(都) 3・5・48-10 大下上前田線・(都) 3・4・48-9 古屋伊左座線の一部 ((一) 直方水巻線)
補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・(都) 3・4・48-7 鯉口二線・(都) 3・4・48-9 古屋伊左座線の一部 ほか

注) : (一)は一般県道を表す。

2) 公共交通

- ・地域住民の重要な足として、路線バス、福祉バスの新たなバス停の設置や車両の更新等、公共交通機関の利便性向上を図ります。

③公園・緑地の整備方針

- ・街区公園等の住区基幹公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置します。また、公園設備の安全点検に努めるとともに、適切な維持管理によって長寿命化を図ります。
- ・花壇の手入れや清掃活動等を行う地域住民に対する支援を継続的に行います。

④市街地の整備方針

- ・面的な整備等により、すでに良好な環境が形成されている地区等では建築物に関する制限や緑化に関する誘導方策を用いた地区計画等を活用して、その環境を保全します。
- ・生活道路や公園等の施設が不十分なまま農地の宅地化が進みつつある市街地では、敷地面積の最低限度や道路の幅員を定めた地区計画等を活用して計画的な市街地の形成を図ります。
- ・既成市街地内で発生している空き家等については、継続的に調査を進め、その実態を的確に把握します。また、転入者に向けた住居として、あるいは地域の活性化に資するようなコミュニティの場として活用できるように地域住民と協力して検討を図ります。
- ・地域の景観を著しく損ねており、防災・防犯・衛生上問題となっている空き家については、所有者の理解のもと解消を図ります。
- ・町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

⑤景観形成の方針

- ・景観計画の策定による景観ルールづくりや地区計画、緑地協定等の活用により、周辺景観と建物の調和を図り、魅力的でうるおいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・幹線道路等の緑化、公共空間の緑化を推進します。
- ・都市公園・都市緑地などの整備、維持管理等に努め、緑の景観を維持します。
- ・優良な農地の保全を図るとともに、休耕田に対しては、地域の住環境を阻害しないよう、コスモス等転作作物の作付を推進し、緑化、防災施設としての機能の維持を継続的に図ります。
- ・遠賀川は本町の大切な自然景観であるため、遠賀川河川敷等については、景観等に配慮した河川整備を関係機関に要望していきます。
- ・八剣神社の大イチョウ等の歴史・文化的資源及び周辺の緑地は、本町の重要な景観資源であることから将来に渡って保全を図ります。



【八剣神社の大イチョウ】

⑥下水道・河川の整備方針

- ・公共下水道は公共用水域の水質汚濁防止、清潔で快適な住環境を形成する上で必要な都市施設であることから、公共下水道事業計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進し、普及率の向上に努めます。
- ・河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりに努めます。
- ・遠賀川については、景観等に配慮した河川整備について関係機関に要望します。
- ・曲川では、下水道の整備推進等により水質の改善に努めます。

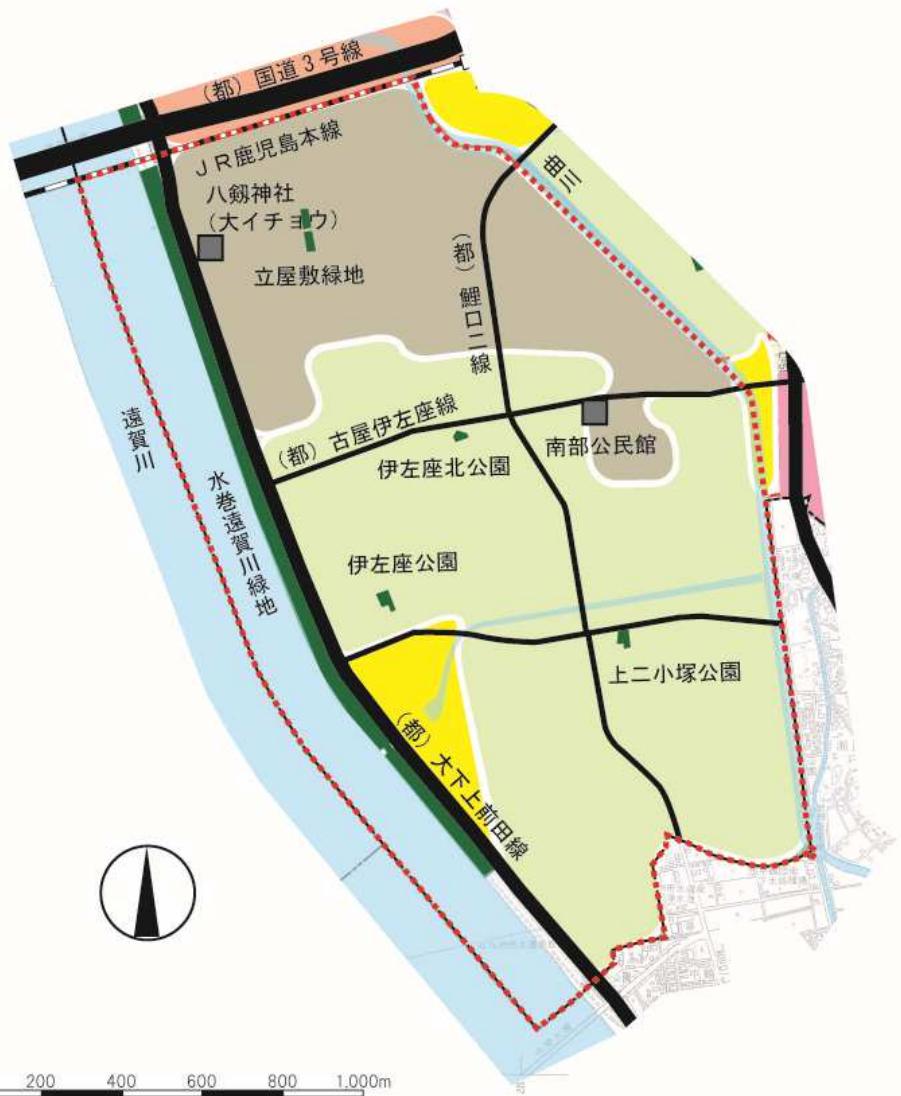
⑦都市防災の方針

- ・都市計画法や水巻町宅地開発指導要綱等に基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努め、無秩序な開発防止や防災に配慮した都市づくりを図ります。
- ・避難場所、延焼遮断帯等様々な機能を有している公園・緑地やその他オープンスペースの積極的な確保とその適正な維持・配置に努めます。
- ・避難路となる道路の維持・整備に努めます。
- ・建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、特に昭和 56 年以前に建築された建築物等について耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・公共下水道事業や河川事業等の継続的な実施をはじめ、河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちづくりを推進します。



【地域を流れる曲川】

【地域別構想図（伊左座地域）】



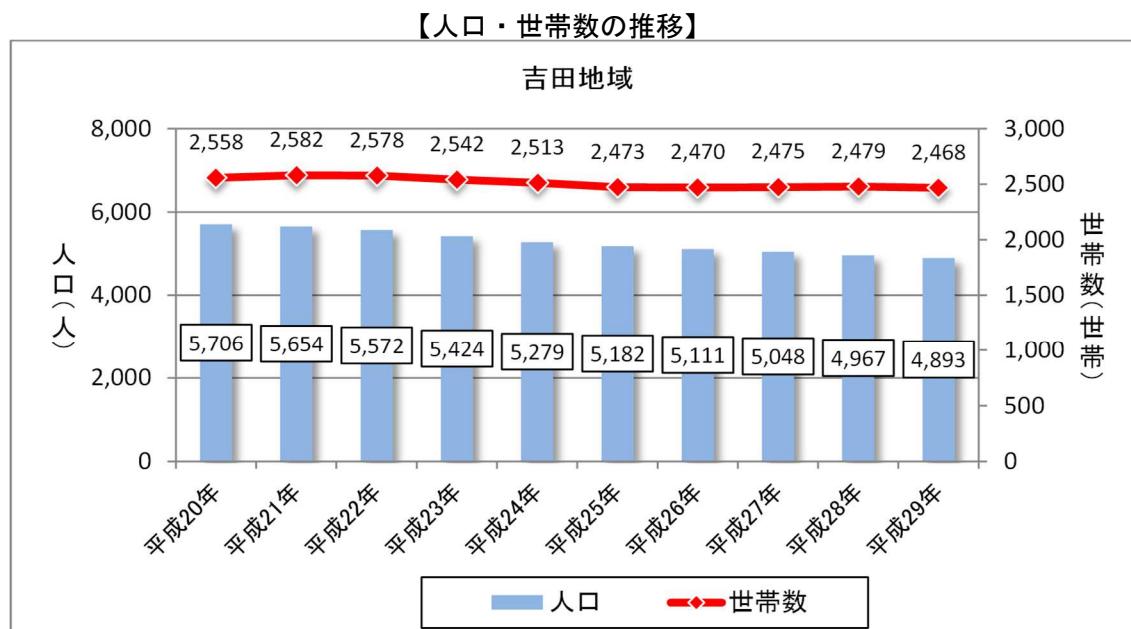
凡例

専用住宅地（低層）	広域幹線道路
専用住宅地（中高層）	幹線道路
一般住宅地	補助幹線道路
商業・業務地	鉄道
沿道型施設用地	地域界
工業地	行政界
田園居住地	
自然系緑地	
都市公園・緑地	
河川・水面	

6. 吉田地域

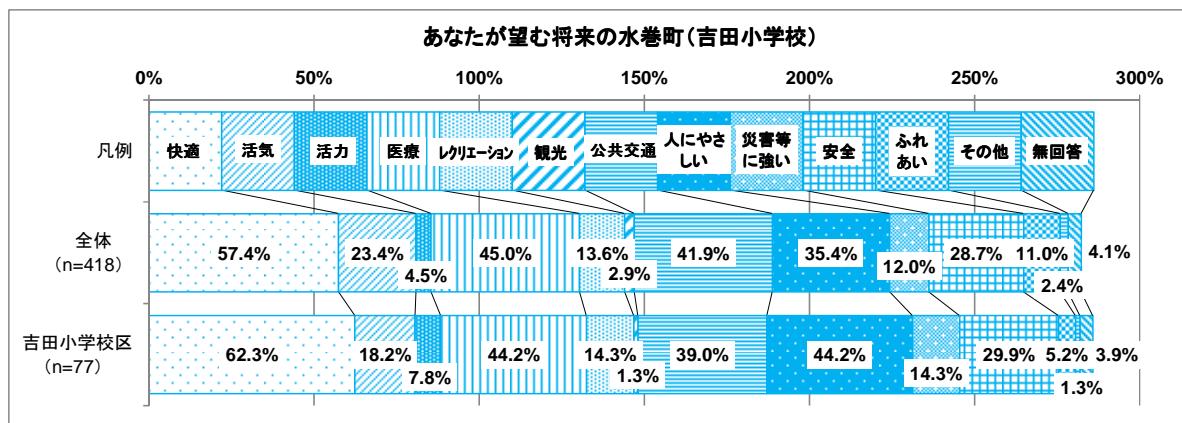
(1) 地域の概況

- ・吉田地域は水巻町の南東部に位置し、東に北九州市、南を中間市に隣接する地域です。
- ・人口は、平成 29 年時点 4,893 人と減少傾向で推移しています。また、世帯数も 2,468 世帯と徐々に減少しています。
- ・本地域は吉田工場団地を有しているほか、(都) 3・4・48-8 三反間岩瀬線沿道には商業施設や医療施設並びに、デイケアサービス施設も立地しています。
- ・地域の南部には水巻町の炭坑時代の歴史を物語る吉田ぼた山があります。吉田ぼた山は北九州市に隣接し、中間市、水巻町にまたがる約 40ha の広大な面積を有しています。
- ・田畠の用水、物流の水路、石炭輸送路などに活用されてきた地域の歴史を伝える堀川及び車返しの切貫（ノミ跡）が歴史・文化資源として保存されています。
- ・用途地域は、南側の吉田ぼた山および吉田工場団地を工業系の用途地域に、(都) 3・4・8 三反間岩瀬線沿道を近隣商業地域に指定し、その他を住居系の用途地域に指定しています。
- ・地域には JR 筑豊本線が通り、東水巻駅が設置されていますが、その利用客数は近年のモータリゼーションの発展に伴い横ばい状態となっています。
- ・下水道については、住宅地において概ね 70% 完了しています。
- ・県事業として曲川の河川整備を実施しており、排水機場の老朽化対策やポンプの増設を進めています。



(2) 地域の意見

- 将来の水巻町について、吉田地域では、「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」「医療や教育や文化施設等が充実しているまち」「バス・鉄道など公共交通が整備され移動しやすいまち」「高齢者、障がい者に配慮した人にやさしいまち」を望む意見が多くみられます。
- 「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」と「高齢者、障がい者に配慮した人にやさしいまち」については、町全体と比較して高い割合を示しています。



(3) 現況の課題

- 宮尾台団地等の住宅地については、住環境の保全に努めていく必要があります。
- 吉田工場団地については、周辺環境との調和に努めつつ、操業環境の維持・向上に努めていく必要があります。
- 吉田西4丁目周辺の住商混在地については、商業機能の集積を高め魅力的で利便性の高い商業環境を形成していく必要があります。
- 吉田西2丁目等の用途地域内に残る農地や未利用地については、土地所有者の意向をはじめ将来の宅地需要、農地の多面的機能などを総合的に判断し、有効活用を図っていく必要があります。
- 事業中となっている（都）3・3・48-3芦屋水巻中間線については、引き続き整備を進めていく必要があります。
- 吉田ぼた山の跡地利用について検討を図る必要があります。

(4) 地区の将来像

- 本地域は、吉田ぼた山や堀川などの歴史文化資源を有しているとともに、吉田工場団地がある地域であることから、これらの資源や施設を生かし、住・商・工の調和のとれた地域の形成を図ります。

歴史を生かした住・商・工の調和のとれたまち・吉田地域

(5) 土地利用方針

1) 専用住宅地

- ・吉田西二丁目周辺の農地が混在する住宅地については、専用住宅地とし、良好な住環境の保全を図ります。
- ・用途地域内の残存農地については、土地所有者の理解に努めながら宅地化を図るなど有効活用図ります。
- ・住環境向上のため、地区計画、建築協定、緑化協定などの適用の検討を行います。

2) 一般住宅

- ・JR 筑豊本線および幹線道路沿道の区域を一般住宅地とし、住環境を保護しつつも、地域活性化のために一定規模までの用途の混在を許容する区域とします。

3) 近隣商業地

- ・県道中間・水巻線沿道の店舗が集積している区域については、近隣商業地域とし、地域住民のための店舗、事務所などの集積を図ります。
- ・(都) 3・4・48-9 古屋伊左座線沿道において、商業施設の誘致を図ります。

4) 工業地

- ・吉田工場団地を今後とも工業地として位置づけ、操業環境の向上に努めます。
- ・吉田ぼた山の跡地については、クリーンエネルギーゾーンとして民間活力を誘導し太陽光発電施設など、人と環境にやさしい土地利用について検討するとともに、地域の活性化に資する商業業務機能の立地も含めた複合的な土地利用についても検討します。



【吉田ぼた山跡地】

(6) 都市施設整備方針

1) 道路

- ・下記道路を幹線道路及び補助幹線道路と位置づけ、道路機能の維持管理を図ります。
- ・このうち、事業中である（都）3・3・48-3 芦屋水巻中間線については、本町の主要な骨格を形成する重要な路線であることから引き続き整備推進を図ります。
- ・吉田ぼた山跡地の西側を通る（都）3・6・45-18 中間水巻線については、早期の事業化を図ります。
- ・未整備となっている（都）3・4・48-9 古屋伊左座線については、緊急性、事業性、住民ニーズ等などから整備の必要性について検証し、事業性、重要性等を総合的に判断しつつ見直しを行います。
- ・既存の幹線道路や生活道路等における歩道設置や危険箇所等の改良に努めるなど、歩行者・自転車の安全に配慮した道路の形成を図ります。
- ・（都）3・4・48-8 三反間岩瀬線沿いには、医療施設が集積していることから、JR東水巻駅とのアクセス路については、歩行者が安全に通行できる道路環境の整備を図ります。

幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・（都）3・3・48-3 芦屋水巻中間線・（都）3・4・48-8 三反間岩瀬線 ((一) 中間水巻線)・（都）3・4・48-9 古屋伊左座線・（都）3・6・45-18 中間水巻線
補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・（都）3・4・48-7 鯉口二線・（都）3・4・48-9 古屋伊左座線の一部 ほか

注) : (一)は一般県道を表す。

2) 公共交通

- ・鉄道、バス等の接続性を考慮するなど公共交通の連携強化を図ります。
- ・駅周辺等、主要な公共の場において駐車場・駐輪場の設置に努めます。
- ・地域住民の重要な足として、福祉バスの新たなバス停の設置や車両の更新等、公共交通機関の利便性向上を図ります。



【路線バス（北九州市営バス）】

③公園・緑地の整備方針

- ・街区公園等の住区基幹公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置します。また、公園設備の安全点検に努めるとともに、適切な維持管理によって長寿命化を図ります。
- ・花壇の手入れや清掃活動等を行う地域住民に対する支援を継続的に行います。

④市街地の整備方針

- ・宮尾台など面的な整備等により、すでに良好な環境が形成されている地区等では建築物に関する制限や緑化に関する誘導方策を用いた地区計画等を活用して、その環境を保全します。
- ・生活道路や公園等の施設が不十分なまま農地の宅地化が進みつつある市街地では、敷地面積の最低限度や道路の幅員を定めた地区計画等を活用して計画的な市街地の形成を図ります。
- ・既成市街地内で発生している空き家等については、継続的に調査を進め、その実態を的確に把握します。また、転入者に向けた住居として、あるいは地域の活性化に資するようなコミュニティの場として活用できるように地域住民と協力して検討を図ります。
- ・地域の景観を著しく損ねており、防災・防犯・衛生上問題となっている空き家については、所有者の理解のもと解消を図ります。
- ・町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障がい者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

⑤景観形成の方針

- ・景観計画の策定による景観ルールづくりや地区計画、緑地協定等の活用により、周辺景観と建物の調和を図り、魅力的でうるおいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・幹線道路等の緑化、公共空間の緑化を推進します。
- ・都市公園・都市緑地などの整備、維持管理等に努め、緑の景観を維持します。
- ・優良な農地の保全を図るとともに、休耕田に対しては、地域の住環境を阻害しないよう、コスモス等転作作物の作付を推進し、緑化、防災施設としての機能の維持を継続的に図ります。
- ・河守神社周辺等の歴史・文化的資源及び周辺の緑地は、本町の重要な景観資源であることから、その保全を図ります。

⑥下水道・河川の整備方針

- ・公共下水道は公共用水域の水質汚濁防止、清潔で快適な住環境を形成する上で必要な都市施設であることから、公共下水道事業計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進し、普及率の向上に努めます。
- ・河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりに努めます。
- ・堀川では、水質の改善に努めています。

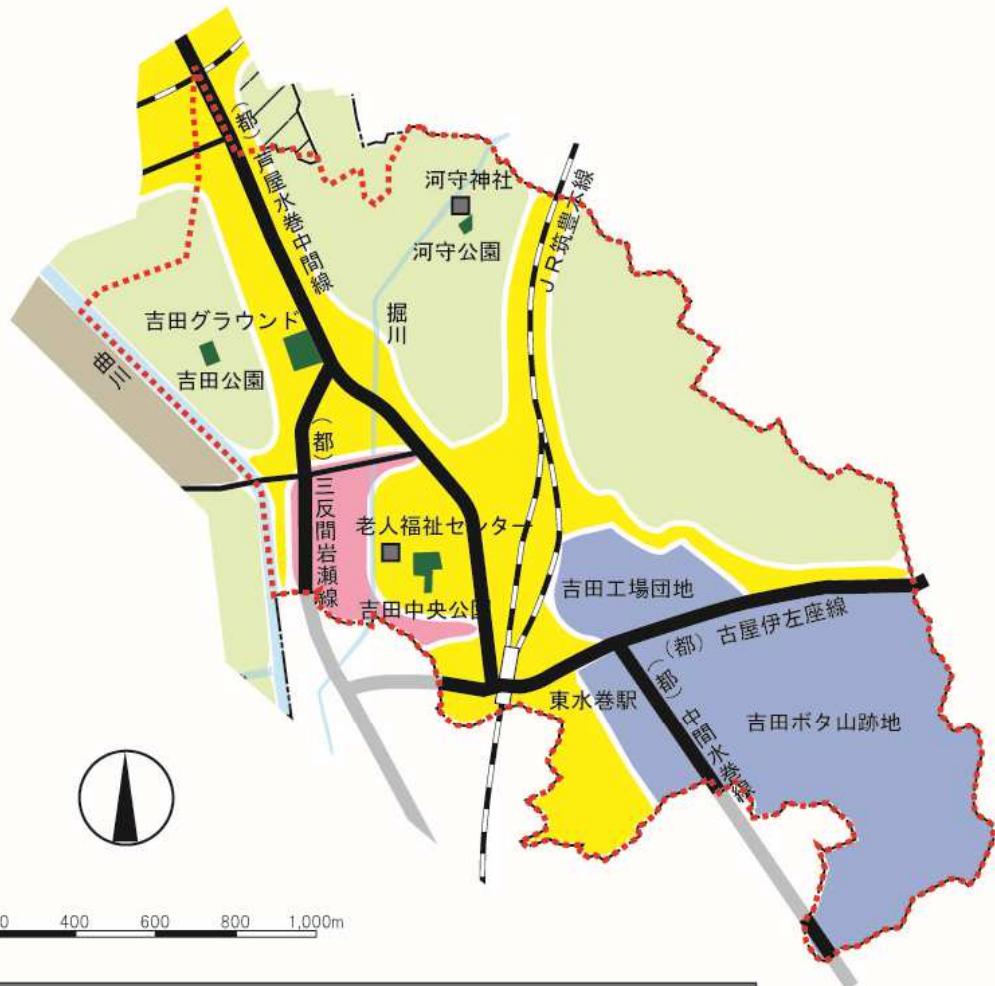


【堀川】

⑦都市防災の方針

- ・都市計画法や水巻町宅地開発指導要綱等に基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努め、無秩序な開発防止や防災に配慮した都市づくりを図ります。
- ・避難場所、延焼遮断帯等様々な機能を有している公園・緑地やその他オープンスペースの積極的な確保とその適正な維持・配置に努めます。
- ・避難路となる道路の維持・整備に努めます。
- ・建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、特に昭和56年以前に建築された建築物等について耐震診断・耐震改修の促進を図ります。
- ・公共下水道事業や河川事業等の継続的な実施をはじめ、河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちづくりを推進します。

【地域別構想図（吉田地域）】



凡　例

専用住宅地（低層）	広域幹線道路
専用住宅地（中高層）	幹線道路
一般住宅地	補助幹線道路
商業・業務地	鉄道
沿道型施設用地	地域界
工業地	行政界
田園居住地	
自然系緑地	
都市公園・緑地	
河川・水面	

第4章 まちづくりの推進方策

1. まちづくりの協働体制の構築

都市計画マスタープランで示した将来像を実現していくためには、町民・事業者・行政が連携してまちづくりを進めていく必要があります。

今後とも、限られた財源の中で暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、行政の取組だけでは困難です。このため、土地利用のあり方、都市施設の必要性、優先性、その他将来のまちづくりに向けた提案など、町民や関係する方たちで話し合いや、意識の共有化を図ることによって、まちづくりの実現化を図っていくものとします。

1-1. まちづくりを推進するための体制づくり

①府内体制の充実

まちづくりを円滑に推進していくためには、都市計画の分野だけではなく産業振興、環境保全、防災など多様な部署との連携かつ横断的な取組が必要です。このため、関係各課が緊密に連携し、まちづくりを進めるための府内体制の充実を図ります。

②町民参加を推進する仕組みづくり

協働のまちづくりを進めるために、町民の意見や提言等を町政に反映させるとともに、町民参画による町民と行政のパートナーシップの確立を目指します。

町内の多方面の活動・取り組みを結び付け、より魅力的な取り組みにして行くため、有識者による講演会・座談会等の定期的に開催を検討します。

町の職員が講師として、町の取り組みや暮らしに役立つ情報などについての説明を行う、行政出前講座等の開催を検討します。

③広域的な連携・協力体制の強化

まちづくりに関する整備事業や土地利用の誘導・規制などの施策実施にあたっては、国や県、周辺市町及び関係機関と調整・連携を図り進めていきます。

1-2. 町民・事業者・町の役割

■町民の役割

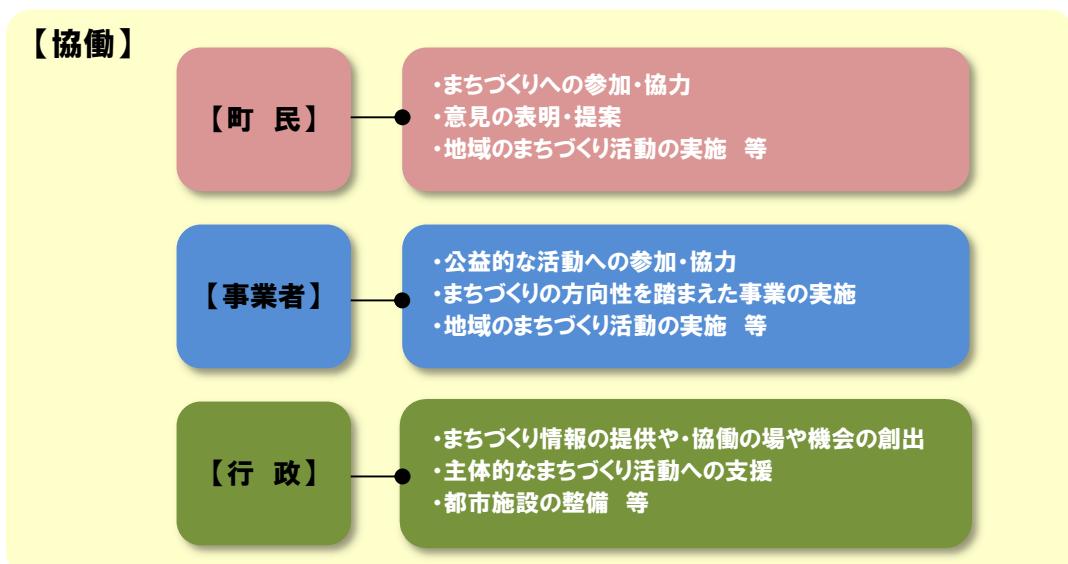
- ・町民は、まちづくりの主役として、行政が行うまちづくりの取組に積極的に参加し、まちづくりへの理解を深めるとともに、意見の表明や提案を行います。
- ・良好な街並みの形成や公園の維持管理など日常生活におけるまちづくり活動の実施を行います。

■事業者の役割

- ・事業者は、地域社会の一員としてまちづくりに対する理解を深め、地域社会と連携を図りながら、公益的な活動に参加・協力します。
- ・将来のまちづくりの方向性を踏まえた開発の実施や、町民が行うまちづくり活動への参画、その他のまちづくりに資する社会貢献などを実施します。

■行政の役割

- ・町のホームページや広報等の充実を図り、都市計画マスタープランの周知やまちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。
- ・町の政策推進や都市施設を計画する際には、「意見交換会」や「地区懇談会」等の話し合いの場や機会を設け、町民が気軽にまちづくりに参加できる環境の整備に努めます。また、まちづくり活動に参加する町民に対する支援を行います。
- ・各種の計画の立案や道路や公園といった公共施設の整備等を行うとともに、まちづくりルールの適正な運用による、土地利用や開発上の誘導や町民、関係者間の調整等を行います。



2. 都市計画制度の活用と見直し

2-1. 用途地域

目指すべき土地利用を実現するため、用途地域について、適正に見直しを行います。なお、変更を行うにあたっては、地権者をはじめ地域住民の理解と協力を得るとともに、建築物の立地状況等の調査はもとより、周辺環境への影響を十分に考慮します。

2-2. 地区計画

地区計画は、地区の実情に応じたよりきめ細かい規制を行う制度です。

本町では、緑ヶ丘地区において良好な居住環境を誘導していくために指定されていますが、今後も良好な住環境の形成をはじめ、生活道路や公園等の施設が未熟な地区等において、地区計画の活用を検討していきます。

また、地区のまちづくりに密接に関係することから地域住民への十分な理解に努めるとともに、町民発意の計画策定の促進に努めます。

2-3. 都市施設

未整備となっている都市計画道路のうち都市の骨格を形成するような重要度の高い道路については、沿道の町民はもとより関係機関と調整を図りながら早期の着手に努めます。

一方、長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3. 実現化に向けた主な取組

3-1. 都市計画マスタープランの柔軟な見直し

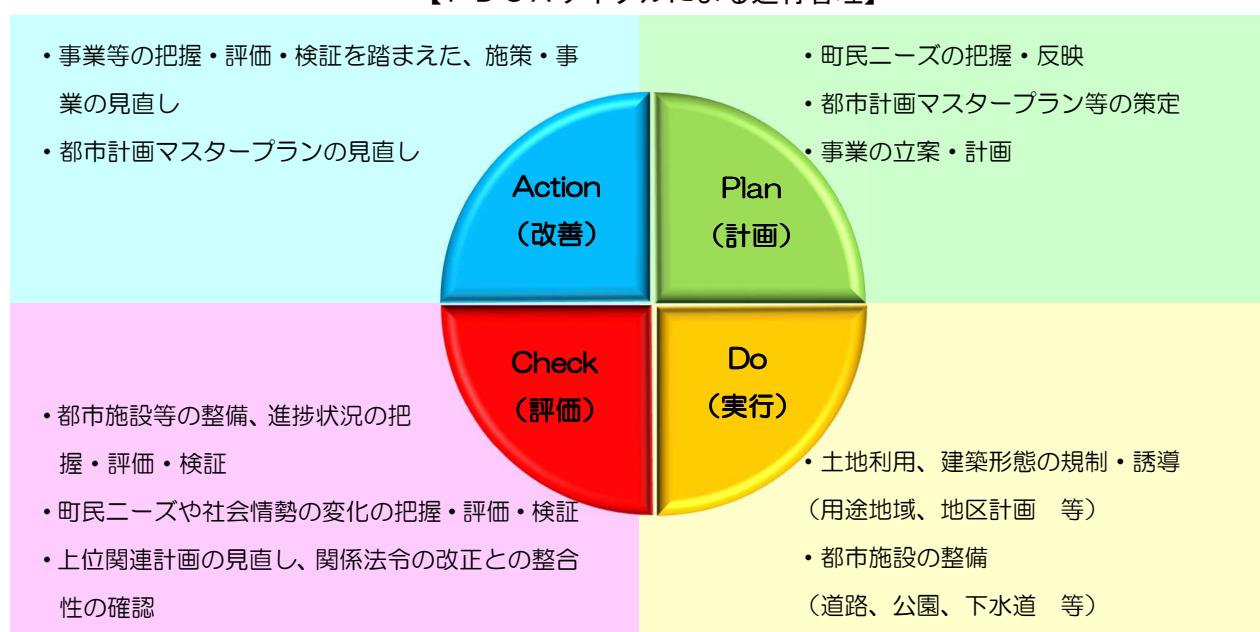
都市計画マスタープランの目標年次は20年後の平成50年であり、長期にわたる計画となっています。このため、上位計画である「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの見直しや都市計画基礎調査の結果、本町を取り巻く社会情勢の変化や町民ニーズの変化、主要事業の進捗等を踏まえながら、適宜、見直しを図ります。

なお、現在水巻町では第五次水巻町総合計画の策定を行っており、完成後はその内容も踏まえながら施策を進めていくものとします。

3-2. 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画で示した将来像の実現に向けて、関係部局間の緊密な連携体制を構築するとともに、計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによる進行管理と適切な施策の展開を行うこととし、計画の着実な実現を図ります。

【PDCAサイクルによる進行管理】



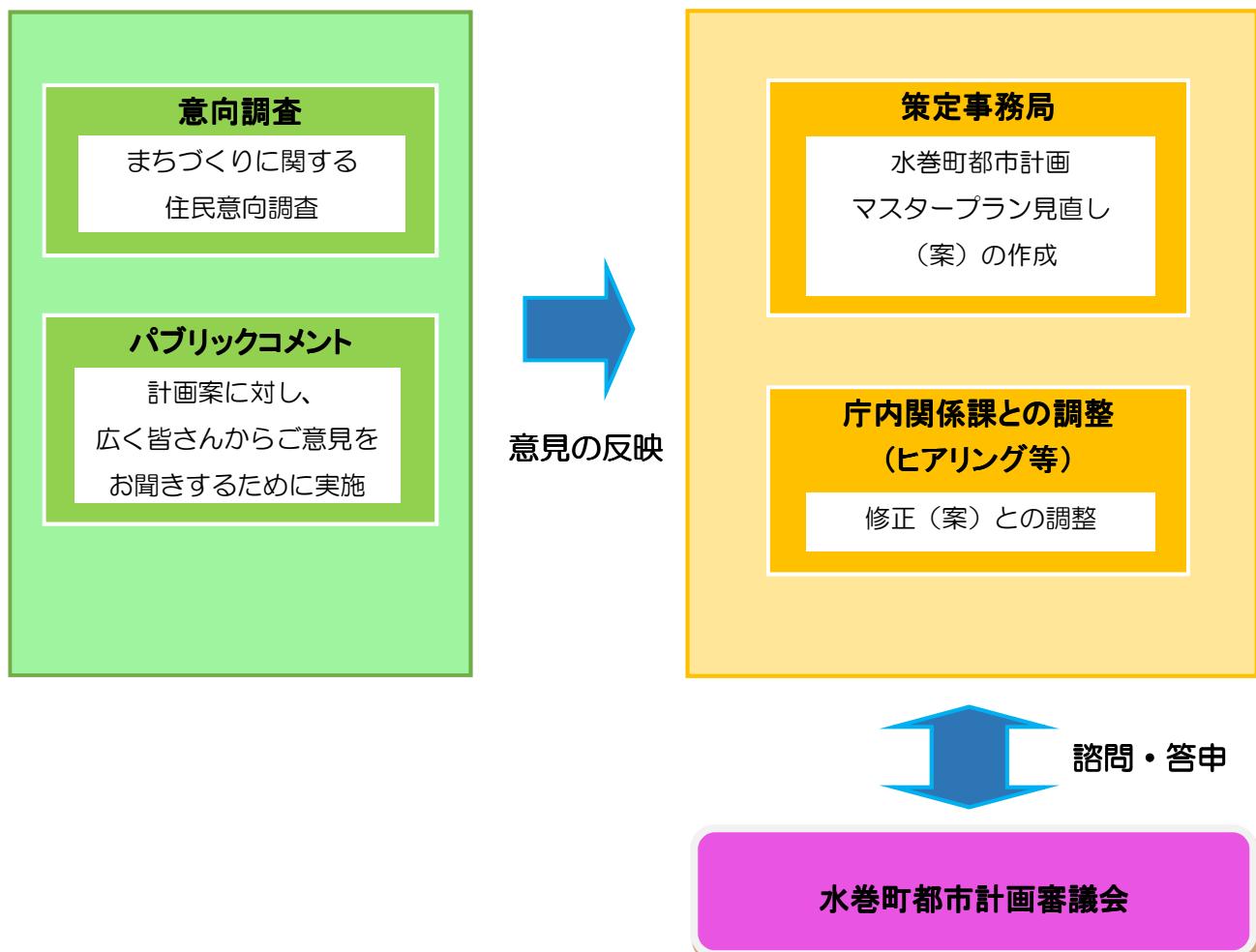
3-3. 効率的かつ効果的な事業の推進

都市計画事業をはじめとする施設整備などを行うにあたっては、既存ストックの有効活用をはじめ、市街化の動向や費用対効果の分析、事業の必要性、優先順位等を勘案し、効率的かつ効果的な事業の実施を図ります。

また、都市施設の整備・運営にあたっては、民間事業者が有するノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図るなど、新しい事業手法の導入を検討します。

参 考 资 料

1. 策定体制



2. 住民意向調査

■水巻町都市計画マスタープラン見直しまちづくりに関する住民意向調査

開催年月日 平成 29 年 11 月 1 日～平成 29 年 11 月 15 日
調査票回収数 回収数 418 件
回収率 32.2%

3. パブリックコメント

■パブリックコメント 意見無し

開催年月日 平成 30 年 3 月 12 日～平成 30 年 3 月 26 日

4. 都市計画審議会

■開催経緯

会 議 名	開催年月日
	内 容
平成 29 年度 第 1 回会議	平成 29 年 10 月 19 日 【報告案件】 現況と課題の整理 全体構想の内容について
平成 30 年度 第 2 回会議	平成 30 年 2 月 15 日 【報告案件】 地域別構想 実現化方策 等
平成 30 年度 第 3 回会議	平成 30 年 3 月 28 日 【審議案件】 水巻町都市計画マスタープラン修正（案）について

水巻町都市計画審議会委員名簿

平成29年5月12日 現在

職名	フリガナ 氏 名	任命年月日 満了年月日	任期 (年)	備考 (選出母体)
会長	イシイ ヤスヒデ 石井 安英	H28.12.12 H30.12.11	2	住民代表 (商工会)
副会長	カワムラ シゲオ 河村 茂生	H28.12.12 H30.12.11	2	住民代表 (学識経験者)
委員	シバタ マサノリ 柴田 正詔	H28.12.12 H30.12.11	2	町議会議員
委員	コガ ノブユキ 古賀 信行	H28.12.12 H30.12.11	2	町議会議員
委員	オカダ エリコ 岡田 選子	H29.5.12 H30.12.11	2	町議会議員
委員	マツオ タケシ 松尾 武	H28.12.12 H30.12.11	2	住民代表 (郡農協)
委員	トヨサワ マサオ 豊澤 正雄	H28.12.12 H30.12.11	2	住民代表 (農業委員会)

(順不同・敬称略)

住みよき
水巻

花咲く川のほとり
MIZUMAKI

